

平成28年第1回西郷村議会定例会

議事日程（5号）

平成28年3月17日（木曜日）午前10時開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）   |
| 日程第 2 | 議案第 4号 | 西郷村行政不服審査法施行条例   |
| 日程第 3 | 議案第 5号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例  |
| 日程第 4 | 議案第 6号 | 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例   |
| 日程第 5 | 議案第 7号 | 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例   |
| 日程第 6 | 議案第 8号 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例   |
| 日程第 7 | 議案第 9号 | 職員の降給に関する条例  |
| 日程第 8 | 議案第10号 | 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例   |
| 日程第 9 | 議案第11号 | 西郷村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例  |
| 日程第10 | 議案第12号 | 西郷村消防団給与条例の一部を改正する条例   |
| 日程第11 | 議案第13号 | 西郷村手数料徴収条例の一部を改正する条例   |
| 日程第12 | 議案第14号 | 西郷村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例                          |
| 日程第13 | 議案第15号 | 西郷村地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例  |
| 日程第14 | 議案第16号 | 西郷村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例   |
| 日程第15 | 議案第17号 | 西郷村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第18号 | 西郷村営住宅等条例の一部を改正する条例  |
| 日程第17 | 議案第19号 | 西郷村営多目的路外駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  |
| 日程第18 | 議案第20号 | 西郷村道路線の廃止及び認定について  |
| 日程第19 | 議案第21号 | 指定管理者の指定について   |
| 日程第20 | 議案第22号 | 平成28年度西郷村一般会計予算  |
| 日程第21 | 議案第23号 | 平成28年度西郷村墓地特別会計予算  |
| 日程第22 | 議案第24号 | 平成28年度西郷村国民健康保険特別会計予算  |
| 日程第23 | 議案第25号 | 平成28年度西郷村公共下水道事業特別会計予算   |
| 日程第24 | 議案第26号 | 平成28年度西郷村農業集落排水事業特別会計予算  |
| 日程第25 | 議案第27号 | 平成28年度西郷村介護保険事業特別会計予算  |

日程第26	議案第28号	平成28年度西郷村後期高齢者医療特別会計予算
日程第27	議案第29号	平成28年度西郷村水道事業会計予算
日程第28	議案第30号	平成28年度西郷村工業用水道事業会計予算
日程第29	議案第31号	平成27年度西郷村一般会計補正予算(第5号)
日程第30	議案第32号	平成27年度西郷村墓地特別会計補正予算(第2号)
日程第31	議案第33号	平成27年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
日程第32	議案第34号	平成27年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第33	議案第35号	平成27年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
日程第34	議案第36号	平成27年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
日程第35	議案第37号	平成27年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第36	議案第38号	平成27年度西郷村水道事業会計補正予算(第1号)
日程第37	議案第39号	平成27年度西郷村工業用水道事業会計補正予算(第1号)
日程第38	議案第40号	平成27年度西郷村一般会計補正予算(第6号)
日程第39	議案第41号	社会資本整備総合交付金事業平成27年度施工西郷高原大橋長寿命化修繕工事請負変更契約について
日程第40	議案第42号	福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援)平成27年度施工西郷村民プール杭打ち工事請負変更契約について
日程第41	発議第1号	西郷村福祉の推進に関する特別委員会の設置の件
追加日程第1	議案第43号	西郷村教育委員会委員の任命について
日程第42	請願・陳情に対する委員長報告	
		・産業建設常任委員会
	請願第1号	「労働時間と解雇の規制強化を求める意見書」を国に提出することを求める請願書
	請願第2号	「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」を国に提出することを求める請願書
	陳情第1号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について
		・総務常任委員会
	請願第3号	「安全保障関連2法(国際平和支援法、平和安全法制整備法)の廃止を求める意見書」を国に提出することを求める請願書
		・文教厚生常任委員会
	陳情第2号	給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の陳情について
追加日程第2	発議第2号	労働時間と解雇の規制強化を求める意見書の提出について
追加日程第3	発議第3号	最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提

出について

追加日程第4 発議第 4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出  
について

追加日程第5 発議第 5号 安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）  
の廃止を求める意見書の提出について

日程第43 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第44 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第45 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第46 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第47 閉会

・出席議員（15名）

1番 松田隆志君	2番 高橋廣志君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 佐藤厚潮君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	9番 秋山和男君	10番 矢吹利夫君
11番 上田秀人君	12番 後藤 功君	13番 佐藤富男君
14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君	16番 白岩征治君

・欠席議員（1名）

8番 金田裕二君

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副 村 長	大倉 修君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	芳賀盛男君
参事兼 総務課長	山崎 昇君	参事兼 税務課長	金田昭二君
参事兼 住民生活課長	相川 博君	参事兼 放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	伊藤秀雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課 課長補佐	和知正道君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君
代表監査委員	居川孝男君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	次 長 兼 議事係長兼 監査委員書記	黒須賢博
庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（白岩征治君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

本日の会議規則第2条により、欠席の届けは8番金田裕二君1名であります。

◎追加日程の議決

○議長（白岩征治君） ここで議案1件が追加提案されました。議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、追加議案を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

（午前10時02分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前10時02分）

○議長（白岩征治君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

◎追加日程の上程（議案第43号）

○議長（白岩征治君） それでは、追加提案されました議案1件につきましては、日程第41の次に追加日程第1、議案第43号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

それでは、追加日程第1、議案第43号を上程いたします。

職員に朗読をさせます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（白岩征治君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（白岩征治君） 続いて、議案第43号に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本日追加提案いたしますのは、議案第43号「西郷村教育委員会委員の任命について」であります。

前西郷村教育委員会委員、菊池千代子氏が平成27年9月30日をもって任期満了により、空席となっておりますが、後任として村田清氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

村田清氏の経歴につきましては、追加議案2ページの略歴書にありますように、東北大学教育学部を卒業後、会社、社会福祉法人勤務の後、平成23年4月からは学校法人郡山開成学園郡山女子大学家政学部教授、郡山女子大学短期大学部教授を歴任し、現在は学校法人郡山開成学園郡山女子大学家政学部の非常勤講師として勤務をされております。

また、村におきましては、平成17年12月から7年間、西郷村地域包括支援センター運営協議会会長、平成12年12月からは西郷村水道事業運営審議会委員、現在は、同審議会会長を務められております。

人格が高潔であり、これらの実績、豊富な経験から本村教育のさらなる進展にご尽力をいただけるものと考え、提案するものでございます。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項中4年と規定されておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第4条の規定に基づき平成31年9月30日までといたします。

以上、議案のご説明を申し上げました。

ご審議の上、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（白岩征治君） 提案理由の説明が終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ちょっとここで暫時休憩いたします。

（午前10時06分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） それでは再開いたします。

（午前10時30分）

◎議案第3号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第3号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第3号「専決処分の承認を求めることについて」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第4号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第2、議案第4号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第4号「西郷村行政不服審査法施行条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。  
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第3、議案第5号に対する質疑を許します。  
(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第5号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。  
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第4、議案第6号に対する質疑を許します。  
4番鈴木勝久君。

○4番(鈴木勝久君) 4番鈴木勝久です。  
議案第6号について質疑いたします。

まず、提案理由の中に、一般職に準じ、期末手当の支給率について所要の改正をしようとするものとあります。この一般職に準じてというのがちょっと、私たちの議会議員の報酬等は特別職という部類であると認識しております。常に一般職に準じて私たち特別職も費用弁償が上昇するのか、今までこういう例がございましたのか、わからない部分がございますので、まず一般職に準じというのがどういう意味か、ご説明ください。

○議長(白岩征治君) 総務課長。

○参事兼総務課長(山崎 昇君) 4番鈴木議員のご質疑にお答え申し上げます。  
議員の報酬は、もちろん条例で決まっております、この報酬自体が一般職に準じ

てということではありませんが、期末手当の率に関しましてはずっと職員に準じて増額、減額をやっております。それで、今回、職員のほうが0.1か月増額ということになりまして、期末手当と勤勉手当がございまして、職員のほうは勤勉手当で措置しておりますが、議員に関しましては期末手当しかございませんで、そちらのほうで職員に準じて措置して今回改正するということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君の再質疑を許します。

○4番（鈴木勝久君） 4番。

今の説明ですと、報酬に関しては条例に従って、期末手当に関しては一般職に準じてということでございますけれども、まず議員の報酬、ここに書いてある条例については昭和59年4月条例第7号と書いてありますから、この昭和59年以降にこの期末手当及び議員報酬というのは改定されていなかったんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

期末手当は職員の手当、期末勤勉手当が変わるごとにほぼ改正されております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今、ちょっと理解できなかつたんですけども、昭和59年より改定されていなかったというのが、ちょっと総務課長の言い方だと、一般職の勤勉手当が変わるごとに議員の期末手当もその都度改正されていたと、こういう理解ですね。ここに書いてある昭和59年度西郷村条例第7号の一部という部分の昭和59年以降は変えていないというのは報酬だけについてですか。よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

昭和59年というのはそれ以前も条例があったんですけども、議会議員の報酬に関しましては昭和59年にこの条例を全面的に定めておりまして、期末手当、勤勉手当については職員に準じてその都度改正してきたところがございます。それで、条例ごらんになっていただくとわかるかと思いますが、附則に改正の年がずっと出てまいります。そういったところで、職員に準じて何回も期末手当については改正しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） また、最初に戻ります。この議員の特別職が一般職と連動するというのもともと根本的にわからないんですけども、その根本をちょっと説明していただきたいというのがあります。準じるというのが、報酬に関しては別、期末手当については一般職に準ずるといふ、特別職と一般職でありながらその部分だけは連動するというのがこれも条例かもしくは自治法か何かに記載されているんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

期末手当の支給率に関しましては、人事院のほうで調査を行いまして、民間でどれ



ぐらいの月数で支給されているかを毎年調査しております。一般職の場合は給与に関しても調査を行っているんですが、それで民間でどれぐらい、ボーナスに関しましては変動ありますので、その変動を取り込んだ形で支給率を増減しておりますので、一般職に関しましては期末勤勉手当、通常は二、三年に一回ぐらいは民間との差を出して変わります。それに合わせて議会議員に関しましては支給率を増減していくということで、一般職の職員に準じてという表現になっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） ほかにございませんか。

13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 13番。

質疑いたします。

議案第6号の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、今回、割合を増やして期末手当の額を増やすというような条例であります。今、4番議員からも若干触れられた部分もあるんですが、私なりにちょっとお聞きしたいんですが、一般職に準じて我々特別職の村長も含めたいわゆる期末手当を増減するんだと。これが人事院勧告ですか。もとはですね。

そうしますと、議員の報酬はどうかということ、昭和59年から全然変わっていないと。なぜ変わらないのか。それじゃ職員の給与も一般職もずっと昭和59年から変わっていなかったのかということ、私は違うんじゃないかなと思うんです。

そして、特に私一番疑問に思うのは、議員報酬、特別職の報酬、職員もそうだと思うんですが、その市町村ごとの財政状況を勘案して決めるということが一つの原則じゃないかと思うんですが、今、村の場合は、議員報酬を決定する。またその期末勤勉手当を条例改正するとき、何をもって根拠にそういうことを改正し、また改正しないのかをお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 13番佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

先ほど、昭和59年以降ということで、報酬のほう変わっていないように聞こえたかと思いますが、報酬のほうも変わっております。それで、以前は報酬審議会、西白河地方の報酬審議会がございまして、そこの中で状況を勘案して、またおっしゃられたように財政を勘案して各市町村の三役それから議員等に関しまして金額を決めまして、条例のほうを議決いただいていたのが、ここ何年かに関しましてはそれが開かれていないということで、報酬のほうは変わっていないのが現状でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君の再質疑を許します。

○13番（佐藤富男君） だから、今鈴木議員の質疑に対して、昭和59年から変わらなかったような、お話なのでちょっと私疑問に思ってあえて言ったんですが、いわゆる私議長やったのが平成11年から14年ぐらいまで、議長やりました。そのころにはまだ報酬審議会があったんです。それで、我々、村長、議長とも話をして、各市町村

ごとに報酬審議会というものも、ある意味感情的に、当時いわゆる報酬審議会の委員に議員のOBが入っていたりということで感情的なものがあって、議員報酬上げないんだという部分も若干あったんです、あの当時平成11年、12年ごろ。そういうこともあって、そういう感情的に議員報酬を決めるということはあまり好ましくないだろうと。やはり各市町村ごとにある意味、財政状況を踏まえて適切に議員報酬を決めていくべきじゃないかと。また期末手当もそうすべきじゃないかというふうな議論があったと私は思うんです。

それで、それをもって西郷村でも当時報酬審議会にかわる西郷村の報酬審議会というものを立ち上げたはずですが、当時あったメンバーも私も知っていますけれども、決まっていたんです。ところが、その報酬審議会を過去もうずっと開いていないと思うんです。総務課長、16年間総務課長にいらっしゃるというんでわかると思うんですが、14年ですか、わかると思うんですが、村の報酬審議会、現在委員と開催している状況について西白河郡の報酬審議会がなくなってから以降、西郷村の報酬審議会というものは何回開かれて現在どうなっているのか、状況をまずご説明していただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、平成12年までは西白河の報酬審議会がございまして、ちょっと年度間違っているかもしれませんが、それ以降に西郷村の報酬審議会というものが立ち上がりましたが、その後そんな期間たたないと思いますが、再度西白河郡のほうでやろうということで西郷村の報酬審議会というのは現在行っておりません。それで、そういったことを図るということになりますと、西白河郡のほうでもう一度報酬審議会を検討しようということで、今現在はそういう形になっていると思います。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） ということは、現在は西白河郡の報酬審議会はあるということですね。そういうふうに理解していいんですか。

そしてまた、あるのであれば、メンバー構成をちょっとお知らせしていただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

ここしばらく開かれておりませんので、報酬審議会委員としましては、西郷村としましては東邦銀行の新白河支店長と金田会計センターの金田さんをお願いしている、西白河報酬審議会のほうの委員としてお願いしております。任期については、申しわけございませんが、ちょっと確認してみないとわかりませんが、そういう形で各町村から出してもらっているはずですが。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） とにかくずさんなんです、物事決めるのもやるのも。村の例えば報酬審議会立ち上げたんですが、当時その報酬審議会条例なり規則なりはあったん

ですか、確認します。そして現在はその条例規則、そういった要綱かわかりませんが、ちょっと私うっかりしてしまってわからないんですが、それはどうなっているか説明してください。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

報酬審議会、西郷村も立ち上げたと記憶しておりますが、それで西白河郡のほうに再度移しましたときには西郷村のほうも廃止しているかと、ちょっと確認してみないとわかりませんが、そういう形になっているかと思えます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 議員と村長の報酬、村長の給与、これについては村民からすると非常に注目のまなざしで見られるし、また我々としても高いのか安いのかというお考えは各議員おのおのがあると思えますから何とも言えませんが、ただ少なくとも例えば今回のように期末手当を上げるというときに、その金田さんと東邦銀行の支店長さん、例えば西白河郡の委員になっているというのであれば、その方は今回のこの期末手当を上げることについては議論されたとかお話しされたという経緯はあるんですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

期末勤勉手当等に関しましては報酬審議会の中で話していることはないと思えます。それで、報酬そのものの金額についてずっとやってきた形であったと、12年以前も。ですから手当等に関しましては報酬審議会の中でも以前も話されていなかったかと思えます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） ということは、議員の報酬についてはもう全然村は丸投げしておいて、報酬審議会、西白河郡のほうに丸投げしておいて、西白河郡の報酬審議会はそれを全然開かないで放棄していたと、会議もやらなかった。何の根拠もないというか、我々議員の報酬とか、こういう期末手当についてそういう状況で決定されているんですか。

いやしくもこれは我々もらうにしても、村民の貴重な血税、税金です。もらうにしても、もちろんこれは高い安いは別として税金もらっているんです。それについてきちんとした根拠を持って説明責任果たせますか、それで村民の方々に対して。村もやらない、西白河郡も無責任です、はっきり言ったら。説明責任誰が果たすんですか、村民に対して。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 13番の質疑にお答えいたします。

今の話聞いていると無責任に聞こえます。実は、しかし、そうではない。

まず、特別職の報酬、まず給与と報酬はそもそも違います。給与というのは一般職のことです。これは、仕事に対する労働基準法とかそういった対価のことです。

特別職は昔名誉職と言われておりましたです。結局なりわいというか、生活ということよりももう少し別な意味ということを考えて、そして報酬という名前にしてあるわけでありませう。

そこで、どうやってこの特別職の報酬、手当を決めていくかというふうになります。そうしますと、一般職は今の説明のとおり、人事院勧告があります。人事院はそもそも地方公務員といったものは政令、戦後2010、争議権を有しないと。要するにストライキができないということをおいて、そして職分に専念する義務、地公法29条に書いてあります。このように職務に精励するという意味で、その生活は保障するという意味で人事院が置かれて、そして人事院は全国の会社を調べてその年の給与を見て、そしてどの水準に置くべきなのかということをおいて国家公務員において決めてあるわけだ。それは職員の人生設計において必要な金額、あるいは業務の職務の給料表、別にあります、医療職、行政職、あるいは単純労務職とかいっぱい給料表ありますが、それに合わせた給与をつくっている。それによって職務専念の義務を果たして、一生懸命仕事をするというのが一般職であります。

さて、では、地方公務員の中にも特別職というのがあります。これは選挙があつたり、あるいは非常勤であつたりということがあつて、それは少しの生活の給与のみならず、従来の名誉職的なこれは社会貢献といった意味を込めた、給料といひますか報酬が必要だろうと。そのときに、では、西郷村の村長あるいは議員あるいはその他の特別職の報酬、どう決めていくんだと。もちろんこれは市といった場合は特別職報酬審議会というのをもち、常に規模が大きいということで地方交付税の累計、区分、あるいは産業区分、あるいは就業構造、あるいは海山、いろいろな意味の多くの地域の構造をおいて、そしてそれだつて福島県内、あるいは東北、全国を見てどのぐらいが適当なんだらうと、人口規模ということによって決めてあるわけだ。

では、西白河郡はどうなつてきたのかというふうになりますと、西郷村に人事院の一般職から派生してどのぐらい決めるということがなかなか難しい。よつて、西白河郡という郡単位で、ほかもそうです、なかなか西郷村の役場の中に、総務課の中に特別職の報酬審議会を開いて、そのための全国の津々浦々の市町村の給料と仕事の中身とそれを調べてつくる、なかなか容易ではない。よつて、西白河地方町村会といった団体として見て、その人口あるいは産業、その他いろいろな一般職との関係で、あるいは人口の仕事の量、そういったことを比較してやつていったほうがいいのではないかと。これが従来の手法であります。日本国中大体そうです。

そこで、議員が言われたように、もう少し踏み込んで、またまたもとに戻して市町村ごとでつくつていいのではないかと。動きがあつたのは知つております。そこでどうするかということでしたが、なかなか今のように各ばらばらにやつていくというものなかなか仕事が大変です。そこでこれまでの給料等見ますと、人口規模とかあるいは歴史、あるいは産業構造、いろいろなことを考えて、そして西白河郡の町村長の給料、そのときに市長、市議会、そういったことも直接くつついておりますので、そういったことを参考にしながら決めてきたという経緯があります。では、それをやめ

て西郷村は西郷村、矢吹町は矢吹町、中島村、その他はばらばらということも一回動きがあったやに私は聞いておりますが、その後はちょっと難しくてできないといってまたもとに戻したという経緯があります。

では、その後毎年ということを開いてきたのか、ちょうど平成14年のリーマンショックといいますか平成14年ごろは、先ほどお話しあった、あのときから安定下降基調になりまして、経済あるいはいろいろなものが。ずっと開いたり開かなかったりで、これは社会変化があまりなければ同じでいいだろうという考えがあったからです。

ずっと来ましたが、このところ白河市なんか上げる基調になってきたということもありますので、そういったことも含めた、西白河地方の審議会といったものも開いてはどうなのかといった議論も今あります。そういういろいろな話をお聞きして、そして基礎となる給与を決めていく。手当の率等については一般職に準じてもいい部分があるんじゃないかということで、総務課長の答弁でいいと思いますが、基本的に、特別職報酬審議会はそういった方向でやっていったほうがいいのかというふうに現在なっておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 村長から長い時間かかっているいろいろご説明いただきましたけれども、さっぱり中身がわからない。本当に私の聞いているものに対して納得できないというか、理解できないことばかりなものですから、ちょっと議論になってしまうんですが、結局、我々の報酬、村長の給与というのは、村民から見ると非常に一般職の職員に比べてどうなんだということのいわゆる厳しい目で我々は見られていると。だから、それだけに我々が上げるにしても下げるにしても、それは村民の方にきちんと説明できる根拠を持っていないとだめですよ。常に議員はそういうことを説明できる知識と裏付けを持って、村民の方々にお話ししなければならないというのが私の持っているポリシーなんです。

そういう中で、一方で一般職の方と我々報酬、村長は給与なんです、給与といっても特別報酬と一緒にと思うんですが、ただ一般職の職員は生活給なんです。我々は仕事を持っていたり、そしてまた別な収入があって議員やっている。職員はいわゆる兼業できない。職員だけの仕事になってしまうために、これはそれで家族を養い子供を高校、大学に入れていく。そういう本当にせっぱ詰まった生活給が一般職の給与なんです。これと我々の給与というものを、報酬というものを一緒にたにすることすらが私は無理だと思うし、すべきじゃないと思うんです、そういう意味では。だから、ただそういう中で、一般職の期末手当に準じてそして議員の報酬も期末手当をやるんだというから、そこに矛盾が出てきて今、4番議員も若干のお話はあったと思うんです。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おっしゃるとおりで、それはいいんです。

基本的には一つ、一般職と特別職の差を申し上げます。

一つは、地方自治体が議会と長の提案だけで決めるというのはお手盛りになるだろ

うと。そういうことがあるので、私たちが提案することじゃないと。基本的には今、委員、代表にわかる人で委員会をつくって第三者に決めてもらって、それを私たちは説明を受けていかどうかを決めるというシステムになっています。ですから、私たちが具体的に幾らでいいたろうとは言わないということになります。

もう一つ、期末手当の話をしました。一般職はここに勤勉手当とかいっぱいあります。これは生活給だからです。議員と特別職は勤勉手当等はありません。要するに、昨日テレビでやっていた、トヨタは今回の春闘、給料の7か月分ボーナス出すんだという話でしたが、あの部分の中には多分いろいろな考え方あります。特別職は期末手当はつきますが、勤勉手当はついていません。その他の手当もついていないので、そういった人事院の一般職との考え方はあるわけであり。特別職はそこは入っていないので、期末はそういうふうにしましたが、勤勉等はありませんので、ひとつよろしくご理解をお願いします。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 村長のほうもそう言って、いろいろ議論、掘り下げて幅広く話をされたんで、私も掘り下げて幅広くお話しさせていただきますけれども、結局、大体人事院勧告そのものが私はおかしいと思っているんです。というのは、いわゆる日本国中一括で、要するに企業といっても本当に限られた一部の企業、政府にとって官僚にとって都合のいい企業、いわゆる首都圏の方々の公務員と、地方の、田舎の市町村とは全く生活レベルも環境も、交通費にしても居住費にしても土地の値段にしても全て違うんです、場所によって。それを一緒にたに人事院勧告は一部の民間企業のベア額を、期末手当がこうだからこうだとやってきて決めている。これは本当に私からすれば、もっともっと別なんじゃないかなと思うけれども、それが一つの必要悪でやってきたのかなと、ある意味で。そういう部分もありますけれども、ただそぐわないです。

例えばの話、簡単に言いますと、以前、新宿の歌舞伎町で火事がありました、ビル火災。そのときに、火災報知機なかったからどうだということで、火災報知機全部入れろと決めたんです、歌舞伎町の基準で。これは厳密に言うと、各農家のいわゆる昔の農家の、民家の縁側があって、台所があって、和室がありますけれども、そのところもみんな同じ規制で火災報知機入れろという、そういう全く我々からすると現状を見ない、歌舞伎町と西郷村羽太の真名子の奥の一軒家と同じレベルで、火災報知機を入れろという法規制やっているんです。

それと同じような部分も私は感じると思うし、また社会変化でもって給与を決める。西白河郡の報酬審議会が社会変化によったときに、適時会議を開いて決めるんだという話をしましたけれども、社会変化はじゃ何なんだという定義です。こんなもの恐らく西白河郡の報酬審議会の委員はわからないと思います。そしてまた、社会変化の定義を調べていったら、いろいろな分野があるわけですから、部分もあるわけですから、幅広く、何を基準にして決めるかということ無理なんです、正直言って。

そして、いいですか、村長。

そして、その社会変化によってと言っているながら、例えば矢吹町の町長はみずから自分の報酬を30%削減しているんです。同じ西白河郡のいわゆる町村長、西郷村と同じ同郷で、村長は全然そういう部分ではやらないです。30%も削減しないと。一律30%削減したら強行突破でまた1年さかのぼってまた戻したという、私からすればあり得ない禁じ手使ってやっていますけれども、そういうふうに各市町村の財政状況とか各市町村の議会の議員の考え方とか、職員の考え方、その中で財政状況を見て、そしてその中で議員報酬、期末手当を決めるんならいいけれども。

ただ、くそもみそも一緒くたにやることについて、それは右へ倣えだからいい。我々も上がる部分についてはいいです、確かにこれはもう懐増えるんだからいいです。ただ、これを一般市民が知ったときに、なぜ議会議員の期末手当が増えたんですか、村長増えたんですかと言ったときに説明できないでしょう。いや、実は一般の人事院勧告でこうなったからこうだ。そういうものじゃないと思うんです。

村の状況どうなっているのかわかっているのかと、村税も28年度3億4,000万円、5,000万円、税源ちょっと減りましたという話をしたんでしょう。そういう中で、これからいろいろな福祉の問題とか、介護の問題、子育ての問題でお金がかかるときに、何で村長、議員が、期末、上がるんだというときに、説明果たせません、私は正直言って今のようなお話では、単なる人勧だけだという話では。だから我々は少なくともその議論をして、上げるにしても下げるにしても、住民の目というのは厳しいんですから説得できるだけのものを考えて上げないといけないということなんです。めくらだまして、何でも賛成、何でも反対じゃないけれども、何でも賛成はできないんです。ちゃんとした裏付けを持ってきちんと考えてやらないと。

だから、そういう中で結局今言った、村にも報酬審議会があったのにかかわらず開いていないし現在もないと。白河郡もあるんだかないんだかわからない状況で十何年も開いていない。こんな状況では絶対村民から受け入れられないし、私らも認められないです。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 人事院が必要悪と、あるいは火災報知機の話がありました。

そもそも個人的なお話となれば何でもできますが、しかし我々は公務員であります。公務員というのは仕事が決まっている。なおかつ報酬に関してはみずからが決めるのでなくて、第三者機関を設けてそこで十分なる審議の結果決めていた。これがいいだろうと私も思っております。

ですから、そういう意味で言うと従来の考え方はいいと、私はそう思います。

議員が言うように、村につくって十分な審議を、私も前は特別職報酬審議会事務局やったことがあります。非常に難しいです、これは。どこに照準を当てるのか。あらゆる情報を全部入れて、そして委員の皆様のご意見等をいただいて、そして決めていくという作業があります。決めなければこれは特別職といえども支払うわけにいかないというふうになりますので、そうしますと地方公務員といった一つのジャンルあるいは地位、そういったものの上に立ったというか、特別な枠で特別職があるわけであり

ますので、職務の同一性とそれから責任の度合い、あるいは中身等を勘案してそして決めていく今の方法しかない。それが適当だというふうに思っております。

よって、人事院を受けて、県の人事委員会もありますし、なおかつそれをまた受けて西白河郡で、あるいは近隣のあるいは福島県あるいは全国、そういったものを見ながら決めていくという今の方法でいくのがいいというふうに思っておりますので、それは多分村民のご理解得られるだろうというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） こんなに私議論する気はなかったんですが、村長が出てきてそういうふうな議論されるんで、私もしたがって、村長が正論はいていて私が間違っているんだということを思われるのもそれも私はあれですから、例えば大阪の橋下市長なんかも大阪府の府知事になったときに財政状況を見て、例えば報酬30%カット、退職金は要らないと。そして府議会議員も削減、大阪市議会も削減、そういう各市町村、またその都道府県の財政状況に応じてその部分を報酬も考えていきたい。これは当たり前だと私は思うんです。

財政状況の悪いところが財政状況のいいところと同じような給料、例えば、一般職は別です、一般職は別に生活給ですから、いくら悪くても結局もう例えばいろいろなローン組んだり、それぞれの生活設計立ててやっておりますから、これは無理はできません、ただ村長なり我々の場合はあくまでも兼業もできるし、別な収入も得ることができるし、それなりのこともできるんです。だから、私はそれなりの中で考えていくべきだし。

私は別に、だから議会議員の24万円が高いとか安いとか言わないです。逆に私は安いと思っております、自分の働きから見たら私は個人的には安いと思っております。私の本当に議会に対するかかっている時間的なものとか、調査の問題とかいろいろ見れば安いと思っている。だけれども、これは今の村の状況とか村民感情を考えれば、それはそれとして認めざるを得ないことだし。

村長は、そしてまた寒冷地手当をもらっています。給与のほかにです。我々は寒冷地手当も何もないんです、議員は。

だから、そういう部分考えたときに、いかに、なおかつ総務課長の話では、村の報酬審議会もある年度でもう廃止してしまったと、西白河郡にまた戻したけれども、それももうやっていないんだと。そんなでたらめなことをやっていて、議員報酬決めているのかと言われたら、我々も立つ瀬がないわけです。当時も、平成11年、12年ごろに何でなったかと言ったら、たまたまもとの議長さんが委員になったときに、感情的におれは議員やめたんだから、そんな払うことはない、戻せということでやったという話が入ってきたんです。審議会委員です、もとの議長が入ってきて。そういうことでは……。

（「そんなのわからない」という声あり）

○13番（佐藤富男君） わからないでしょう、私はわかっています。そういうこともあ



って、正論の普通の正しい報酬審議会はできないし、各市町村でも財政状況も違う。だからよく見ているんだから、矢吹町の町長はもう財政状況を見て自分の報酬30%カットして、そして厳しい財政状況の中で自分を戒めながらやってきているというのが現状だと思うんです。西郷村は、平成17年から地方交付税の不交付団体になって、景気がいいからそれをやらなかったということなんでしょうけれども。

ただ、状況、状況によって常に我々は住民の目が見ているというその肝に銘じて、常に緊張感を持ってこういうものもきちんと村民に説明できる、説明責任果たせるような形の中で物事を上げたり下げたりしなければならんということを私はここで言うておきたくて、ただ、あまりにも今、総務課長の話だと、あまりにもずさん過ぎる。西白河郡もずさん過ぎる。これはもう議長の会長の議長を通して、私も要望しますけれども、報酬審議会、議会議員の報酬規模を決める審議会が全く十数年も開かれていないというのは異常事態ですから、よくも悪くもきちんと要望して、我々の立場の説明責任果たせるようなきちんとした会議をやっていただくように、やっていただきたいと思えます。

だから私は、こういう状況であつたら村長も議員も期末手当は上げないで、職員だけ上げて、それでやったらいいんじゃないですか、今回は。

以上です。終わります。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 議案第6号について討論いたします。

私は、今、村長の答弁、また……。

○議長（白岩征治君） 反対討論ですか。

○4番（鈴木勝久君） 反対討論を申したいと思えます。

6号議案につきまして、反対の立場で討論させていただきたいと思えます。

私は、一般職と特別職、これは分けて考えないとならないと思っております。

これは、期末手当云々じゃないんですけれども、村民に対して一般職の方が一日中というか、ずっと事務をなさっている。ずっとやっている。それと私たちの立場がまるっきり違うんじゃないか。ですから、しっかりした基準は設けていただきたい。そう思っておりますけれども、一般職に準じてというと特別職と一般職がごっちゃになってしまうと、一般村民の方にも説明、立場が違うのにおかしいんじゃないかと、一般職に合わせてしまうというのがもともと理解不能になるんじゃないかなど。

ですから、一般職の基準と特別職はまるっきり離れた基準で費用弁償なりを決定すべきだと思ひ、それで反対の意見を述べさせていただきました。

○議長（白岩征治君） 反対討論が終わりました。

賛成討論を許します。

いいですか。

(発言する声なし)

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第6号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより休憩をいたします。

11時30分まで休憩いたします。

(午前11時19分)

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

(午前11時30分)

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

◎議案第7号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第5、議案第7号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第7号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第6、議案第8号に対する質疑を許します。

7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 7番。

議案第8号について質疑いたします。

議案第8号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」ということで、地域手当が新しく入るのかなと思うんですけども、地域手当の提案理由にも民間賃金の高い地域に在勤することとなる職員に対し支給する地域手当ということを書いてあ

りますけれども、この地域とはどの辺を見ているのでしょうか、お伺いします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 7番藤田議員のご質疑にお答えいたします。

地域手当は、福島県内では設定されておりませんが、関東地区、要するに関東地区とか大阪市とか名古屋市とか、物価の高い地域において国家公務員は給料に応じて手当を増加して支給されております。その物価を勘案して国では級を1級から7級に分けて定めておまして、そこに職員が勤務する場合には地域手当を出すということで国のほうで定めておりますので、その規定を今回追加するものでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） この規定は新たにできたんですか、今までなかったんですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

国家公務員のほうは今までもございました。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ですから、国家公務員はありましたけれども、地方公務員はなかったということ、新たに今回。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

県のほうではこの規定はございます。村は今まではなかったもので、今回追加させていただきます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） じゃ、これまでは出向とか出張等ありましたけれども、手当的には出ていたんですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

県内はこの支給区域になっておりませんので、県内での派遣でしたので、支給は過去にはなかったということでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これまで、県外の出向というか、という事例はなかったということですか。これからあり得るということでしょうか。これは、関東、関西、地域によって違うとは思いますが、明らかな金額は出ているのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

1級地から7級地までということで、先ほど申し上げましたが、1級地、東京ですと23区内とかそういうところになりますけれども、これが基本給の20%、それから一番少ない7級地で基本給の3%ということで、各段階的に本俸に対する割合で定めております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 4番鈴木勝久です。

議案第8号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」でございます。今、藤田議員の質疑である程度わかったんですけども、この地域手当、どの辺を想定してつくろうと思ったんでしょうか、場所。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 4番鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

これは、日本全国9地区分になっておりますので、どこにでも9地区分に該当するところは支給される条例となっておりますが、今回これを必要とするのは一応東京を見越しております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 東京、関東、東京だと最大で20%と今言われましたけれども、物価にスライドすると言いますけれども、西郷村と東京の例えば地区でも山手線管内と外と多摩地区とでは大分物価が違うと思うんですけども、東京全域にこの20%というのは適用されるのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

東京の中でも分かれておりまして、23区の一番内側が20%かと思えます。

23区から外れれば、級地が下がってまいりますので。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） わかりました。

西郷村が東京にそういう職員を派遣して、駐在というか、在勤させるというのは目的がこの先あってこれを出してきたのか、なくとも国がやっているからとりあえずこういう手当を入れておこうと思ったのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

派遣して今後の行政に生かしていこうということで、必要が生じて今回規定を入れましたので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） その派遣を要請した具体的な目的は何でしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

向こう側の要請ではなく、こちらから派遣しようということでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） それは平成28年度から予定はしておるんですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

平成28年度で派遣を考えております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） その職員の目的は何でしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

地域の活性化ということで、省庁とのパイプ、それから民間企業等の方もいらっしゃると思いますので、そういったところとつながりをつけて広く情報を得て、もし実現するのであれば、企業誘致とか地域の活性化とかそういうところに結び付けたいということで、派遣を考えております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 村長も所信表明で述べられました、費用対効果、これは私も今回非常に気になって、いろいろの部分で担当課長あたりにはいろいろなシミュレーション、税収が上がるのにはどういうシミュレーションがあるか、いろいろな想定を考えて政策に上げてくださいますとか、そういうもので自分なりにもいろいろ考えました。

今、話聞いていますと、それは駐在というか東京にいなくてもできるような仕事だと思います。私が今聞いた範囲ではそのシミュレーション、ここにおいて東京に行って活動するのと、あそこにおいて活動するのを費用対効果とか便益性、そういうものを一応シミュレーションして、こっちにいるより泊らせてやっていたほうが高いと認識されてそういう結果に出たんでしょうか。そういうシミュレーションなされたんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

実際派遣を考えておりますのが、その組織には各省庁からの派遣、それから一般企業からの派遣等ございまして、組織的にも50人ほどということで、情報が非常にとりやすく資料等もかなりございますので、そういう関係でそこに出向していれば相当の情報から人間関係から得られるのではないかとということで、派遣をする予定でございまして。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今の話ですと、何を目的かはっきりしないんです。例えば企業を誘致するのに人脈をつくるためにするのか、いろいろなものが具体的じゃなくて抽象的に出てきますけれども、それをそこに駐在、泊まっていけないとできない仕事ではないような気が今もしています。本当にあそこに、東京に在住しなければできない、今言った仕事で例えば具体的にこれはそこにはないと絶対できないんだというのが、今しゃべった中では見えなかったんですけれども、そこにはいなければできないというのは具体的にどういう状況だからできないのか、ちょっと説明していただけますか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

こちらからの派遣ですと、単独で行動することになりますので、向こうに行きますと組織で動く形になります。県の東京事務所というのがございますが、言ってみればそれと同じような種類の仕事をすることになりますので、東京事務所のほうも各

省庁とのつながりとか、それから各企業への訪問とか、それからいろいろな関係機関の調整、こちらから県職員が行ったときのそういう段取りとかそういうことをやっておりますので、そういった形で、これという目的ではなく、いろいろなことを考慮しながら仕事をしていくという形になるかと思えます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 何課の方のどのぐらいの立場の人を想定しているんですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 課は別としまして、中堅といいますかある程度年齢の中間の方を派遣する予定でございます。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第8号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第7、議案第9号に対する質疑を許します。

11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。

議案第9号「職員の降給に関する条例」について質疑を行いたいと思います。

職員の降給に関する条例ということで、地方公務員法の一部改正に伴う条例制定だというふうに理解をするところでございます。

そこで、まず伺いますけれども、これは職員の身分に関する部分がございますので、職員労働組合の方と協議をされたのか、またその協議内容についてお示しいただきたいと思えます。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 11番上田議員のご質問にお答えいたします。

職員労働組合と協議したのかということですが、この件に関しましてはこれから細かいところを定めていくということで、まだ協議は行っておりません。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。

まだ協議をされていないということでありまして、では、降格の事由として

第3条に規定がございます。(1)のアの部分に「職員の人事評価の総合的な評価が最下位の段階である」というくだりがございます。これは、村において職員に対する人事評価を行うのか行わないのか、そのことをまず伺います、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

各地方公共団体は平成28年度からは人事評価をなささいということで、そういう形でおられてきております。それで、うちのほうも人事評価何回か試行しまして、平成28年度以降本格的に評価をしなければならないということで、今完全な形ではありませんが、これからも組合と協議しながら詰めているところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。

人事評価を平成28年4月から実施しなければならないというお話でしたけれども、総務省のほうから来ているのかなと思うんですけども、多分人事評価に関しては地方公務員法第59条の技術的助言と、あと地方自治法第245条の4項、この中で定めるいわゆる技術的助言だというふうに私理解をしているんですけども、助言だと思えます。ですから、条例の制定、そこまで本当に必要なのかというところ確認したいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

確かに今、昔で言う行政指導という条文からの指導というのは技術的助言ということで、前の通達がそういう形でおられてまいりますが、職員の降給というのは完全に不利益処分という形でございますので、これは条例で定めないと実施できないと。

それで、必要なかどうかということですが、人事評価に限らず心身の故障等、いろいろな職員が出てまいります。それに対しまして、職務に耐えられない状況であれば、そういう形で号級を下げるということも出てくるかと思っておりますので、定めようとするものでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。

心身の故障とか今いろいろな説明ございましたけれども、心身の故障と、今回のこの人事評価というのは少しニュアンスが違うんじゃないかなと私は理解する。人事評価というのはじゃ一体誰が行うんだとなりますけれども、そうするとこれは任命権者ですね。これを確認します。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

最終的には任命権者ということになりますが、評価の細部を定めまして、今まで試行してきたものというのは、職員に関しましてはその上司、それからその課長、課長に関しましては逆方向評価ということで課員のほうが評価するという形で、村長まで最終的には上がりますが、そういう形で2段階評価ということで実施する予定でござ

ざいます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。

都合のいい解釈をされているんじゃないかなと私思うんです。

いわゆる地方公務員法の第6条において任命権者というのは規定されています。いわゆる地方公共団体の長、議会の議長、あとは選挙管理委員会、あとは教育委員会、代表監査委員、あとは市町村においては消防長、この方が村にかかわってくるいわゆる任命権者だというふうに規定されています。この立場にある方が、先ほど答弁にあったように、平成28年4月から条例や規定において定める人事評価を行う権限を有するというふうになっていると、私理解しているんです。

今、課長が言われたのは、ちょっとニュアンスが違うなということ指摘したいと思います。

ではその際に、今、課長からもお話ありましたけれども、基準はどのようなものがあるのかということになります。この法で示されているのは、いわゆる能力や業績の両面から評価とありますけれども、役場職員の能力や業績はどのように評価するのか。いわゆる製造業や販売業の方のように判断基準を示すことは非常に難しいというふうに考えるわけです。そこにおいて基準があるのであればお示ししていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

この評価に関しましては、能力評価とそれから業績評価というものがございまして、今まで試行してきた中では、年間目標を立てて今年度はこれとこれをやるということで、達成した割合とかを一定期間、半年から1年で評価をしまして、その達成具合によって業績評価、もちろん提示してきた業務の内容が難しいものもあればやさしいものもございまして、それには加重をつけて業績の評価をする。

それともう一つは、能力評価というものがございまして、個人のふだんの行動から本人が通常公務員として有すべき能力というものを評価して、その総計で評価をやっていくというのが今のところのこれからの方針でございまして。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。

ただいま答弁いただいたんですけれども、その部分をもう1回後からちょっと触れたいと思いますけれども、次に第3条において、第3条の（2）です、おいて「職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合」非常にわかりづらい表記があるんですけれども、いわゆるここがどういうものなのか、ちょっと理解できないんですけれども、この部分に関してじゃ説明お願いします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。



「職制若しくは定数の改廃」ということですが、職制は現在課長、課長補佐とかそういう係長以下課員までそういう段階で職制になっております。これが例えば課の統廃合とかそういった場合には、課が減った場合には課長以下そのポジションが余ることになります。そういった場合に、この職制を組み直しまして人数を減らすとかそういう形になりますので、そういうことが出てきた場合はこれになります。

それから、定数に関しましては、今現在210名でそれを大きく下回っておりますので、この定数を減らした場合にはそういうケースが出てくるということになります。

それから予算の減少というのは、例えば財政再建団体になったとか、そういう場合には職員の給与を減らしていくにはここに該当することになるかと思えます。もちろん本級そのものは下げないでカットということもございしますが、ケースとしてはそういうケースかと思えます。

それから、「職務の級の職の数に不足が生じた場合」となっておりますが、職務のそれぞれの級における職員数というのは、今現在は級に何人いるかはわかりますが、それをはっきりして区分しておりません。それで、その級にいる職員、本来はそこよりもオーバーになる分はその級には上げないということになりますので、そういった級間の中での職員の増減に対応するためのものでございます。

あとは、極端なケースとしては、合併とかあった場合にはこういうケースも職員間の調整で出てくるかと思えます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。

課長、非常に答弁つらいよね。

いわゆるこのものを読み解いていくと、私が考えるのは時の任命権者、先ほど示しました地方公務員法で決まっていますということで、その時の任命権者は職員の身分を自由にできるというふうにも理解できるわけです。ですから昨年でしたか、お隣の県のどこかの首長さんが俺のことを殿様と呼べなんて言っているいろいろなことをやった方いましたね。ああいうふうには暴走する方が出る可能性もあるんじゃないかと私は思うんです。

こういうことであれば、職員の身分が安定が保障されない。今申し上げたように、時の任命権者の顔色ばかりうかがうことになってしまうんじゃないかというふうに思うんです。それはまさに日本国憲法に反する行為だと私は思うんです。日本国憲法の第15条の規定にありますけれども、全ての公務員は全体の奉仕者だと、一部の奉仕者ではないというふうに規定されています。これに反するんじゃないかと思う。

ちなみに、日本国憲法の98条、ここに規定されているのは、「この憲法は国の最高法規であって、その条項に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」というふうに規定されているんです。ですから、憲法に反している行為なんで、これは幾ら上から来た法であっても、間違っているんじゃないかというふうに思います。

さらに言えば、地方公務員法の第6条の中でいわゆるこの部分は規定されているわけですが、しかしながら、この中には地方公務員法の第27条第2項で規定しろということをやっていますけれども、今申し上げたように憲法違反の考えがある。ですから、この条例は地方公務員法の第6条で規定されているがゆえに、西郷村に条例の制定は必要ないというふうに考えますけれども、総務課長の考えを伺います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

当然、憲法のほう、非常に大きなくくりになっておりますので、該当するかと思えます。しかし、これに関しましては職員の今後ということで、給料を下げるということになりますけれども、それは議員おっしゃられた時の長によって判断が変わるのではないかと考えてございますが、これに関しましては、当然組合の意見も聞くことになるでしょうし、それから本人の聞き取りとかそういうことを経た結果で行うことになると思っておりますので、極端な取り扱いほしないものと思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。

最後にいたします。

今の段階で、規定もない、そして組合からの意見聴取もしていない。こういった中で今の答弁は私は通らないと思えます。

以上で終わります。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第9号「職員の降給に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時03分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

◎議案第10号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第8、議案第10号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第10号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例」、  
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第9、議案第11号に対する質疑を許します。

14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 議案第11号について質疑させていただきます。

議案第11号の議案書を見ると、第5条ということで字句の追加という形で上がっていることは理解しております。どんな規則なのかなど、ほかの規則で定めるとなっているけれども、どんな規則なのかなどということに関心はありますけれども、それに関して西郷村消防団の設置等に関する条例の一部改正ということで、西郷村消防団のこの条例に対してめくってみました。組織なんです、組織についてはこの範囲内ですね。団長、副団長、部長、副部長、分団長、副分団長、班長、副班長並びに団員というふうになっていますが、このほかには組織上でどなたかおりませんか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 14番大石議員の質疑にお答えいたします。

組織の職名についてでございますが、現在団長、副団長、部長、副部長、分団長、副分団長、班長、副班長、団員ということで規定してございますので、その範囲内でございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君の再質疑を許します。

○14番（大石雪雄君） 14番、再質疑させていただきます。

私も消防には経験というか団員として所属した経緯があります。最近なぜか百年記念誌を見ると、消防団は当初明治28年にできたんだと。西郷村消防団、組と組織と、組長と呼んだんですね、これはきっと団長、そして昭和47年に広域消防団西郷分署ができたということで現在に至っていて、そして、私も昭和42年に消防団に入っ、そして13年間消防団という団にお世話になりました。分団長で退任したわけですが、そんな中で、そういういきさつもあって、消防団の催す催し物に対しては、できる限り出席して後継である団員の方々を励ましてやろうと、そういう感じで

出席していましたところ、前回の出初めのときかに顧問という方がおいでになっているんですね。ええ、消防にも顧問が入るようになったのかということで、大変関心を持っているところですが、今回こういう一部改正の条例が出て見たところ、条例の中には顧問を置くという一筋なる文章も入っていないと。それはどういうことでそんな状態なのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

顧問、確かに以前はおりませんでした。それで2年前か3年前だと思いますが、消防の功労者ということで、この組織の規則にはございませんが、報酬ももちろん払っていない形で、村長の委嘱ということで名誉職のような形は置いておりますが、組織には入っておりませんので、実際に紹介するときも来賓ということで紹介しております。そういう形で組織の中には正式には入っておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 行政は他の組織の模範でなくてはならないと私は思っております。村長が任命して、任命する以上は消防という誇り高き団ですから、やはり規則なり、あとは何ですか、この条例を改正して一節に残すべきではないかなど。じゃないと、来ている人も何か俺は顧問でいいのかいという気持ちにもなると思うんです、私が考える中では。だって来賓席にいなくて本部席のほうにいて、来賓として紹介しますと言われたときは、俺の置かれている存在というのは何なんだという感じになると思います。

あえて顧問というものの意味合いですね、これは経営者、それから会社なんかにも相談役とか顧問を置いてあるんです。そんな中で、顧問と相談役はほぼ同格だと役職だということです。先ほどの総務課長が言う発言には全然問題なくて、消防で問題が発生した際に助言をすると。もう助言をする人は来賓じゃないんだよね。そう思いませんか。だから、あとは調停役ですね、何か問題が起きたときは。例えば今回の組織の見直し、次の議案で出てきますけれども、そのときにもかかわってくると思うんです。顧問はオブザーバー、カウンセラー、参与といった別名で呼ばれることがありますということですから、組織として認める場合にはどんな小さな組織でも顧問を置くことができるのか、一節に入りますよね。顧問になるということは偉大な方なんですよね。だって1894年ですから明治28年から、2016年か、今年。引いてみるとどれくらいの歴史があるかわからないんですね。その中で初めての顧問ですから、いまだかつていくら村長が統監でも何でも顧問って載っていないですから、やめても。だから偉大な人なんですよ、これは。初めての人なんですから。

だから、載せないという意味合いは言ってわかりますか、載せねえちゃったといえ、もうそれで載せねえちゃったんだからしょうがないと思う。だけど、それになられた方が来たときに、俺はどういう立場なんだっぺなというふうになると思うので、今後検討に値するのかなと思って、条例の一部ということで質疑したわけですが、い

かがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

顧問の方に関しましては、おっしゃられたように、消防に対して長年務められて功  
労があったということでございますので、おっしゃられていることも確かかと思いま  
すので、規則改正、当然出てまいりますので、そのときに考慮したいと思います。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） そのようにひとつ顧問になられた方のためにも、ご尽力願いた  
いと、そのように思います。

さらに、次の議案と絡んでしまうものですから、ちょっとあれなんです、もう一  
度壇上に立つよりは、条例にかかわるものですから、ここでちょっとお伺いしたいと  
思います。

条例の中に定数330名と書かれております。330名はいつのころから330名  
になっているか、わかっている範囲内でお答え願いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

申しわけございませんが、ちょっと調べてみないとわかりませんので、ここしばら  
くは330名のままかと思えます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 出初めから検閲からいろいろ見て、330名がこの催し物に出  
てきたかという、多分330名は見当たらないという形です。さらに先般ラジオで  
流れている県の報道関係で、ぜひひとつ消防に入ってくださいと。ちまたの近くの消  
防に入ってくださいと言うんです。あれ、何だこれと思って団長のほうにお伺いした  
ら、いや、流れているんだと。いろいろな団長のほうからも資料をいただきました。  
確かに330名はいないんだと、そのように思います。実質、消防団員は今何名で  
すか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

現在、各班の合計は309名でございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 定数減ですね。定数減の主なる理由で、総務課のほうでつかん  
でいる理由はどんなことですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

消防団、今現在団員をされている方も、全国的に見ても8割が職を持ってやられて  
いるということで、ある程度年数をやられた方が交代しようとしたときに、なかなか  
入ってくれる方がいないということで、ちょっと問題にもなっておりまして、それで  
おっしゃられたように、テレビの放送とか、そういったもので団員募集の呼びかけを

しているんですが、そういった事情で定数割れになっているというのが現状でございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 定数割れになって苦勞する点はありますか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

先ほど言いましたように、勤めている人が緊急のときに出動するときに、なかなか人数がそろわないということで、実際にポンプ車なんかも本来5人乗りが3人で来るとか、そういった状況で、活動には若干の支障があるかと思えます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 支障はないことは絶対はないと思うんですね。ですが、私は先ほど言ったように、昭和42年から13年間分団長としてお世話になりました。そんな中で、広域消防が1972年昭和47年、私が入って5年後くらいに広域消防が広域消防西郷分署ということでできました。当時団員のときに、今度は広域消防があるんだから俺らの消防も楽になるなというふうに考えていました。それで、当時定数は20名です。今も原中は20名だと私は思っております。じゃ原中は何で20名だったかというと、大平と原中行政区が1つになって20名の定数で来ております。ですから、大平に10名、そして原中は現在も20名ということ、原中、大平で20名でやっていた消防団が30名いるということですね。

ですから、私が思うのは、確かに苦勞すると思うんです。多種多様に皆さん用事があるからね。ですから、定数の見直し、まず原中を減らせじゃなくて、実質消防で原中は17名くらいしかいない、16名でしたか、入るにも大変な状態だと。見つけるのに大変だと言っていました。ですから、定数をまず見つめてみるのが一つかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

定数に関しましては、各班の構成もございませうけれども、その辺を考慮して若干前年度から見直しをやってはどうかという話も出ておりますので、今後考慮してまいりたいと思えます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 災害は忘れたころにやってくるという、でも、災害は明日来るかもわからないと。もう現に西郷村も平成10年の8・27、そして平成23年の東日本大震災、そしてその以前には日本全体で見れば阪神・淡路大震災という大変消防の方々には生命、財産、そして村民の生活を守ってもらうには大事な組織だと思います。ですが、組織がぶっ壊れてしまったんでは、これはもうどうにもならないということで、いろいろと執行部をはじめいろいろ検討をしていると思うんですが、大いに検討されていくべきだなと、そんなふうには思っております。そういう観点のもとにこの条例にかかわる条例の案文だということで、少しずれましたが、参考意見を述

べながら質疑を終わりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 答弁は。

○14番（大石雪雄君） 答弁はいいです。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第11号「西郷村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第10、議案第12号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第12号「西郷村消防団給与条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第11、議案第13号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第13号「西郷村手数料徴収条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第12、議案第14号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第14号「西郷村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第13、議案第15号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第15号「西郷村地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第14、議案第16号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。



議案第16号「西郷村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第15、議案第17号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第17号「西郷村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第16、議案第18号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第18号「西郷村村営住宅等条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第17、議案第19号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第19号「西郷村営多目的路外駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第18、議案第20号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第20号「西郷村道路線の廃止及び認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第19、議案第21号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第21号「指定管理者の指定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号に対する質疑

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第20、議案第22号に対する質疑を許します。

12番後藤功君。

○12番(後藤 功君) 12番、一般会計予算について質疑します。

まず、65ページの選挙関連です。職員手当の495万8,000円、これを計上してありますが、この選挙の経費だと思います。これはたびたび何人かの議員も選挙に関して西郷村の投票率が非常に県内町村ではもうワーストワンだと、これはもう何回やってもそういう結果が出ております。私どもは選挙をする身として、非常にゆゆしき事態であると。民主主義の根幹を問われるこれは大事なことだと思うんですよね。何で西郷村がこういう県内町村でワーストワンだと。全体として1位が郡山市だと、その次に西郷村がそんなに山間部にある特別不便な地域でもないのに、毎回毎回こんな投票率が悪いと。

一体どこに起因しているんだろうと私はいつも思うんですが、これはいろいろ人口の動き、動態が転入転出、そういうことも十分考えられますね。そしてまたほかには政治そのものが要するに村政でいえば、あまり関心を持たれないんじゃないかと。我々は比較的そんな毎回毎回質問なり、いろんな議会活動としては、割と活発に行われている議会だとは思いますが、それにしてもあまりにもひど過ぎると。

いろいろ指摘されてきました。私もこのことについてどこに問題があるんだと、これから申し上げることが全てではないとは思いますが、しかしながら、一つ一つ起因する原因を突きとめて、それを改善しなければやはりならないと、こういう観点から質疑するわけではありますが、ただいま選挙費用が非常にかかっている。職員の手当も相当、何百万もかかっている。しかしながら、せつかくそういう動員しても、これは必要経費というのはもう投票率が悪いだろうが100%だろうが、これはもう必ずかかるわけです。その中身が全然伴っていないと。どういうことなんだと。

1つには考えられるのは、選挙の投票所が西郷村の人口分布、そういう増えている地域とか、そういうことを考慮しないで旧態依然のまま投票所が設置されている。まず、そこも私は問題だと思います。

具体的に申し上げるならば、大平のあの地区は人口の伸び率からいったら、もう村内1・2を競うところですよ。いまだに昔の小田倉小学校のあそこできていると。地域の人たちが、投票率があそこも悪いと。全般に新興住宅地というか、そういうところは押しなべて全部悪いです。考えてみれば、投票する施設が身近なところがないというのも私は一つの原因だと思うんです。これは何度も私以外からの議員からも指摘されていると。例えば大平の投票率を上げるためにも、大平の地内に投票所を設けたらどうかと、投票所が近くにあればそれはそれで私は多少なりとも現在よりは上がると思います。

そういうことで、まず投票所を充実して設置したらどうだと、こういうことであります。そして、それがアップすればこれはやはり投票所の不足だと、足りないんだと、そういうことになると思うんです。その辺をまずどういうふうに思っているのか、お聞かせください。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 12番後藤議員のご質疑にお答えいたします。

西郷村は投票率が低いということで、おっしゃられるとおり、投票率を下から数え

たほうが早い形でございます。これは議員もご存じのとおり、人口構成、それからアパート、そういったものが多いとか、いろいろ選挙によっても投票率が違いますが、そういった形で投票率が低いのを、投票所を増やすことによって選挙の投票率を上げられないかということかと思いますが、標準的な投票所を分割しなさいという、そういう形のものとしては2,000人を超えるような投票所は分割したほうがいいですよということで指針がございます。それで、折口原なんかに関しましては、大分数が超えておりましたので分割したところがございますが、先ほどおっしゃられた大平に関しましては、まだその数までは達していないわけなんですけど、今後の状況を見守りながら勘案していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 今後の状況だと。村長のまねをしてあまり先送りとか、そういうことは做わないほうがいいと。この問題は今日私が初めて出した問題じゃない。本当に真剣にこの民主主義の根幹なんだから、そういうところをきちっとやっていかないとだめだということなんです。今2,000人を超えたら分割だと。これは大平そのものが2,000人じゃないんですよ。原中投票所と今そこでやっているわけでしょう。その原中と大平を合わせれば当然そのぐらゐの数字になるでしょう。だから、今大平に1か所あって私がもう一か所つくったらどうだという話じゃないの。全然ないからあの地区何もないんだから、あそこへつくったらどうですかと。これは本当に地元の議員の当然余計なことを、私達のほうのことに構わないでくれなんて言われるかもしれないけれども、私はそう思います。2,000人分割とかそれはそれで決まりがあるんだかもしれないけれども、絶対的なものではないね。

私はなお、これはこの後提案になるんだけど、今18歳投票制度になって、どこかの自治体で今度は、より有権者に投票しやすくするという方式を今考えている。既に決めた自治体がある。ということは、駅のターミナルに最寄りのそういう通勤通学というか、そういう方のためにも投票できるようにすると、これはどこかで決まったはずだ。西郷村はそれほど汽車通なんかいないかもしれないけれども、例えばジャスコのサービスセンターで、あそこは今度期日前投票を開放したらどうだと。そんな二、三百人しか有権者もないようなところで、職員が何人も張りついて、そんなやっている必要はないんですよ。それはそれであってしかるべきだと思うけれども、それに対比したら、はるかに利便性を喜ぶ人は、ジャスコの、今のイオンのサービスセンターの中にそういう期日前投票所ができたら、これはまた投票率は本当に上がります。

皆さんおっしゃるのは、期日前投票でも何でもみんな職員の人らがじろじろ見られるのが嫌だというんだわな。皆さんじろじろはそういうあえてそんなことはしないでらうけれども、いろんなそういうあれがあるんですよ。有権者というのは変な気を遣うのが嫌だと。投票に行きたくないからじゃない、そういう何か外的なね、まず投票所へ行っても区長が見ている、ずらっと見られている、あれが一番嫌だというんだわな。私もそういう、このごろずうずうしいからそんなのは気にしないけれども、若い

ときは何かあまり嫌だったね。そういう分析するといろんな要因があるんですよ。選挙そのものも皆さんに本当に国民の広範な、できるだけ選挙に参加してもらおうという観点に立ったら、これは行きやすいような環境をつくってあげるのが、これは筋なんですよ。

そういう意味で私は申し上げているんです。そんな役所の2,000人が足りないんだからと、そういう本質のずれた議論じゃなくて、いかにしたら投票率を上げられるのか。その主権者たる住民が一番どういった形で気軽に行けるかということを考えるのが筋ですよ。そういうことで私は申し上げているんです。そういう観点に立った発想はできないですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

もちろん雰囲気づくりというのもございます。それで先ほど言われていました配置の人員に関しましては、投票管理者、副管理者、立会人、これについては定められた規定がございますので、あと事務従事に関しては、定められた規定はないんですが、必要な交代要員も考えまして配置しております。それで、一斉に見るようなことのないようにとか、それから投票所に関しましては、しんとしていると入りにくいとか、そういったこともございますので、若干音楽とか、そういうものを流しておくとか、そういった措置はしておりますが、議員おっしゃられるように、投票率を上げるにはいろんな手だてがあるかと思しますので、検討してまいりたいと思います。（不規則発言あり）

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 今援軍があらわれて、いつまで検討しているんだと、全くそのとおりなんです。今言っているのが最初じゃないんだから、こういうことをやればできるでしょう、これは。そんな別に予算が何百万円かかるなんていうことじゃないんだから、発想の転換をすればいくらでもできるんじゃないの。それをやらないというのは、これは邪推のようですけども、あまり余計な人が選挙に行ってもらったら困るなんていう発想をしているんじゃないかと私は逆に思ってしまうんです。いつの選挙でもこれは、特に村長選挙だ村会議員、特に村長選挙だな。何だ、広報なんて一回も来ないぞと。どうせしたってしないだって選挙結果はわかっているんだろなんて、そういうぐらいかもしれないけれども、しかしながら、行政としてはやっぱり啓蒙しなければならぬでしょう。一回ぐらいなんか、全然来ないと言われるのも嫌だから一回ぐらいやるかなぐらいの、いや、悪くあまりとり過ぎてはいけないけれども、実態はそうですよ。

だから、そういうことがあるから、またこういう投票所を新設しろなんて言ったって後ろ向きな、全然前進しない。何をやっているんだと。こんなことでは何も全然難しいことじゃないでしょう。大平地区はもう既に公民館だって立派なのがあるんだから、あそこにぽんと置けばいいんじゃないですか。これは総務課長の一存ではできないかもわからないけれども、村長にそういうふうに申し上げたらどうなんです。私

も議会で文句言われるから切ないから、村長早く決断してくださいとね。選管に私は申し上げるけれども、これだって行政の下請みたいなのでただ指名されたから、選管自身の自主的なそういう考えはないんだかもわからない。これなどは我々もあまり精査して同意してしまったのがまずかったかもしれないけれども、しかし要は肝心なことは、私は大平で投票しているわけじゃないけれども、そういうことを声を聞くんです。もう少し近くに、この地区にあつたらいいのになど。だから面倒くさいと、年寄りでも何でも交通手段を持たない人は、例えば大風が吹いた、雨が降った、雪が降ったというのは、これはもう面倒くさい、行かないかとなってしまうんですね。あくまでも個人のそれは政治の意識なんです、しかしながらそういう皆さんに本当に投票してもらいたい。自主的に選挙というのは非常に大切だと、そういう観点に立てば、これは早急にきちっと整備するのが筋じゃないですか。もう一回その辺をいつごろまでにそういうことを解決するのか、はっきり言ってください。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

いつまでという期間はちょっと限定できませんが、検討させていただきます。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 選挙管理委員会の中にはかってみないと、いずれにしてもいつまでということはいえませんが、そこで……

○12番（後藤 功君） だから、そういう問題が住民あるいは議会から出てくるから、問題意識が選管に伝わっていないんだよ。だから、それをちゃんと行って審議してもらえと。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） はい。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 次に、海外派遣事業ということで、これは今年から予算がついて実施するというふうになっていますね。従来から私はこの中学生海外派遣事業に対して疑問を持っている。広くここに趣旨、目的が書いてありますが、このとおりだとそれは理解できます。広く視野を広げて国際感覚云々、それは至極ごもつともなことだと思います。これはこれで認めますが、それにしてもこの25名を派遣すると。そして従来は中国の蕪湖県に行って西郷村との友好の協定を結んで実施していたと。中国がもう何か政情不安定とか、いろんな問題でそういった影響もあって、今度はタイだと、その辺の経緯も私は非常に何か理解しにくいと。

そういうことで、私はこの趣旨、目的というのは、それはわかるんですが、じゃ今この西郷村の中学生、小学生総勢たくさんいらっしゃる。その全体の子どものための教育の金の使われ方という観点から私は申し上げているんです。

今、25人中学2年生が総額550万円を使うわけでしょう。いろいろ総事業費として、年間。それからいろんな事務的これは生涯学習課で恐らく相当事務に専念してやって、年間の、そういうのに比べたらもう1,000万円ぐらいはかかってしまう。たった25人のために。

片や、私は申し上げますが、今世の中の貧困という問題が非常に問題になっていると。義務教育もまともに受けられないという人がいっぱいいるんです。いわゆる貧困家庭ですよ。そういうことに全くそれは全然そういうことがないのなら私はこれはあまり取り上げないんです。しかし、そういうことを現実に中学生になる。そこでいろいろ制服とかかばん、いろんなものを今度は新調してそれにかかるわけでしょう。そういうことで、その費用がその保護者にとってなかなかかなえてやれないという現実があるわけです。そういうことには何の手だてもしない。しかし、こういう行政として西郷村として一見格好いい、よそもやっているから国際化のために人材育成のためにと、そういう村長が何か対外的に格好いいようなことで、一つの事業としてやっているんだと。そんなことでこういったことを私は見逃すわけにはいかないと。この550万円でどれだけのことができるんだと。

私は、みんなが貧困とは言いませんが、そういう制服も買えないとか、それからスポーツのジャージとか、いろんなのがありますね。そういうことを充足できない人がいっぱいいるはずなんです。そういう方々に私はこういう金を使ったらどうなんだと、そういう限定しないでいいですね、全て新入学児童にはせめて一つのそういう必ずかかる制服代を、じゃ何ぼ、何%援助するとか、そのジャージ代を援助するとか、いろんなことができるはずなんですよ、これだけの金をかけたら。なぜそういうことに回らないんだと。それとこれとは全く違うと言うかもしれないけれども、私は教育というのは全て平等でやるんだと。最高の教育を受ける権利があるから言っているんだ。しかし、親の経済的な理由で子どもはそういうことも、最低限のそういうことすらできないと。

だから、そういう人たちは、じゃこの負担金、ここに1人当たり18万円だと、村助成3分の2、そういうような自己負担というのは当然払えないわけでしょう。そういう人たちはもうそこから除外されてしまう。結局は裕福な間に合っている人しか行けないということなんです。なぜそういうこの段階でそういう貧困というか、全くそういうところには目をくれないというか、そういう教育を行政がやるんだと。私は前加藤教育長にさんざんこの問題で指摘しておりましたけれども、新任の教育長、その辺はどういうふうにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 12番後藤議員のご質疑にお答えいたします。

中学生の海外派遣と貧困ということだと思うんですが、確かに経済的な格差はあることは事実で、実際に学校現場でも家庭の環境といいますか、経済環境の違いによっていろいろな子どもの状況の差が出ているというのは当然あるわけなんです。本当に中学校入学に際して、例えばそういう入学に必要な用具とか制服について、それも買えないというような貧困ということであれば、現在の福祉の対応としては、これまでもずっといろいろなご質疑に対してあったように、生活保護から就学援助費、準要保護、そういう制度などを紹介して、その基準に従ってですが、そういう対応をして子どもたちの就学、最低限のところでは就学を援助していくという制度もある。そうい

う中で、給食費をその中で出していったりとか、教材費を出していったりとか、修学旅行費を援助したりという方法をしているところなので、本当にそういうふうな家庭環境の状況にあるご家庭においては、その制度について入学の際に全員にお話をさせていただいておりますので、ご利用いただくということだと思っております。

一方、中学生の海外派遣につきまして、確かに自己負担6万円がこれまで発生しているということは認識しておりますが、これはこれで議員さんおっしゃったように、やっぱり子どもたちができれば異文化をいろんなところで体験する経験というのは、彼らの人生の中で大変有意義なことだろうと思っております。中学生の海外派遣という事業にかかわらないで、それだけではなくていろいろなところで異文化体験ということは学校教育の中で行われているわけですが、大きな実際に行って見聞を広めるといふ事業を村としては大事にして、これまで歴史を重ねてきてあるものと思っております。私としてもこの事業につきましては、やはりいろいろ課題はあるとは思いますが、人数も限定されますが、その事業につきましては、やはりねらいを達成していく価値のあるものだと思っておりますので、来年度に関しても予算を計上させていただいたところであります。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 今、貧困家庭、西郷村にはないような把握していないと、それは一概に言えないですけども、でもこれはみんな親の恐らく、親は子どもにそういういろんな経済的に苦しくても子どもにはそういう思いをさせないということで、無理をしている面がいっぱいあると思うんです。だから、それをやはりきちっと踏まえて考えてあげないと現実は見えないんじゃないかと。

具体的な私は全国でいろんなこういうことがあるんです。義務教育の重い負担なしで、負担というかかかる、そうすると中学入学で9万円かかる。制服、かばんとか、これは何もおさがりとか、そういうのをすれば違うんだろうけれども、しかしここに記事が出ていたんだけれども、春3月我が子の進学を喜ぶ一方で、公教育に予想以上の私費負担が必要なことを知って戸惑う保護者が少なくないと。

福岡県のある市では、2月初め長女が来月入学する市立中の中学の説明会に参加し、制服や通学かばんなどの総額7万円から9万円かかる、現金を払わなければならないと知らされた。しかし、その方はやはり突然そういうふうに言われたから大変だと、そういうことなんです。そういうことがいろいろ云々書いてあります。これは何もこの方の特異な例ではないと思うんです。この西郷村だってよくよく聞いてみれば、親は無理してでも自分の出費を抑えても子どもにはそういうひもじい思いをさせたくないということで、表面ではわかりませんよ。しかしこういったことが潜在的にいっぱいあるわけですよ。片や、一部のわずか25人のために、村は500万円あるいはいろんなことで1,000万円から金を国際化のためだといって平気で使っているわけですよ。このギャップは私は問題だと。一昔前だったらこんなことできなかったですよ。これは割と税収というか、西郷村のGDPが潤沢になってきたからそれはできるんだかもしれない。しかし、内情はやっぱり苦しいんですよ。



ほかがやっているから我々もやると。これが大都市の東京あるいは大阪の中学校がみんなやっているからと。生徒数が1,000人、2,000人だったら対象が大変でしょう。こんなちっぽけな村だからそういう抜本的な教育問題に踏み込まないで、そんな私から言わせればざれごと、遊びごとのようなことでうつつをぬかしているんじゃないかと。本当に教育の基本的なことを何をやっているんだと。ただ、目玉として行政がそういうことでやっているんだ。いろいろ言い分はあるでしょうが、私は非常に厳しい言い方ですが、そういう断定せざるを得ない。まずはじめにそういう本当に必要なことに対して、何で予算を使わないの。そんな海外研修に何ぼだとか、それは当事者はそれだけそれなりにいいでしょうけれども、しかし、よくよく調べてみれば、やはり行政に何だかしらコミットした人しか行っていませんね。そういうつてがない人は行けないんですよ。これもまたある父兄から言わせると、非常に問題なんだと。そんなことは一切やめて、まず基本的な基本の基本のそういう実際教育に幾らかかかるんだと、そういうことから充足させていくのが私は筋ではないかと思えますよ。その点はいかがですか。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時01分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き議案第22号に対する質疑を続行いたします。

12番後藤功君の質疑に対する答弁を求めます。

教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 先ほどのご質疑ですが、議員おっしゃるように中学校に入るときにかかるお金、小学校でもかかるお金もあって、確かに多いなと私も思っているところです。なるべくそういう買うものも少なくして、保護者の負担を軽くしたい、そう思いながら私自身もやってきましたけれども、やはりそういう意味で今後少子高齢がどんどん進んでいきますので、子育て支援に関してはいろいろな方向で、いろいろな可能性から検討していくべきものであると思っております。

一方、この中学生の海外派遣につきましては、議員さんもおっしゃってありましたとおり、その狙いもあって、実際に行ける家庭はそれだけの負担ができる家庭であります。行った子どもたちについては、やはりいろいろな体験をして戻ってきて、それなりの効果もある。このこともそういう子どもたちがそういう経験をすることも大事にしていきたいと思っておりますので、どうぞご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 教育長、なかなか前向きというか、具体的にそういう私が申し上げたいような手だて、今そういうことに対して教育長は理解できるんだと。実は県

内では平田村、あそこでもう入学金として3万円とか5万円を支給している、今年は、もうそういうふうに行っている自治体があるわけです。だから、私は制服代、制服を買うとかそういうことじゃなくて、お金で手当として入学時に3万円なら3万円、5万円なら5万円支給してやったらどれほど皆さん喜ぶかわからない。助かると。これこそが本当に生きた金の使い方であり、政策的な措置だと思います。

今、教育長が言われましたが、これがひいては子育て支援につながるんですよ、全く。だから、こういう波及効果があるというか、そういうこともやはり政策としてやっていくのが私は何よりも優先順位として大事じゃないのということ。第一義的にそういうことをまずやって、海外派遣、それはそれでいいかもしれないけれども、そういうことすら基本的な口先で子育て支援のためどうのこうの、いろんな理屈を並べたって、実際に政策としてきちっとやらなかったらどうにもならないんだと。

それで、教育の施策として子育て支援の一環としてこういうことをやればいいんですよ。順序が私は逆だと。そういうこともやらないで、ただ言うことは格好いいですよ、確かに国際感覚、村の学生諸君も海外に行ってそういうふうにグローバルな視野に立って人材を育てると、それはもうごもつともな話ですよ。しかし、実際に納税者として応分のそういう行政の分け前にあずかるには、対価としてやはりそういう実際のお金を支給してもらったほうが何ぼかいいと。これは逆説になりますが、私はじゃ対比して、老人に対して何なんだと。政府はこれは参議院選挙の前に選挙対策だなんて言われて3万円、みんなにこれは全員ではないですけども、そういう困っている人に支給すると。これは私もばらまきにすぎないと思うんです。

そういうことじゃなくて、本当に今国の何が大事だ、少子高齢化、人口は減る、日本の将来をしょって立つ屋台骨であるそういう子どもの支援というものを本当に考えるなら、それを政策としてきちっとやっていかなければならないにもかかわらず、単なる党利党略で自民党は、自民党だけじゃない、自公両党はそういうばらまき政策に出たと。非常に政治の本当の王道からいったら、これはゆゆしき問題であると。

そして、ついでながら言いますが、私は西郷村で全国でもこれはいろいろ支給しているかもしれないけれども、老人に対する敬老会と称して5,000円を支給していると、これなども私はやめたほうがいいと。今どき5,000円をもらって本当に生活が助かるとは違うんですよ。もう年金もらっている人がいっぱいいる。

私はある老人から聞きました。敬老会には行きませんと。あんな無駄な銀杯とかなんとかをもらったって、そんなのは仕方がないんだと。それよりも若い人に使ってくださいと、こういうきちっと世の中を見詰めた人もいますよ。それをこれは人間、金をくれるといえど誰でも要らないという人はいないかもしれないけれども、しかし、そういう短絡した物、金を適当にばらまいて、一つの人気とりなり選挙に有利だろうぐらいの考えでやるのは大間違いであると。広くやっぱり世の中を考えたら、こんなのを渡すんだったらやめて、子育て支援というそういうことに使ったらどうなんだと。これは答弁どうのこうのじゃないですけども、私の考えはそうです。

ですから、少なくとも海外派遣とか、そういうことじゃなくて、もっと実質的な皆

さんが多数が喜ぶ、そういう政策を展開していただきたいと、こういうふうに思います。その辺はもうこれでいいですけども。

次に、これで中学生の問題を終わりますけれども、村民プールの問題です。村民プールが155ページに委託料として714万円が計上されています。いろいろ予算の説明会で伺いましたが、村民プールの問題も着工して、杭を打って、先ほどの冒頭の議会で議案が出ていましたね。杭代が当初の予想より金がかからなかったら、それを修正して減額してくださいと、そういうことであります。

私は、この問題、村民プール建設については、あそこはもう問題があると。杭をわざわざ打たなくても、もっと地盤のいいところに、建てるんだっただけですよ、そういうところに選定して建てたらどうなんだと。しかし、あくまでもあそこなんだということで、これは議会の賛成多数で可決され今日に至っていますが、それにしても行く末はどうなんだということを私は案じるんです。

これが補助事業で8億円、9億円の建設予算、それはみんな国庫補助で出るんだと、それはいいとして、しかしその維持管理に今度は直面するわけですよ。それが私は問題だと。そして、なおかつそういう地盤の悪い場所につくられた非常に後顧の憂いというか、万が一そういうようになつたらまた同じことが起きるんじゃないかと。しかし1000年に一度のそういうことは、もうそんなことを考えたってしょうがないんだという割り切った考えもあります。これは東北各地で今そういうことを言われていますね。防波堤が総延長400キロの防波堤を10メートル、15メートルの防波堤をつくってどうなんだと。それは1000年に一度のあれなんだから、そんなことする必要はないと、これは私もある意味、理解できるんですよ。

必ず防波堤で守られるかといったら大違い。あの岩手県の田老町では、本当に万里の長城に匹敵するような、もう絶対大丈夫だというような防波堤をつくったんです。しかし、あの震災では軽々と乗り越えて多数の相当な犠牲者が出たと、そういうことがありますね。だから、絶対的なもの、完全なるものはないと思います。

そういう意味からいえば、今のプールの建設地も1000年に一度なんだから、そんな心配することはないかもしれないと。しかし、わざわざなぜそういうところでやるんだという、これは蒸し返すようになりますから、もう言っても仕方がないですけども、しかし私は非常に懸念されると。また、そこに多額な維持管理料がかかると。具体的に私は確かめたいんですが、いろいろこの委託料で何百万円というのが計上されている。しかしこれはまた別として、実際の管理する内訳、年間どれぐらい厳密にかかるんだと。職員の数は何人雇うんだと。そして収益、入場料は当然取りますね、この間の説明で。200円とか500円とか。それで赤字、黒字、恐らく何年間は赤字とか、企業もそうですから、工場を新設するあるいは店を出しても7年間は赤字なんだと。でも8年目から黒字化するんだと、そういう予想はしていないですか。その辺はシミュレーションをしているのであるんだっただけなら、それを聞かせてください。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 詳しい数字は、すみません、ちょっと今わかりませんが、なか

なか入場料の設定からして、議員がおっしゃるように経営上利益が発生するという事はなかなか難しいと思っております。公共施設、いろいろな箱物を建てた段階で維持管理の費用が後からどんどんついてくるというのは、いろんな問題があると思いますが、その辺で私たちがこれから考えていかなければならないのは、それだけいろいろな議論を尽くされたり、ご心配いただいたりして建てていただいたプールなので、本当に有効に活用したい。そして子どもたちの健康増進、またはお年寄りの健康維持等々に十分使っていただいて、そういう施設が西郷にあるということがよかったなというふうなことになるような使い方を、いろいろ工夫してまいりたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 教育長、まことに正直というか、いいですよ。変に片肘張って突っ張らないから本当に正直だと、素直にそういう私も、ですからそれはわかります。先ほど申し上げた私は、これは一つの商売、企業、そういう事業者であれば、当然最初は投資ですから1億円投資して、じゃ何年後に黒字化するんだと。最初から黒字なんていうのはあり得ないですから。投資ですから。しかし、そういう会計上の役所はそういうことすら、これはもう全く度外視してしまっているわけですよ。実はそれが今みんな苦勞をしているんであります。いわゆる箱物行政で、これは料金をとっても、みんな最後破綻ですよ。

ですから、これはランニングコストとしてまだお答えになっていないんですが、年間幾らかかって、その辺のきちっと人員は幾ら必要なんだと、それによって私なりの解釈をしてまた質問しますからお願いします。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木茂和君） 後藤議員の質疑にお答えいたします。

ランニングコストでございますが、大体今試算しているところ4,000万円から4,500万円の間に試算しております。それで、ランニングコストを減らす検討をいろいろしまして、プールの営業時間とか今のところ検討しているところは、平日の午前中はこれは一般開放でなくていろいろ各種教室とか、いろいろな授業とかあと小学校、中学校の生徒さんに開放というか、そういう授業の中で午前中はやって、あと土日に関しては朝10時あたりから夕方5時半ころまで。平日は夜8時半ころまでということで、それで人件費の差というのは少しでも図れるようにということで、今検討しているところでございます。

それと、人員についてなんですが、主任管理人として1人、責任者あとプールの監視員ですか、これは4名ないし5名というようなことで今検討しているところでございます。（不規則発言あり）村の臨時職員の給料と、時給当たり同程度の金額と考えております。時間に今プールの監視員を考えているのは、時間帯810円と。あと主任技術者、管理人のほうなんですが、主任ですので、これは朝から夜までということで、交代制になるかと思うんですが、大体1人年間通しまして200万円前後の金額ということで考えております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） それで、最初の議案の説明で西の郷クラブに委託するんだと。

西の郷クラブに委託ということは、西の郷クラブで監視員なり主任なり、それがやるんでしょう。違うのか。だから、私ね、その西の郷クラブの実態というのが私はわからないんです。その組織が、どこに主体、事務局があつて主たる人たちがどういうことをやっているんだと。その辺の詳しいことを教えてください、まず、スポーツクラブ。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

現在の事務局は体育館の事務室になっておりまして、体育館、野球グラウンド、現在西の郷スポーツクラブのほうに業務委託という形で管理をお願いしているところでございます。西の郷なんですが、主にスポーツをやられている方はもちろんでございますが、村のスポーツ推進の西の郷のほうにいろいろ加盟されて、スポーツ普及・発展にやっていただいているところでございます。

西の郷スポーツ設立当時なんですが、設立したのは何年になるかちょっと今持ち合わせていないんですが、村もいろいろと西の郷スポーツに関しては協力したというような経緯がございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） わかりました。

課長、西の郷スポーツクラブの名簿、どのような方がなっているのか、それをちょっと出してもらえますか。ちょっと時間、後でいいから。今この議会に出せるでしょう。そういうことです。

その辺が、私は効率的な運営をするということが一番大事であって、どなたさまがやるというのは、それは私はあまり問いません。しかし、一つの働き口として単なる目的がそういうふうな意図的な人であっては困るんですよね。だから、私はそういうことじゃなくて、本当にスポーツの用、水泳の用、そういうレベルアップとかいろいろな健康面から考えたら、そういうところに抜きん出た、そういう考えの持ち主にやらせたほうがいいと。最初に西の郷スポーツクラブが実績があるからお願いするとか、そういうことじゃなくてですよ。今は非常に西郷村、あるいはいろんな自治体、地方自治体がそうです。風通しが悪いんですよ。一度そういう行政と深いつながりを持った団体ばかりが行政に食い込んで、何だかんだとそういうことをやっている。それが結果的にいい方向ならいいけれども、しかしそこに親しくなればなるほど癒着といういろんなことで弊害が起きる。これは村民が一番損することですから、その辺をよくよく考えていただきたい。これは村長に言うておかなければならない。私はそう指摘したいんです。

今までいろんな、これは西郷だけじゃないですよ。行政のそういう何ていうか、そういうふうになってしまうんです。何でもかんでも俺たちに任せると。そうじゃなく

て、それだけ年間四、五千万円のコストがかかるわけだから、それに見合ったようなそういう優秀な造詣の深い、その道に深い人を選んだらいいと。私はもともとはあまり好ましい事業じゃないと思いますけれども、先ほど言ったとおりもっとやるべきことがあるんだと。年間4,000万円、5,000万円という大変な金だよ、これは。ほかの事業に回したら大変でしょう、これは。そういうことを平気でやっている。住民の要望、これはかなりありますけれども、そういったことに対しては金がない金がないと。この辺の政治の感覚ですね、いかがなものかと。これ以上を言っても仕方がないですから、課長いいです、わかりました。

要は、私は行政のこれはいろんな事業がありますけれども、非常に何かをやる場合はそういうランニングコスト、そういうものが生じてくるんだと。そこにあまり敏感でない。全てそれはなぜかという、税金で賄われるからです。自分の金を使わないから平気でそういうふうに、年間4,000万円かかります、5,000万円かかります。ちゃぽランドが赤字であろうが何であろうが、健康増進のためです、年寄りに喜んでもらえばいいんだと、そういういわば何ていうか、どんぶり勘定のもう経営の理念も、もう少し効率よくその行政を運営しようとか、そういう意識が全く欠けた素人の行政運営あるいは経営をやっている、ここに私は非常に問題があると思うんです。

そういうことで結びとしますが、よくよくきちっと金の使い方を再度精査して、より村民が一番何を望んでいるかということを探って、それに応えていくのが行政であると思います。このようなことで終わります。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君の質疑が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 議案第22号について質疑をいたします。

議案書のページ、17ページです。保健衛生費補助費ということで、これは国庫補助金15万円が計上されておりますけれども、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業補助金ということになっておりますけれども、村ではこれは具体的にどのようなことをやっているのか、まずはじめにお聞きします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 7番藤田議員のご質疑にお答えをいたします。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業補助金ということで15万円を計上させていただきました。この新たなステージに入ったがん検診の総合支援ということで、国は平成27年、28年がんの検診に対して50%にしたいと、検診受診率を50%にしたいということで、その最初のものが今年度がん検診推進事業ということで、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業ということで、女性のための子宮頸がん、それから乳がんに予算をつけました。そのほかのがん検診推進事業ということで、大腸がんのほうにも予算をつけております。村といたしましては、この新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業ということで、過去5年間の間に村の健診を受けていなかった方に対しまして、無料のクーポン券を配布いたしまして、そ

らの方の受診を促すという形を取らせていただきました。

まず、乳がんにつきましてですけれども、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳と5歳刻みで60歳まで、それから子宮頸がんにつきましては20歳、25歳、30歳、35歳、40歳とこちらも5年刻みで40歳までの方、こちらで該当される方につきましてクーポンのほうを配布いたしまして、検診の受診を促したところでございます。

その結果につきましては、乳がん検診でございますけれども、対象者が479名いらっしゃいまして、受診のほうは52名の方が受診をされております。それから子宮頸がんにつきましては、対象者の方が453名いらっしゃいまして、33名の方が受診をされております。これは村のほうの乳がんの検診率も平成26年度の末の数字でございますが、30.8%、それから子宮頸がんにつきましても29.9%と国の目指しております50%にまだ遠い状態でございますので、引き続き村としても検診受診の奨励していきたいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 大まかなことはわかりましたけれども、この県の補助金15万円ということで、検診された方が乳がんで52名、子宮頸がんで33名ということで、当然この15万円で賄い切れないと思うんですけれども、あとは支給はどちらから運用されているのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

村といたしましては、この後歳出のほうでも計上させていただきましたが、住民健診諸費というところで、乳がん、子宮頸がんにつきましての予算を計上させていただいております。この補助分につきましては、住民が自己負担として出された分について計上をいたしておりますので、数字的には15万円という数字で計上させていただいていると、そんなような形になっております。よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これは自己負担を負担してあげると。これは負担は現物支給でやっているんですか。現物給付というか。よろしいですか。わかりました。

今このがんについてはほとんど我々の周りを見ても、亡くなるとほとんどがんといいことで、皆さんもご存じだと思えるんですけれども、がんの検診率を50%に上げようと、国を挙げてやっているんですけれども、どこも検診率が低いと。西郷村は30%、乳がんに対してですけれども、ほかの自治体ではこれにプラス、先ほど大腸がんもプラスされているということでしたけれども、このほかに胃がん検診なり肺がん検診なり、5がん検診事業というのか、独自にそういう自治体がありますので、ぜひ西郷村としても大腸がんをはじめ胃がんについても相当の数で亡くなる方が多いので、ぜひこういったことも今後検診の中に組み込んでいただきたいなと思うんですけれども、これには制約があるのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

詳細まではまだ十分にちょっと把握しておりません。ただ、議員おっしゃられたように、村の健診の受診率が思ったほどは高くないというのは自覚しております、そちらの受診率を上げて、先ほども申し上げました住民健診諸費のほうに予算を計上させていただいておりますので、その予算が足りなくなるぐらい、ぜひ受診率を上げて取り組んでいきたいと、そのようには考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） もう一点ですけれども、乳がん検診をする人というか、受けていない人というか、それが497名で実際に受けた方が52名でよろしいんですね。子宮頸がんが453名中33名と。この人数に対して現在までこれしかやっていないと、平成27年度。あと残りの方々の検診はこれからも引き続き督促じゃないですが、はがきか何かでお知らせをして継続してやるということによろしいんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

先ほどの乳がんのほうなんです、479名で52名ということで、この数字に対しましても、まだ受診の人数はかなり低い、受診率が低いものですから、引き続き受診率を上げるように受診のことに對して広報なり通知なりで示していきたいと、そんなふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 私は一般質問でも行いましたけれども、胃がんのリスク検診、あぁいったやつも本当は検診で、もうバリウムで私もつい11日の日にやりましたけれども、バリウムもひどいですね、その後が。卒業式に出てももう耐えられない、我慢できないという状況なので、胃がんリスク検診を行うことによれば、一般質問で言いましたけれども、4倍から5倍のがんが発見されると。がんについてはもう早期発見、早期治療、これによって命が本当に救われることになるので、村としても本当にこういったがん検診、項目も増やして、さらにやっていただきたいなと思います。どうもありがとうございました。

次に、議案書の53ページですけれども、53ページの需用費と工事請負費としてカーブミラーの修繕費、防犯灯の修繕費というこの予算がついています。さらには15番の工事請負費で街路灯の設置工事費ということで150万円予算化されておりますけれども、この防犯灯の修繕費と工事請負費、この防犯灯と街路灯、これは一緒なんですか、別々なんですか、お答えいただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） 7番藤田議員のご質疑にお答えいたします。

防犯灯とカーブミラーの修繕費の件かと思いますが……（不規則発言あり）失礼しました。街路灯、いわゆる防犯灯でございますが、カーブミラーの修繕につきまして



は、防犯灯の修繕と別に計上しております。修繕料と一緒に約230万円ほどになっておりますけれども、そのうちカーブミラーの修繕費につきましては27万円で、それから防犯灯、街路灯につきましては修繕費として200万円の内訳となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ごめんね、申しわけない。私の聞き方がちょっとまずかったのかな。この修繕費として防犯灯の修繕費とありますよね。その下に工事請負費として街路灯設置工事費、これは防犯灯の設置工事費ではなくて、その街路灯と防犯灯の違いをちょっと私は知りたかったんですけども、53ページ。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） 大変失礼いたしました。

防犯灯と街路灯の違いについて。俗に防犯灯でございますが、防犯灯につきましては犯罪を防止するための環境整備の一環とした歩行者用の照明施設でございます、道路照明灯につきましては、夜間良好な視覚環境、安全で円滑な道路交通を確保する施設をいうものでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 防犯灯と街路灯は別だという認識でよろしいのでしょうか。わかりました。

一応防犯灯に関して、これは修繕費は出ていますけれども、今度、原材料費としてLEDのランプが出ていますよね。工事費100万円、これは防犯灯設置するときにLEDランプ、その工事費も一緒に含まれているということではないですよ。原材料費がLED100万円なので、その辺の違いをちょっとすみません、よろしく願いします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 結構です。それでは、防犯灯に関してちょっともう一点お聞きしたいんですけども、今防犯灯の設置の場合は、各区長から要望というか、要請がないと設置することはできないのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

防犯灯につきましては、一応4月の行政区長会で区長さんのほうに各行政区の仕事の内容の一つといたしまして、防犯灯、それからカーブミラー等ですか、そういったものの申請をさせていただいていると、お願いをしているというところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 防犯灯はカーブミラーも行政区長の業務の中に入っているということですが、一度私はカーブミラーの設置をお願いしたというか、区長のときにですね、そのときに区長で上げたんですけども、決定は防犯審議協議会ですか、村の、その人が判断するとじゃなかったか。専門審議委員会があると、その中でそれを検証してその人たちが必要ないと判断をするというようなことを当時の課長に聞

いたんですけれども、そういったことは今はどうなっているのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

カーブミラーのほうの件でよろしいでしょうか。カーブミラーにつきましても、防犯灯の設置同様に設置の管理規程がございまして、区長さんのほうを通しまして設置基準等がございまして、当然設置基準、事故発生の可能性の高い場所に優先的に設置するものとするということがございまして、ただし特別な事情があると認められる場合は、この限りではないということで、優先順位としましては（１）としまして、国道、県道、村道、それから私道でもそういったところに面した場所、それから２番目としまして、公道から公道の交差点で見通しのきかない場所、それから３番目としまして、公道でカーブの見通しのきかない場所、それから４番目としまして、私道で１０件以上、かつ１０台以上の駐車場があり、公道に出るのに見通しのきかない場所、それから最後に設置箇所に隣接する土地の所有者の承諾を得られている場所ということでございまして、こちらのほうで行政区長さんのほうから申請をしていただきまして、担当のほうで現場のほうを確認しまして、設置するに当たって警察に確認して、その場所が設置しても、そういった道路交通法とかもろもろのそういった法令関係に影響がないのかどうかを判断いたしまして決定するという手順になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） ７番藤田節夫君。

○７番（藤田節夫君） 設置基準があるということなんですけれども、一応区から区長が上げたものに対して、じゃそのカーブミラーをつけることができないという判断がありますよね、判断基準が。そういったことが区のほうに返ってこないんだよね。こういふことで理由がこうで、ここはつけられませんとか、順番が後になりますよとか、そういったことが全然返って来ないので、できればせつかく区のほうから上げているものを、そのままにしておけないので、そういったことはやっぱり返してあげないといけないのかなと思ひます。

それと、防犯灯ですけれども、やっぱり区長がそういうときに見られるのかと、区長が住んでいる場所はわかりますよ。集落の中だったら周りは。ところが追原でいえば折口と追原の間、追原橋の間とか、グリーンタウンと谷地中の間とか、ああいったところはどこの区長が上げていいのか、誰に言っているのかかわからないのが現実なんですよね。そうすると、いつまでたっても上がってこない。それで私なんか言うと、それは区長を通さないとだめだよということなんで、その辺がちょっと何か矛盾しているのかなと。その区長会でも必ず区長を通さなくてはいけないということは、私は区長のときは聞いていないんですけれども、そういった業務内容、区長の業務内容として明確に各区長に上がっているのか、その辺をお願いします、わかれば。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（相川 博君） お答えいたします。

４月の新しく区長さんになられた行政区長会で、各担当課の業務内容ということで、

住民生活課では今申し上げましたカーブミラー、防犯灯の申請につきまして、様式等を添付をいたしまして出してくださいということでお願いしてありますので、場所が行政区がまたがるようなところにつきましては、お話いただければ、こちらで調べましてどこの行政区に該当するのか、こちらで判断いたしまして、区長さんのほうにそういった設置要望があるので提出してくださいと、そのように指導しております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 区長ありきということで、もしそういうところがあれば住民生活のほうに申し出れば、住民生活のほうから区長のほうに伝えて、その申請書を上げていただくということによろしいですか。これはなかなか今、区長といってもみんな仕事をしながらやっている方が多いので、なかなか手が回らないというのが現状だと思うんですよ。そういった意味では、ぜひそういったことで常にこれは区長の仕事だ、区長から上げるんだみたいには言わないで、受けるところは受けて、それで区長に課のほうから上げていただいて、もしそれがそれなくては絶対だめだと言い張るならばですよ、やっぱりそういうことも柔軟に対応していただきたいということで、私の質疑は終わりにしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の質疑は終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番、議案第22号について質疑をしたいと思います。

先ほど同僚議員が質疑をされましたけれども、予算書の4ページ、第10款教育費の中の5項社会教育費の中の話で、中学生の海外派遣についてということで伺いたいと思います。

先ほど教育長の答弁の中で、いわゆる中学生の海外派遣事業、目的に沿った効果がありますというふうにご答弁されておりました。私もこの中学生の海外派遣事業については賛成をしている部分もございます。その内容としまして、まず中学生の目的として、村が掲げているのは、西郷村の次代を担う中学生を海外派遣し、国際的な感覚を身につけさせ、視野を広げるとともに文化的な交流を深めさせることを目的とするというふうにうたっているわけでございますよね。この目的に沿うことは、目指すことは私も大いに結構だと思います。特に西郷村の無限の可能性を持つ子どもさんたちが、いわゆる海外に出て行ってあらゆるものにチャレンジをする。五感を使ってあらゆるものを体験をしてきてもらいたい、そういう感覚であります。

しかしながら、先ほど同僚議員の質問にもありましたように、経済的に厳しい家庭がある。この経済的に厳しい家庭に対しては、村から旅費の補助があるということは理解しております。しかしながら、実際にじゃ旅費だけで間に合うのかというと、私は間に合わないと思うんです。実際にそこに行くに当たっては、やはりお小遣いも必要です。いくら服が制服であろうとジャージであろうと、それ以外の服も必要になってくる部分もございます。そういう経済的な負担ができない家庭もあるんだという

ことを、まずちゃんと理解をしていただきたいと思います。そのことは、今議会において私はずっと憲法のことをやっていますけれども、日本国憲法のこの第14条、第26条に反する行為ではないかと思えますよ。

第14条では、全ての国民は法のもとに平等であって、人権、信条、性格、社会的身分又は門地により政治的、ここからです、経済的又は社会的環境において差別されない。経済的に差別されてはいけないんだと、これが14条で定められています。

そして、憲法第26条、全ての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。教育を平等に受ける権利が憲法では規定されているんです。ですから、そのことに私は反してしまうんじゃないかと思うんですよ。ですから、対象となる中学生を全て私は海外派遣事業で連れていくように村は努力をすべきではないかと思えますけれども、教育長、いかがお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 11番上田議員のご質疑にお答えします。

これまでもこの海外派遣についての対象者といいますか、例えば中学生2年生全員とか、そういう質疑とかご質問があったというふうに認識しております。

ある自治体では、そういう施策を実施している自治体もあるというふうにも認識しておりますが、経費面等々を考えていく必要もあるということと、異文化体験につきましては、今後の方向性として、できれば海外ではなくてもブリティッシュヒルズのような施設等で、ある学年の子どもたち全員を対象としたそういう研修が持てないかということ、私の中でも考えておるところです。ただ、今回の来年度の予算に関する海外派遣につきましては、これまでの経過といいますか、実績に応じた予算ということでの考えを出させていただいておるところですが、今後どういう形が子どもたちにとって有効な施策なのか、平等という点についてはちょっと経済的な面を考慮していくとなると、なかなかちょっと難しい面があるんですが、その辺の教育的な効果といいますか、教育的な施策としての持ちようについては、今後いろいろな方々からご意見、ご指導をいただきながら検討加えていくべきものであると認識しております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 途中までの答弁はすごくいいなと思って今聞いていたんですけども、いわゆる全学年、全員対象に参加できるようなブリティッシュヒルズを考えていきたいという部分は、私はそれでいいんじゃないかなと思うんですよ。というのは、もうこの教育の中の差別というのは絶対にあってはいけないと思えますけれども、先ほどの同僚議員の質疑の中でもありましたように、いわゆる制服を、中学に入学するときに制服の問題が出ますよね。片方の子は四、五万円もするような制服を買う。片方はそんなに高いものは買えない。

そのときにこれは実話です。中学校の本当にこの村の話ですけれども、その高い制服を買ってもらえなかった子どもさんが言ったのは、女の子ですけれども、「お母さん、スカーフだけはいいのを買ってほしい」と、そういうふうに切なる声を上げている子どもさんもいらっしゃる。

ですから、村が実施する事業にあつて、そういう差別があつては絶対に私はいけないと思いますので、この後6月の議会もございます。それに向けて今教育長が言われたように、全員が参加できるような、そういうシステムをもう一度考えていただきたいというふうをお願いをして、次の質疑に入ります。

続いて、第3款民生費、3項老人福祉費の部分で質疑をしたいと思います。この老人福祉費の細部のほうを見ていきますと、他会計への繰出金という部分もございます。この他会計、介護保険事業のほうへの繰出金の部分もございます。この繰出金の内容としましては、法定繰り出し分だというふうに理解をしております。以前から私はこの場で申し上げているように、一般会計から介護保険特別会計のほうに財政を繰り入れをすべきではないかと、そのことによって国からペナルティーがありますかということを確認をしています。そのことについて今回対応がとられていませんけれども、いわゆるペナルティーがあるのかないのか、まずそのことをお伺いたいと思います。いかがですか。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時20分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時40分）

◎会議時間延長の議決

○議長（白岩征治君） 時間延長について、休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたところ、午後7時まで延長したいとの旨でございます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

それでは、午後7時まで延長いたします。

◎議案第22号に対する質疑（続行）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、議案第22号に対する質疑を続行いたします。

11番上田秀人君の質疑に対する答弁を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 11番上田議員のご質疑にお答えをいたします。

一般会計からの法定外部分についての繰り入れについて、罰則等はあるかということについてお答えを申し上げます。

原則、国のほうで示していることに罰則はないと私のほうでは把握をいたしております。ただ、国は被保険者間の公平性の確保や健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から、保険者において適切に対応していただきたいというようなことが示されております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番、今、健康推進課長にお答えをいただいたんですけども、今質疑しているのは一般会計であって、特別会計のほうではないなと思ったんですけども、お答えいただいたので、別にかまいませんけれども、今言われたように、国はいろいろ言っているというのは、私は技術的指導だというふうに捉えているんですよ。ですから、一昨日の私の一般質問のときに申し上げたように、いわゆる介護サービスというのは自治事務なんだと。ですから自治体の裁量で行える部分があるよということで、もう負担の限界を越えているというのは村長は認めているわけですから、そのことはきちんとやはり執行部のほうで検討して、一般会計から繰り入れをするなり、それによって高齢者の福祉の向上に努めるべきだなというふうに考えます。ありがとうございます。

続きますして、一昨日の15日の日に、平成28年度の一般会計当初予算並びに特別会計における予算に関する資料で訂正版というものが配られました。この予算書の中に大きな誤りがあるということで訂正版が配られましたけれども、そのときに総務課長は、大変申しわけなかったというおわびの言葉とともに配付をして、どこが間違っているのか、主立った部分を説明されたんですけども、そのときに議会のほうから、なぜこういう間違いが起きたんだということを言われましたよね。そのときの答弁がなかった、答えがなかったんですけども、今ここでお聞きいたします。なぜこのような訂正版を配付するほどの大きな間違いが出たのか、説明を求めます。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 上田議員のご質疑にお答え申し上げます。

昨日ご訂正版を配付させていただきまして、大変申しわけございませんでした。改めておわび申し上げます。

昨日申し上げましたが、私のチェックミスということで、見逃して明細書を配付したということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 総務課長のチェックミスだということで今理由をいただいたんですけども、やはり以前にもこういう訂正がございました。資料の差しかえもございました。字句の訂正だけのときもございましたよね。その都度その都度、執行部側は、もう二度とないように気をつけますという言葉が繰り返されています。しかしながら、またこうやって行われた。なぜこういうことが繰り返されるのかということなんです。

私たちはこの資料をもとに今月の3日、4日、そして7日の日に説明を受けているんですよ。私ら議会が議決権を有するのは、いわゆるこの一般予算書のほうだけですよ。しかしながら、今回この訂正された資料というのは、この資料の中の一つ一つが積み上がったものが私はこの予算書に反映されているというふうに理解をしているんですよ。ましてやこの西郷村の新年度の大切な予算なんです。そこにこういう大きな過ちがあるということは、いわゆる執行者側が議会を軽視しているんじゃないかというふうに考えます。違いますか。こういう間違いが何度もあるということは何。そのことについては、総務課長、どのようにお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 大変申しわけございません。繰り返しになりますが、おわび申し上げて、以後注意するというご理解願えればと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） これ以上言ってもしょうがないと思いますので、二度とないよというごことで何度も繰り返してきたということをご先ほど申し上げました。本来であれば、議会側がこの審議をボイコットしてもいいんじゃないかというぐらい私は考えています。今後二度とないように、私にこの言葉をここで二度と言わせないように、私以外の議員にこの言葉を二度と言わせないように十分に注意をしていただきたい、このように申しつけて終わります。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の質疑は終わりました。

13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 13番ですが、一般会計に關しまして質疑をいたしたいと思ひます。

今回5点から6点ほどあるんですが、まず最初に平成30年ですか、オープンを目指してあります保育園の建設についてでございますが、この保育園、社会福祉協議会に委託するというごことで話を進めておるようでございますけれども、実際にこれは予算計上する前に社会福祉協議会のほうとその辺の協議というか協定というか合意という、そういった部分でのお話し合いができていられるのかどうか、まずお伺ひしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） 佐藤議員のご質疑にお答えします。

新しい保育園の建設ということで、過般、全員協議会でご説明させていただきました。その中で、事業実施主体は社会福祉協議会ということをお願いということで話は進めさせていただいておりますけれども、もちろん社会福祉協議会、それらを構成する理事会、評議会がございますので、そちらのほうの説明、あとはそちらのほうの議決をいただいてからというふうな形で進めるようになるということで確認をしております。以上です。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 課長、結局今現在みずほ保育園ですか、やられておまして、今度またそこにプラスして、熊倉の保育園、これは定員が100名から120名となりますと、相当規模の保育士さんから管理から、大変な職員数になると思いますが、そういった職員の確保、それから運営、今の社会福祉協議会の体制ではちょっと私は無理ではないかと思うんですが、それについてのある程度の合意ができて今進められているのならいいんですが、その辺についての合意というのは、実際にどこまで話されていますか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

社会福祉協議会の事務体制、または4月からのみずほ保育園の経営移譲等ということでございます。それでまずは社会福祉協議会の事務体制ということで、今年度いっぱい辞められる職員もいます。その中でかなり今まで協議会の事務に精通した方も辞められるようになりますので、福祉課のほうとしましては、特に技術的な援助、そちらのほうで福祉課のほうでは全面的にバックアップ、または事務のほうでも全面的にバックアップというふうな形で社協のほうと話し合いを進めさせてもらっているところでございます。

あともう一点の、4月からのみずほの経営移譲ということで、今事務を進めているところでございます。それで、みずほさんのほうの一番は保育士ということで、新聞等でも報道されていますように、なかなか集まらないというところが一番ちょっと危惧するところもあるんですが、今実際3保育園、みずほ、まきば、川谷、あとは去年から開園しています小規模保育園等が2か所とかがあるんですが、特に保育園の3保育園については、定員超でかなりいっぱい預かっているものですから、そちらのほうを誘導すると、またはあとみずほ保育園のいっぱい預かっている中での保育士をそちらのほうに異動というふうな形で考えて、または新たな保育士の採用、または処遇の改善ということで話を進めさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 実は私、社会福祉協議会の議会選出からの監査ということで、監査役を仰せつかっております。まだそういう立場にはいますが、社会福祉協議会の理事会ではまだ全然この熊倉保育園の問題については議題にも上がっておりませんでしたし、お話もなかったんです。そういう中で唐突に今回降って湧いたようなことで1億円の債務負担行為ですか、こういった予算計上をしてこられたんですけれども、私は確かに待機児童は今17名おりますが、果たしてこれはじゃ本当に熊倉につくってやるのが一番ベストかと、そして社会福祉協議会に恐らく建物を全部お貸しするんでしょう。結果的にはみずほ保育園と同じシステムですね。その運営、指定管理ではなくて建物を全部譲渡という形になると思うんですが、その辺についてはどういうふうになっていらっしゃるでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

その新しいところの保育園の運営体制ということで今考えているのは、事業実施主体を村社協ということで、村社協のほうで用地の取得、あとは建設の実行をやっていくというふうな形で進めたいと思っています。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 社会福祉協議会で用地を取得して、そして建物の建設も社会福祉協議会でやるということなんですね。通常の民間の、逆に私は民間のそういう私立幼稚園とか保育園をやっている方は、ある意味すごい経営ノウハウとか、そういう損益分岐点の問題とか経営の問題については明るいと思うんですが、村の社会福祉協



議会というのは、会長がいわゆる以前は行政区長会の会長さんとか、そういう方が充て職的にやってきた会なんですね。今の西坂会長も、これはあと1年か2年かわからないけれども、そんなに長くないとは思うんですよ。この治世ですけれども、大分やってくるので、それから今度内海常務さんも大体時期的にもう60歳定年になってからずっというて、今本当に年間140万円くらいのですか、報酬で今やっていますけれども、もう時間の問題で辞めてくるのかなと。そして今度今一番頑張っていまする鈴木さんですかね、あの方も今度定年で辞められるような話も聞いています。

そういういわゆる主体そのものがしっかりしない中で、約5億2,000万円ですか、これは総事業費が大体ね。事業をやって5億円の事業をやっていますよ、そしてなおかつ人を確保して経営をやると、これはちょっと私は無理があるんじゃないかなとは思っています。これは私の感想ですから、もし意見を述べられればその理事会で話したいと思えますけれども、ちょっと無理があるんじゃないのかなと非常に思います。

逆に、方法論として、本当にここにつくることが一番最善なのかと考えると、今待機児童が17名というのであれば、これは、まきば、川谷、それからみずほに、例えば増築なり定数を増やすなりして、例えば5名ずつやっても15名ですから、10名ずつ増やしても30名になるわけで、待機児童は解消できるんですね。そうすることのほうが、より新しく社会福祉協議会にお願いをして5億円の事業を任せて人を確保するというよりは、すごくリスクが私は少ないと思うし、それはそういう方法も私は模索すべきじゃないのかなとは思っています。何も100名、120名のここでやるということは、恐らく私が思うんですけれども、約180世帯の分譲を一条工務店がそこでやると。だから当然子どもたちも増えるだろうと、その分を私は見ていると思うんですね、大半が。17名分じゃなくて、その17名プラス、一条工務店の分譲地の中の子どもだと思えますよ。

ならば、これは少なくとも本来は一条工務店がみずからが本来でやってほしい仕事なんですね。それを行政が公共下水道を引っ張り、水道引っ張りですよ、保育園までつくってあげる、用地まで買うんだと、ちょっとこれは私は常識的に考えられないですね。ましてやそういうリスクを負うんでしょう。これは私はここでどっちみち議会で賛成多数で通るんでしょうから、これは言ってもしょうがないですけれども、私はこういう手法というのは決して民間では考えられないと思いますね。行政だから誰も責任を最後にとらないからできるんですよ、これは。これがもし課長が将来的にこれを行ったときに、もしもどこかでおかしくなったときに、この5億2,000万円の起債を起こしたものを担当課長が責任とりますか、債務を保証しますかといったら、私はやらないと思えますよ。行政だからできるんです。

でもやはり私は村民の税金を、この計画を見ますと4億2,000万円の一般財源からのお金をつぎ込むんですね、この保育園のために、村民の税金を。これはもう少しもう一回よく考えていただきたいなと思えます。

そして、社協のほうでも本当にこれができるのかということですよ。これはちょっと

知らない方もいるとあれなので、ちょっと事業費の概算ですね、村で出したやつですけども、事務費で320万円、用地費で5,000万円、そして調査設計費が4,730万円、建設費が3億9,600万円、備品購入費が2,000万円、合計で5億1,650万円のこの概算事業費。それに対する国庫補助金がわずか9,100万円しかない。2割にも満たない補助金しかない。そして、一般財源のいわゆる村民の負担が4億2,550万円ですか、これをやる。そしてそれを丸投げで社会福祉協議会、そういった団体に、今みずほだけでも大変なのに、これを本当にそういうことをやっていいのかどうか。ちょっとこれは何か私から見れば、熊倉保育園をつくることがありき、何かの理由でしか考えられない。

これはやっぱりもう少し担当課長、これは私が責めてもしようがないのであれですけども、課長のためにもこれから苦労されますから、やはり慎重に、例えば3つの保育園に分散をして増築をして定数を賄うという方法もこれはあるわけですから、それも視野に入れながら、本当に社会福祉協議会と村とも協議して、本当に4億2,000万円の村民の税金をつぎ込むことが最善の方法で、最少の経費で最大の効果を生むことなのかどうか、この原則をもう一回見ていただきたいと思います。答弁は結構です、課長いいです。これ以上答弁をしようがないと思うんです。（不規則発言あり）あるのならいいんですよ、やってもらっても。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

ちょっと質問事項が多数でちょっと抜けることもあろうかと思っておりますけれども、まず最初に、社協の事務体制ということで、それは社協のほうで事務体制は村のほう、もちろん福祉課窓口でバックアップするというふうな形を伝えております。特に、技術的な面については社協のほうで経験者がおりませんので、その辺を中心的にということでお話はさせていただいております。

あと、社協のほうの佐藤議員、社協の理事をなされているということで……

○13番（佐藤富男君） 監査。

○福祉課長（中山隆男君） 監査をなされているということで、社協のほうでは今月の24、25日だったと思うんですけれども、理事会協議会を開催するというので、村長以下私らも呼ばれておまして、その中でご説明をしていくというふうな一つの流れになっております。

あともう一つ、議員おただしの3つの保育園の増築というふうな形でやったほうがリスク回避できるんじゃないかというふうなことなんですけれども、みずほ、まきば、川谷もそうなんですけれども、かなり増改築等も増やしてやっております。部屋とかトイレとかはある程度増築して吸収できる場所もあるんですが、一番は給食調理室ですか、あそこがかなり手狭になるものですから、調理室の拡大というのはなかなか……

○13番（佐藤富男君） いいです、もう結構です。調理室の問題とかの次元じゃないから、これは……

○福祉課長（中山隆男君） うん、それができないので、新たな保育園ということで今回計画しております。

あともう一点だけちょっと答弁させていただきたいんですが、議員がおただしの一条工務店のところの200戸の住宅というようなところももちろんありますし、現在村のほうで就学前の児童が大体1,260人います。260人が幼稚園で500人が保育園で500人が在宅というふうな数字が出ておりますので、今こういうご時世でお母さん方の仕事というふうな就労率が上がっているものですから、その500人の在宅にいる子どもさんが保育園に入るというふうな流れは全国的にありますので、そういうのも吸収できれば、今までの3つの保育園で増築して吸収できる人数ではなからうということから、今回の新たな保育園の建設ということで進めさせてもらっているところでございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） そこまで答弁されたので、じゃお話をもう一回お聞きしたいんですけれども、結局これはもし村の福祉課でやると。今、福祉課というのはそんなに仕事がないんですか、暇なんですか。

○福祉課長（中山隆男君） いや、そんなことはないです。いっぱいあります。

○13番（佐藤富男君） いっぱいありますよね。その中でこの保育園をつくって運営する、バックアップしていく、人を集める、そういう本当にこれができる体制になっているんですか、1つは。もう一つは、今度もし社協のほうに移したときに、村の持ち出し、今度は運営のための社協に対するこの保育園のいわゆる経営、運営に対する委託料とか事業負担というのはどのぐらい見込んでいるんですか、毎年。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

まず、福祉係は3係ありまして、非常に事務量もございまして忙しいということもございます。もちろん人も必要ですので、それはちょっと人事のほうにもお願いしている嫌いも実質あります。あと、全員協議会のときにご説明もしたんですが、平成16年から運営費が自治体運営では出ないと。平成18年度から建設費とか大規模修繕では自治体経営では出ないというふうなことから、今回民間の社協にやってもらって、それらの1億円弱の補助金をまずもらってというふうなことで進めていきたいというふうな考えでございます。

それであと毎年の経費なんですが、基準の2分の1は国庫から、基準の4分の1は県から出まして、そこに村の4分の1と、あとは今回の一般質問でも出ましたが、保育料ですね、そのやつを村で補填しまして、それで基準の、国庫基準の運営費をそれらのほうの保育単価に合わせて支出するような形になります。

○13番（佐藤富男君） 幾らですか、4分の1で。

○福祉課長（中山隆男君） 4分の1で、大体3,000万円くらいかなというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） これ以上やってもしょうがないのであれですけども、私は逆に言ったらば、一条工務店に一生懸命180戸つくるんだから、自分のところで保育園を私営でつくってやってくれと頼むのが私は一番いいような気がします。一条工務店の分譲地の真ん中に5億2,000万円かけて村が保育園をつくってあげる。それも一条工務店の分譲されて買われた方々の奥様が結構多いと思いますよ、恐らく半分以上は。その土地が寄附採納ならまだ少しはいいとしても、その土地まで村が買ってやるんでしょう。建物をつくってあげて、公共下水道を入れてあげる、水道は引っ張ってあげる。ちょっと私は、いささか考え方が甘いというか、最少の経費で最大の効果を上げるという努力とかをすれば、やっぱり耐えていないと思います。

ただ、これ以上を今日の段階でやってもしょうがないし、課長もこれは平成30年ごろには恐らく定年でいないということも頭にあって言っているのかなという気がしますけれども、課長、結構です。とりあえず、別に移ります。結構です。こういうのが村の経営、行政、お役所仕事なんですよ、やっぱりね。民間の私たちのような苦勞人からすると考えられないような状況です。

次に、平成26年度に決定して、村も今年ですか、地域創生のまち・ひと・しごと創生総合戦略ということで有識者会議をつくって構想を立てられたということで、今年また進められるんでしょうけれども、これもまた私の先回の一般質問で村長が、何でも俺流でやるんだというふうなことで、俺流の仕事なんだろうけれども、落合選手はあれだけの素晴らしい実績があった俺流でいいんですけども、残念ながら西郷村長さん、14年間村長さんをやられて企業誘致がゼロというような実績がないですが、そういう中でこのまち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、実はこの60ページにこうあるんですね。

現在の西郷村は製造業を基幹産業とする産業構造となっていますが、現状を維持するだけでは今後の中長期的な展望は開けませんと。西郷村では人口維持増加につながる安定した雇用を創出するため、村外からの企業立地に対する支援や誘致体制の整備を図り、企業誘致を推進しますとなっているんですよ。それで今回の目標として平成27年、28年、29年、30年、31年ですか、5年間。これで目標値として平成31年にはもう今よりも8社企業誘致をするというような目標を持っていらっしゃるんですけども、このところ14年間ゼロの村が、5年間で、これから実質4年間で8社企業誘致できるのかなという、非常にこの戦略をつくった中身と、それから実際の今までの実績、合わせると非常に目標そのものが絵に描いた餅というか、裏づけのない契約になっているんじゃないのかなと私は思っていますね。

そして、ましてやこれは政府のほうはこの戦略を練るときには、議会議員もよく相談して、議会議員のほうも加えて戦略を練ろという指導通達があったにもかかわらず、今回議会議員は全然排除された中でこれをつくられたので、こういう本会議でこれをやらざるを得ないということなんです。

それで、村長への私の一般質問の中で、もう企業誘致のために雇用団地造成は古い

んだと、そんなものはやらないぞということを言っていて、今あるものを使ってやるんだということなんです。目標値がこれは8社になっています。平成28年、29年、30年、31年、4年間で。この8社を企業誘致するために、じゃ今ある工業団地を誘致する場所というのは具体的にどこなのか、それを担当課、説明してください。（不規則発言あり）この戦略を練った担当課です、私が言っているのは。（不規則発言あり）西郷村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略、平成28年3月につくった、これをつくられた担当課の課長さんに、ちょっとどのような議論があって、その委員会の中でも有識者会議の中でも、この8か所をどこに持ってくるというような目標を立てたんだかお聞きしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

地方創生の総合戦略の中身でございますが、内容につきましては有識者会議とか、あとは庁内の本部会議、そこで内容を決めたところでございます。ただ、数字的に企業誘致を8社ということでございますが、具体的にどこに建てるというところまでの議論にはなってございません。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 私の企業誘致に対する一般質問の中でも、村長はもう工業団地なんてつくらないと、そんなのは古いんだと。今あるものをたくさんあるから使ってやるんだと、これは平成27年3月議会で答弁しているんですね。そのいっぱいたくさんあるというところはどこなんだということなんです。例えば、今課長が具体的にまだ特定していないと言うんですが、じゃ今ある企業誘致できる8か所というのは一応あるんでしょうけれども、いっぱいというから、それはどこ何だか具体的に説明してもらえますか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

8か所という形で言われておりますが、今現在村で持っている企業が誘致可能な村で持っているところは今のところはなくて、また会社名義で持たれている土地について4か所ほど……

○13番（佐藤富男君） 具体的にどこですか。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） 今のところトーアエイヨーさんの——名前を出していいのかな——ところと、あとは上野原にあるマルフクさんで持っているところと、あとはオーケー食品、馬場坂ですかとあと……、すみません、ちょっと今思い出せないのです。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 13番の質疑にお答えします。

地方創生の話は今質疑されているんですか。地方創生のことですか。

○13番（佐藤富男君） 本年度事業があるでしょう。

○村長（佐藤正博君） いやいや、どこのページの予算書のことなのか、今ちょっと調べ

たんですけれども見当たらない。どこのページのことを言っているのか。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 実は、もしそういうことであれば、この地方創生のこの総合ビジョン、これは平成26年から一応国が法制化して、いわゆる村としては5か年計画で31年の5か年計画でやりますよということが決定されていますね。そうするとこの今回は、平成28年度には全く予算を計上していないんですか、私のほうからお聞きしますけれども、予算を計上しないでこのことが実施できるんですか、戦略が。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） それは、補正の予算のほうに上っています。おととい説明しましたね、15日の日に。あの中に入っているんです。ですから、この一般会計じゃなくて補正のほうでやられるのかなと思って聞いていたんです。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） それでは、ちょっとじゃ私のほうからもお話ししますが、村長はそういう、どこに入っていますかということと言っていますけれども、私は事の本質を言っているんです。私、これだけの大きな問題、国を挙げて地方創生をやろうという、そしてまた村もこれだけの総合戦略を練ってきた。これについて質疑している段階で、どこのページに入っているんだと、関係ないじゃないかというね、そういう物事の考え方、捉え方、平成28年度一般会計当初予算ですよ。この中でね、まだ待ってください、まだ私終わっていませんから。

（「集約しないと、話を集約しないと」と村長の声あり）

○13番（佐藤富男君） 終わっていませんから。

それで、担当の課長、これは担当はどこかわかりませんが……

（「私が言うから」と村長の声あり）

○13番（佐藤富男君） そうですか。じゃこの中に60ページにあるんですが、これは例えば積極的な企業誘致活動の推進と企業集積に向けた調査をするとなっているんですね、ここには。そうしますと、平成28年度予算の中に、これはどこに予算を計上されたのか、お伺いいたします。

それとまだあります。例えば中小企業経営合理化資金融資原資の貸しつけによる雇用拡大、これも実際に平成28年度にどう生かされているのか。それで、平成28年度にこの一般会計当初予算の中に、まち・ひと・しごと総合戦略を達成するための予算というのは、一般会計にゼロなんですか、お聞きします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほど申し上げたのは、やっぱりもう質疑の段階に入りましたので、それで今、議論を集約しましょうという意味で申し上げたんです。

話がそれは幅広くなれば、何日やっても終わらないです。今平成27年度の一般質問のときの工業用地造成の話をされましたよね。やはりこの地方総合戦略はまち・ひと・しごと、雇用と子育てと美しい地域をつくるためにというふうになりますので、具体的な事業は補正予算で説明しました。では、当初予算の中にどのように入ってい

るのかというお話でございますね。それはこの市場リサーチとか企業誘致のためということですね。

これは、やはり事業とするのは、まち・ひと・しごと当初平成27年度は1,000億円だった。追加して1,008億円にしようというのが国で決まって、それが各省庁にいっぱい細かく入っていますよと。それを酌み上げてどうしますかということが、事業として新たなことです。それは今回この補正予算に上げましたですね、具体的に。

では、この当初予算のこの平成28年度のほうに、ではどういう予算の配置がされているのかという質疑でありますので、それをお答えします。

企業誘致の話をして、また昔の話になりましたね。工業用団地をつくるのかという話ですが、つくらないとは言っていません。でも今事前に団地をつくってPRということよりも、オーダーメイドのほうがいと前申し上げましたね。そういう形が必要だろうというふうに言ってきたわけであります。

では、8つの工場をどこにつくるんだという話が今質疑がありましたね。もともと土地はあります。信越さんがお持ちの宝のところ、あるいは合同酒精、あるいは葎ノ目にありますね、トーアエイヨー、それから先ほど申し上げた馬場坂、その他にもあります。造成してあるところ、直前のところというところがありますので、そういった組み合わせは当然やっていったほうがいだろうというふうに思っております。

問題は、やはり企業がどの程度の規模でどの程度の敷地と、あるいは新たな情報インフラとか、今の人の雇用ですね、そういったことまで含めたりサーチができますので、それをやっぱりすり合わせをすることが必要です。

そうしますと、それは不断の努力とともに、私が先頭になって毎年親善の訪問から固め始まって、そしてこの各企業を訪問した。その意向でやるわけです。それでは足りないということになりますので、課長以下あるいは関係する部局が旅費も使ったり、あるいは時間外も使ったり、そういうことをしながら、企業の意向を集めて、そして今の8か所というふうに上げてあるわけでありましたが、そういったようにこの目標に進んでいきたいと思いますというふうであります。

さらに申し上げます。通常この企業誘致も当然やりますが、我が西郷村はご存じのとおり、世界最先端の企業があります。これまで企業立地補助金をもらって研究所をつくってもらったと。さらに前からいろいろ申し上げておりますように、この知的な集団、団体、国の施設があります。もちろん文部科学省あるいは農水省、いろいろ人がおりますので、そういうネットワーク、さらにはこの東京西郷会をつくりましたね。そういった人の組み合わせ、最終的には人の情報になるわけです。そういったものの組み合わせをしていって、そしてなおかつこの企業立地あるいは地元が持っている土地、そういったものの受け入れと誘導をうまく図っていく、これがそもそもの日常の仕事になるわけであります。

事業については補正というふうに申し上げましたが、当初の中においては、そういった予算が入っているわけです、普通の仕事として。ですから、この今回つくったも

のについて、具体的な事業というものについては、やはり大所と、それから具体的な事業というものはばらばらに複合的に入っているというふうに申し上げたいと思います。

- 議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。
- 13番（佐藤富男君） 残念ながら、全く議論にならないですね。口から出まかせ、その場の言い逃れ、何の裏づけもないですよ、私から言わせれば。  
（「出まかせじゃないですよ」と村長の声あり）
- 13番（佐藤富男君） 実際にそうじゃないですか、だって今まで。この14年間、じゃそういう俺流でやってきて、何で企業立地ゼロなんですか。
- 議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 企業誘致がゼロというのはおかしいじゃないですか。
- 13番（佐藤富男君） 私が今質疑しているんですけども。
- 村長（佐藤正博君） ゼロというのはおかしいんじゃないです。
- 13番（佐藤富男君） 何ですか。ゼロじゃないですか。
- 村長（佐藤正博君） はい、ゼロじゃないですね。
- 13番（佐藤富男君） どこかあったんですか。
- 村長（佐藤正博君） 何でゼロなんですか。
- 議長（白岩征治君） ちょっと2人では、村長、また佐藤君のまだあれが終わっていないものですから、もう少し……
- 13番（佐藤富男君） 大体、この議場で議会の中の議論じゃないですよ、村長が言っているのは、お茶飲み話して、その適当な話ししているのと一緒でしょう、話の内容が、全く裏づけも何もないですよ。だめですよ、もっと真剣に私はやっているんですから。
- 議長（白岩征治君） 質問者、答弁者に申し上げますけれども、あまり感情的とか、簡潔に……
- 13番（佐藤富男君） いいですか。私が真摯に質疑をしてきちんと話をしているにもかかわらず、お茶を濁すような、人を小馬鹿にしたような、そういうわけのわからない答弁をして詭弁を使って逃げるといのはおかしいです、私からすれば。こんなの例えばほかの方々が聞いていて、村長の答弁が理解できるかということ、理解できないと思いますよ。私が言っているのは8か所はどこなんだと言っているんじゃないですか。それに8か所言えましたか。そして8か所に対して具体的に今までどういうふうな形をとってきたと。できなかつたんじゃないですか。今までできないものが、たった3年間で8か所持ってこられるんですかということですよ。冗談じゃないですよ。
- 議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） それはあなたの意見ですね。
- 13番（佐藤富男君） 当然ですよ、私の意見は。
- 村長（佐藤正博君） わかりました。私は新しい計画をつくって、そしてこれまでのことを土台にしてやっぱり努力をするというふうに申し上げたいと思います。



○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 前々からそうなんです、だって先回の一般質問でも、上新田の地元の人が、工業地域にしてもうそこを平らにすればいつでも工場が来られるんじゃないかと、それもずっと40数年間も放ったらかしにしておいて、今度相川さんもいらっしゃるからわかると思うけれども、工業地域という用途地域に指定されたために土地の評価が一般山林に比べても全然もう雲泥の差なんです。あと山であっても、そして例えばこういう山なら別だけれども、ある程度ながらかな山だと平らにするための費用しか控除されない。そうすると私の試算ではたったの山ですよ、その工業地域に指定した山の中で、たった1万平米だけでも2,000万円以上の相続税が発生してしまうんです。だから、深刻な問題として、もうこれは村のほうに工業地域の指定を除いてくれと、指定地域を除けば固定資産評価額が本当に何百円になってしまうんですよ。8,000円や1万円のもの。だから地元の人はそので困っているんです。

だから、そういうものであれば、本当に8社を例えばこれだけプラスして企業誘致やっていくというのであれば、そういうところを村が買って、そして造成をしてやったらいいんじゃないですかと私は思っているんです。

そしてもう一つ、トーアエイヨーと言いましたね。トーアエイヨーにどのようなアタックしていますか、村で今まで。今申しわけないけれども、トーアエイヨーの土地、不動産会社でもって販売していますよ、1億円ぐらいで。なぜ村でそれをだったら1億円で買わないんですか、本気でやる気あったら。どうして、それを、もし民間の誰かに買われてしまったら企業誘致できないですよ。言っていることとやっていることが違うんじゃないですかということですよ。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご意見の話はよくわかりました。これは質疑なので提出した議案に対して何がわからないのかということをお答えしようと思っていたんです。

○13番（佐藤富男君） 村長がそういう答弁をするから私も言っていくことになるんじゃないですか。

○村長（佐藤正博君） だから、それは私がトーアエイヨーの土地を買ってどうですかというのならいいですよ、今の話は。私はそこまで言っていないですよ。私は企業誘致する場合はもっと慎重に、何か向こうがアクションを起こすまではやっぱり要望に合ったことじゃないとやらないです。そういうやり方ですので。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） だから、冷静になりますけれども、結局こういう事業をして8か所をこれからたった3年か4年の間に誘致するんだと。でも本当にこれはどこにあるのかなど。私からすれば本当にもう今まで14年間やってきて実績を見れば、こんなことは本当に絵に描いた餅だし、何も裏づけがない。そしてね、申しわけないけれども、村の姿勢、例えば昨日も言いましたね、成井さんのところの一条工務店が買った土地も、あれももう地主さんが村長のところを買ってくれ、買ってくれと何回も

来ているんですよ。それを村長は買わなかったぶん投げた。そして、長坂の日本工機が買った今回仮置き場にした土地、あれだってゴルフ場の跡、たった1億円ですよ、あのスポーツ振興で売るといったときに。たった1億円ですよ。

本当に村が思うんであれば1億円で買って、そして道路をつけて向こうの294号線につけて、県の工業団地とつなげると、そのくらいの構想を持って村長はできたはずなんですよ、やろうと思えば、それもやっていないですよ。

トアエイヨーだって、実際にもうそういうふうな形で民間の方に売却したいということをやっているんじゃないですか。だったら、村がそれを買い受けたらいいんじゃないですか。例えば村が買えばある程度の控除額があるでしょう。控除額分ぐらいは値引きして買えば買えるんですよ。そして村が造成してやればいい。ところがあれも植物公園にするという形で一回話があったと。そして現地に行ってみたら放射能の数値が高くて、奥さんがだめだとか何とかという話もちょっと、本当かどうかわからないけれども、聞きました。そういうことじゃなくて、やっぱり本気でもって企業を誘致するならば、そういうものも整理をしてデータベースをつくって、そしてこの企業を誘致するための予算計上をして、平成28年度だって少なくとも500万円や1,000万円の金を使って研究して、営業マンを出してやるというぐらいの意欲があるのならいいけれども、どこにあるんですかと逆に私に質疑するぐらいに何も入っていないんじゃないですか、だって、逆に。とんでもない話ですよ、これは。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いい話ですね。ただ1つ申し上げます。今のやり方は過去にも例があります、いっぱい。それで後の人が非常に苦勞しているところがいっぱいありますね。私はそういうことを1つ申し上げます。

宝酒造が造成して、そしてでき上がったと。そのときに、さて用地を村が造成したので買う契約に入りました。宝は要らないと言ってきましたね。いいかい、前に聞いたことがありますか、この話を。（不規則発言あり）ああそう、じゃ言わないことにします。

事前にやっぱりこの会社とマッチングがうまくいかないと、やっぱり大金を投じて造成して買わないとなった瞬間に、それは村の借金になるんです。村の借金だってそれがかわりの企業がうまく入れればいいですが、入らないときは大変です。ほかにもありますね、西郷村以外にも。私はそれを経験したんです。それから、具体的にも近隣にもあります。

よって、それでこの大きな一般会計に影響が及んだり、あるいはそれによって今走っているものがとまったりということを考えたときに、非常に注目しなければだめだと、あのときそう思った。

よって、どういうふうにするか。今議員言うのをさっきいい話だと言ったのは、かつてそういうやり方をしたからです。それでよかったときがあった、間違いなく来たから。でも今はやはり企業がこれをするということを、ぜひ西郷村にと決めてもらって、そしてどれだけの投資をするから、いつまでにどういうことを準備してくれとい

うことででき上がった後は引き続いてこういうものをつくるということがうまく手を握ることができれば、お互いに握手をして、すぐにやります、それは。

ただ、さっき一件も企業誘致がないと言われましたが、実はオリンパス、新しいのが建ちましたね。それからいろんなパーツ精工とかもあります。なかなかお目にとまらないようで残念ですけれども、実はそういうことで言えるわけです。そういうことをやりながら……

○13番（佐藤富男君） パーツ精工は違うよ、全然。

○村長（佐藤正博君） やはり今のやり方は、全くゼロというのもいいですわ、全然知らないことを新たに開拓するのもいい。

もう一つは、今ある会社、あるいは企業、そういった方々の新增設、要するに最初に立地した条件がみんな頭にあるわけですから、これを土台にしてどう展開していくかという、これも手であります。そういったことをやっぱり多面的に進めていくというのが必要だというふうに私は思っているのであります。これは、県の企業誘致あるいは東京事務所、大阪事務所、やっぱり同じやり方をしております。よって、そういう手がいいだろうと思ってやっているわけです。議員の提言もいいですけれども、そういう手もあるわけです。

もう一つは、何でしたか、資金の話でしたか、低利融資の話ね。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 結構です、もう。はい、わかりました。

これは、村長と私の考えは根本的に違うし、考え方も違うし、ただ、私はこの地域創生で総合ビジョンをつくって、総合戦略を練って、これは本当にこれが一つの主な村の雇用拡大を図り少子化社会を防いで、そしてまた皆さんに西郷村に住んでよかったという村づくりをするんだという総合戦略なんですね。この中の戦略の中のそういった一番大事な部分、ここで働いて食べていけるという村の一番大事な部分の企業誘致について、こういう絵に描いた餅、この三、四年間の間に8社もプラスすると書いてあるから、この8社というのはどこに持ってくるんですかということを私は質疑しただけの話です。

その8社が何か担当課長のほうでは4社は言えたけれども、5つ、6つは出てこない、これが現実だと思うし、そしてまた実際にトーアエイヨーの問題についても、村がそういうアタックをして、村がトーアエイヨーに行つて、足しげく行つて、こういうことでまた必ず企業誘致するから売らないでくれと、置いてくれということをお願いしているのなら、そういうふうにトーアエイヨーだって、土地を売却するという事はないと思うんです。売却するという事は、企業だってあれがお荷物になっていて、早く資金回収したいという企業関係の都合があるわけですから、だったら行つて、じゃ1億円ならば8,000万円で村は買うから売ってくれということもやってですよ、そのぐらいの気持ちがあつてやるのなら別だけれども、何もやらない放っぽっておいてアタックもしない、放っておいて、そして発車するんだと、これはやっぱり全然私からすれば議論にならないし、その場限りの言い逃れとしか聞かえない。

そして今、ついでに言いますけれども、その企業団地を工業団地をつくと、その造成、金をかけて、そしてリスクが大きい、だから見ていますねと言っていましたよね。言いましたよね。ところがそれは村長の考え方ですね。でも、私もATカーニールのときにも言いましたけれども、植物工場のように、あんなの絶対採算合いませんよと、やったって無理だと私は言いましたけれども、案の定あの会社、みんな潰れているでしょう、採算ベースに合わないんですよ。設備投資金額が多過ぎて、野菜を売っただけで合わないです。西郷村にもしあれができたとしても、今倒産していますから、ある意味ではですね。

それで、例えば私がもしも村長、いいですか、工業団地、土を削って造成工事をしてリスクが大き過ぎるならば、今はCGというのがあるんですよ。コンピューターグラフィックというのがあるって、いわゆるあの山、あの地域を写真に撮って、それをCGで造成した場合、こうなりますよ、ロケーションはこうなりますよというのが簡単にできるんですよ、今は、お金をかけなくても。ここにはこう入れますよというやつ。そういったCG化を図る、そういう企業誘致のためのいわゆる見せる、見せて、言葉じゃないですよ、見せて誘致するという、そういう戦略も練っていくべきなんですよ。CG化に1,000万円もかからないですから。はっきり言って500万円もかければすばらしい何かしらのものできるし、いわゆる造成前と造成後の工業団地の問題、そしてその道路がどういうふうに入ってくる、施設がこうある、全部できますよ。そういう営業戦略とか誘致戦略というのは全国どこもやっていないはずですよ。だから、恐らく西郷、私の発案だけれども、だから、こういう、そういう戦略もあるでしょうと。

そしてまた、ある意味でいうと、少しはいい場所、ああいう大平みたいないい場所は買っておいだって絶対損はしませんから、万が一売れないときは宅地造成をして売ったっていいんですよ、工業団地が売れないときは。十分売れますから。楽勝に売れますよ。だからリスクは怖がることはないです。そしてまた、物事をやるときに、リスクを怖がって何もやらないでいたんでは何もできませんから。我々もそうですけれども、誰も100%安全だということはない。それはみんなリスクをしょって、リスクにならないように努力して汗を流して知恵を出して頑張っているんじゃないですか。頑張ってください。

以上です。これ以上、やってもしょうがないから、そういうようなことも、こんな私が言うことは流してもいいけれども、それは少しでも菊池村長さんみたく野党であり与党で誰であれ村民であれいいと思ったことをやると。やったらその実績は俺の実績だと。誰も言ったもんじゃないぞと。菊池国雄村長はやったんですと村民は思うべと。みんな俺が実績になる。そのぐらいの度胸と腹を肝を持って頑張ってください。お願いします。

次にいきます。もう一つ、これは村長だな、これはやっぱりまた、宝酒造の用地を造成して買収、売って、その後信越化学に売ったと。その後今度その工業用水ですか、その減免したということで、減免が年間3,300万円、6年間で約2億円、これは

一般会計から村民の税金を投入しているんですね。ですから、この減免を今年もやっているの、これはその減免しなければならない理由と、この今2億円になっているんですもう、この減免、村民の税金です、投入。これはいつまで続ける気なのかということ、2つちょっとお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いいところに話が来ましたね。やっぱり最初のあのときに50億円近い造成費をかけて、そしてもう時期が過ぎてしまったということで、どうするか要らない。あのとき50億円近い借金をどうするか。大問題になりました。どうするか。東奔西走しました、あのとき。そして、本当に心からお願いして、一時期は買ってもらいました。でも、つくことはできない、工場は。どうするということで、審査に行ったわけでありまして。ちょうど甲子トンネルもできまして、やはりこれから先やっぱり新たな工場としてぜひ土地を取得していただきたいと頼んだ。それでこの水はどうするんだ。もちろん通常の契約ですと、工場が稼働した。水を送る、送るための電気料あるいはこの水道料からメンテナンス料がかかりますね。がかかりますが、土地は買ってもらいましたが、工場がない。

もちろんかつてはこの弊社がお持ちになる前は、やはり最高の営業成績が上がってということで、村に対して非常に貢献をされました。ということがもう一回あればいいと私は思っているわけです。よって、あそこにはぜひ工場を建てていただきたいと今でも思って、社長さんと話をしています。

同時に、水を供給することによって、工業用水は動くわけでありませぬ。しかし、水を送っていませんので、水を送らないとするならば、最低限のこのメンテナンス料だけでいいだろうということで、これを減免しております。本当は、ではいつまでかというふうになりますと、新しい工場を早く建てて水を本当に汲み上げて、送って、そして雇用も発生するということが一番望ましいわけでありまして、これは社長さんに早く早くということを毎年行ってお願いしているわけでございます。

ただ、このどういうものをいつということ、また具体的に来ておりませぬが、ただ一生懸命やっただいていただいていることは、よく存じ上げているところでございます。

#### ◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午後5時まで休憩いたします。

（午後4時42分）

#### ◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後5時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き議案第22号に対する質疑を続行いたします。

13番佐藤富男君の質疑を許します。

13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 今、工業水道を毎年3,300万円、約2億円のやつについての説明があつたけれども、全然中身がちょっとわからないですよ、これはね。もう

一回お聞きしたいんで、ただ簡単に、結局、この減免をなぜ減免しなければならないのかということが1つね。それと、この減免をいつまで続けるのか、いつの時点でこれをやめるのかと、その理由だけ聞けばいいです。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほど申したとおり、この造成した会社が要するに工場ができない。宝が工場をつくらないというふうになって、そして要らないという話になって、そうしますと、村の造成したものを買っていただくという契約がうまくいかない。大変な問題になる、そういうところに遭遇したわけです。その後、宝酒造にお願いして買ってもらったんですが、依然、もう工場はもうつくらないことが決まりましたので、それでということで宝さんから信越さんに土地が行ったというふうになるわけでありませう。要するにお酒の工場はつくらないということですね。

それで、今度土地を買うという場合は、工場をつくるという前提で当然、企業が買うわけですが、やっぱり信越さんもすぐそこには建てるということは、今のところないというのが当時のことだった。しかし、取得していただいて、その跡にまた工場を設置していただきたい、そして稼働するという見込みがあるということで買っていただいたと。そのときに工業水道の契約もどう平行移動するかということでしたね。同じくすれば、この水を出して、そして出した水に従った単価でお金を取るということですが、工場がまだできませんでしたので、水は送れません。送る必要がなかったわけです。ただ、この装置はつくりましたので、装置を維持する、要するに機械のメンテあるいは今はこの電力等については止まっていると思いますが、機材、その他の点検は必要なわけです。それを見守るこの職員の人件費が必要ですね。最低はということがありましたので、最低額が全部お金をもらう必要はないということですので、それで水を送らない分というんですかね、その分は減免しているという形になっているわけです。

要するに、水を今汲み上げて送って工場が稼働しているという通常の状態であれば、それはもちろんまける必要はないわけでありませう。減免をする必要はないわけです。そもそも最初からそのときは工場はすぐには建ちませんでしたので、水は送る必要がないということなので、水を送る費用ではなくて、水を送らなくても、この工業用水道の施設、ポンプ、建屋あるいは配管、いろいろありますね。それを維持するというお金についてはもらって、今度は汲み上げて送るという部分は減免しているということになっております。

ただ、これはやはり本来の形ではありませんので、早く工場を立ち上げて、そしてこの水を送って稼働していただく、あるいは雇用もあるいは産出額もというふうに見えるようにしむけるのがこの私の仕事ですね。それは地主である信越半導体さんに社長にお願いして、そしていち早く工場をつくっていただきたい。できればこの信越半導体から信越化学全体に及ぶ、そういった範囲でぜひお願いしたいというふうにお願ひしているわけでございます。

この長々とずっとというわけにはもちろんいかんだろうというふうにも思っており

まして、もちろん持ち主、地主である信越さんはそう思っております。なので、いち早くということが、ただいつまでに工場を建てて、そして送水開始、そのときというふうなのがまだ具体的ありませんので、それはお願いして、いち早くというふうにお願いしている段階でございますので、期限については、ただあれは3年ずつ見直しの基準をつくってローリングしていると思いますよね。そういうことで、いち早い工場の立ち上げと、あるいは水の送水開始と、一緒にやれば今の問題は解消するわけがあります。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 全く納得できないというか、意味のわからないような答弁になっているんですね。ただ、要は簡単に言うと、宝酒造さんのほうで工場をつくってくればよかつたんだけど、途中で撤退してしまったと。残ったやつを半導体さんに無理無理買ってもらったと、ある意味です。そのかわり水道は当然使わないからどうすっぺというときに、その分だけ水道代は村で持ちますからぐらいの条件をつけたんでしょう、恐らく当時ね。だから、恐らくそういう状況で来ていると思う、簡単に言うんですよ。

しかし、それはそれとして、今度早く、これは一日も早く企業誘致なり信越半導体にこれをやってもらわないと、どんどんまたこれ3年間で1億円ですから、これは簡単に言うと。その村民の負担が増えてくるわけですから、これはやっぱりもう一刻も早く企業誘致しなければならぬ。ところが、この企業誘致が全然それがもう予算も今回の平成28年度予算にもほとんど企業誘致のためのお金が入っていないという、こういう体制もできていないと、こういう状況の中で、どこまで本当に本気になってこのまち・ひと・しごとの戦略もそうだし、企業誘致もそうだけれども、本当に村長の姿勢が見えないんですよ。

村長ね、これは本当に言いたくなかったんですが、上新田の例の工業団地の方が、村長にぜひ言ってくれということ、私は伝言を頼まれたんです。

○村長（佐藤正博君） 後で聞く、ここじゃなくて。

○13番（佐藤富男君） 答弁は要らないですから。

○村長（佐藤正博君） いやいや、ここで言うべきことじゃない。

○13番（佐藤富男君） いや、本当に、ぜひ言ってくれと言われて、本当に怒っていますよ。村長さんが一生懸命に応援してきたんです、今まで。それで、全然反応もないし、心配もしてくれないと。やっぱりそれはもちろん2,000万円のたった3町歩ですか、1万平米だから。1町歩ですね、たった1町歩の土地で2,000万円の本当に相続税を負担しろと言われてたら、大概それもたった、用途地域が工業地域に指定されているというだけで、そういうふう膨らんでしまうわけですから、誰でも外してくれと言いますよ。ところが村長に言ったって、うんともすんともない、何の反応もない、村のこの議会のある議員にも頼んだんだけど、わかったというだけで全然前へ進まないという、本当にこれは深刻な問題を抱えている状況です。じゃ後で村長のほうにある議員を介して、その伝言をお伝えしておきますから。

次に、早くこの減免はやめてほしいということ。それからもう一つ、今年も滞納処理で私は反対したんだけど、広域圏で滞納処理をするということでお願いをして、今年も511万円かな、予算を組みましたね。それで、西郷村として、今年度平成28年度、この広域にその滞納処理をお願いをする総額、幾らなのか。それから昨年度は幾らだったのか。そして昨年度幾らだって、幾らその広域で回収されてきたのかということ、これをちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○参事兼税務課長（金田昭二君） 佐藤議員のご質疑にお答えします。

広域圏への徴収の移管につきましては、平成26年10月から実施をしております。

平成26年度については半年間ということに対応したところですが、26年度が14件移管させていただきました。

○13番（佐藤富男君） お願いした件数が。

○参事兼税務課長（金田昭二君） ええ、対象者が14人です。それで引き受け滞納金額が2,220万5,000円、端数はありますが。

収納の実績ですが、平成26年10月から27年3月徴収までですと311万4,952円が収納されております。ただ、広域圏の負担金としましては、10月から12月までの実績に基づいて負担金を納付しております。というのは、2月で精算するという関係から。

それから、平成27年度につきましては30件、8,420万3,000円を引き継いでおりまして、徴収実績につきましては、平成27年5月からになってしまうんですが、ちょっと資料、4月分を分けて計算していないので、平成27年5月から27年12月までの分としまして1,457万4,000円、この額を収納しております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） この平成26年10月から27年12月までで約1,750万円ぐらいですかね、収納されたら。村で出した負担金の額は合計幾らになりましたか。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○参事兼税務課長（金田昭二君） お答えします。

平成26年度につきましては195万1,000円を負担金として納付しております。あと平成27年度については520万円、ちょっと端数を記憶していないんですが、今回3月の補正後で521万円程度で負担をする予定です。あと平成28年度については、これから委託の対象者数とかを把握する予定ですが、平成27年度と同様、約30件程度を予定しております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 今の実績で1,450万円収納させるのに635万円のお金をかけている。そしてこの1,400万円も本当にじゃ広域圏のほうにお願いしなけれ



ば回収できなかったお金かという、これもまたクエスチョンなんだよね。実際に本来であれば、村の収納係のほうを強化して、それで村のほうでやってもこの程度の金額は十分私は回収できたと思うし、これは今後もまた恐らく広域でやっていくと。まして職員も1人向こうに派遣しているという、このことが本当に必要であったかどうか疑問に思っております。これはいいです、課長、もうそれでとりあえず。

それからもう一点ですが、47ページなんです、一般会計です。この中に西郷村公共施設等総合管理計画策定委員会委員報酬13万7,000円ありまして、その下に公共施設等総合管理計画策定事業費が669万6,000円計上されております。この中身についてちょっとお伺いしたいのと、どのような方が委員になっていらっしゃるのか、またその中身、どのような議論をされているのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

公共施設等総合管理計画策定事業でございますが、公共施設が老朽化してまいります。

○13番（佐藤富男君） どこ。

○企画財政課長（田中茂勝君） 全部です。建物、それから道路や上下水道といったインフラ、そういったものが今後老朽化してまいりますので、それらにつきまして、全体的な管理計画を策定するというものでございます。

それから、委員につきましては、選任についてはこれから検討させていただきます。

○13番（佐藤富男君） どういうメンバー構成ですか。

○企画財政課長（田中茂勝君） まだ未定です。

○13番（佐藤富男君） これ公共施設等総合管理計画策定事業費というのはどういうやつか。どのような内容の事業費なのか。

○企画財政課長（田中茂勝君） 内容としましては、老朽化していく建物、庁舎もあと学校なんかも含めてなんです、いつぐらいにどういった改修をしていくか、そういった計画をつくるものでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 一般会計の当初予算にやはり予算を計上する上では、もう少ししっかりとしたり計画を策定し、またその根拠になるものもしっかりとやったり決めて議会で報告できる、説明できるようにしてから、私はこういう予算計上をしてほしいと思いますね。今言ったように、策定委員会の委員も何人かわからない、メンバーもどうなるかわからない、ただその金額、公共施設等総合管理計画策定事業費666万9,600円になっているけれども、これだってある意味でいえば、きちんとそれなりの裏づけがあって、見積もりとってやっている仕事だと思うんですね。これもだから本来ここで話ししなければならないと思うんですが、この話ができないんでしょうかね。それではちょっと今全体的に、仕事としてはまだ未成熟だと思う

んですがいかがですか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

今現在ちょっと詳しい資料のほうは持ち合わせておりません。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 課長がそう言われるのであればね、私もそれ以上、課長をいじめるあれもないし、責めるあれもないんですが、やっぱりもう少し議会に出す予算ですから、きちんとやっぱり説明して、そしてまた議会に納得してもらえるような、そういう形でやっぱり予算を提案していただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君の質疑が終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 14番、議案第22号について、3点ほど質疑したいと思いません。

まず1点目なんですが、ページ数、45ページで、東京西郷会補助金15万円、大変予算の少ない東京西郷会だなど、そのように思いますが、この予算で合うのかどうか。計画達成のためにはこの予算で十分間に合うのかどうか、1点目としてお伺いします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 14番大石議員の質疑にお答えいたします。

東京西郷会関係の予算に関しましては、一昨年、昨年と県の風評被害の補助を受けて実施しております。今回も一応まだ決まったものではございませんが、200万円ほど申請しておりますので、その中と会費の中で活動を実施していこうと考えております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 14番、質疑を続けます。

そうしますと、これは当初予算だけの予算ということですか、15万円というのはわかりました。

さらに質疑しますが、東京西郷会で随分いろんな東京在住の方とお会いしていろんな話をして、そして盛り上がりを見せているという中で、企業誘致には最高のトップセールスなんではないかなと私は思っているんですね。同級生の中には日本でも一流の会社の社長をやっているといわれている方もいて、そっちのほうに向けてそちらのほうの会社にも行って、トップセールスをするんだなんてちょっと耳にしたんですが、トップセールスしましたか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

村長は、そちらのほうに訪問しております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 大変あまりにも大きい会社過ぎて、トップセールスも難しいと思いますが、私も機会があれば少しでもお役に立っていききたいなど、そのように思っております。

さらに村長のほうにお伺いしますけれども、村長、大丈夫ですか。

東邦銀行で県人会があるんですが、村長はそちらのほうには出席したことがありますか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 2月2日でしたか、行ってきました。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 13番の議員さんが言うように、企業誘致は本当に大事だと私も思っております。そのために東京県人会をつくったわけではないと思いますが、チャンスがあれば大いにそれに乗っていくという姿は、相手も嫌な思いをしませんから、どんどんやっていくべきではないかなど。顧みますと、震災が終わってA社が来るといふことで、私も反対しました。近隣市の長ともお話ししたんですが、オフレコの話ですが、玄関前でお断りしたと。とにかくやめたといふことで、全然市長室にも入れなかったと。当人のほうから聞いています。だから、大石さんもいいことをやったねと、それでよかったんだよという褒めの言葉をいただいたといふことを記憶にしております。

ですから、過去に引きずられることなく、やはり大いに幾ら予算がかかってもいいんじゃないですか。何度も会うこともなかなか難しそうですが、その辺ぜひ頑張ってやってください。

さらに、東邦県人会はマスコミで見たんです。大変企業を紹介するために東邦銀行も一生懸命、市町村長はもちろん県知事をはじめやっているそうなんです。ぜひとも参加して西郷のリーダーだといふことを忘れずに頑張っていたきたいなど、このように思います。あと、村長いいです。

次に、ページ数、111ページなんですが、西郷祭実行委員会補助金といふことで、担当課長と質疑応答をしたいと思っております。

予算は300万円だといふことで、今年度は商工祭がやれないといふことで、実行委員会を立ち上げて300万円の予算でやっていくといふことです。さらに予算の説明会である程度ことは聞いたんですが、場所と実行委員会のメンバーが、質疑ですからはっきりと答えていただきたいなど、そのように思います。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

場所については今のところ新白河駅前、ウインズ新白河に通じている通路並びに駅前の子どもの公園にも広げてという形で今のところ考えております。

あと今回、西郷祭、西郷祭りの実施に当たりましては、実行委員会という形で立ち上げて、そのメンバーとしましては、役場の中の若手職員数名、あと商工会の青年部、

あと農業関係で若手農家の方で、西郷のアグリネットワークの方を中心とした組織で進めていきたいということで、今のところ考えております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） さらに質疑を続けます。

商工祭の場合ですと、商工会の親会のメンバーの部会で先頭になってやってきたような記憶もあります。今回は青年部がやるということで、私も青年部のOBとして期待をしているところがあります。やはり白河市が近いものですからすぐ挙げてしまいますけれども、何かつい最近またちょうど3・11の日に音楽のイベントをやったと。白河市の市民歌が歌われたというんです、最後に。何か西郷音頭はあるみたいですが、もう数年前に村民歌をつくれということで、ブランドイメージで企画のほうには随分お願いしたんですが、どこで狂ったんだか、西郷音頭になってしまったと、大変残念でなりません。

そういう中で、いくら行政と言いながらも、狂うところがいっぱいあると思うんですね。議員がせっかく言っているのに、新聞紙上を見て何で白河市が先に市民歌なんてこうやって新聞に書かれるんだと思うと本当に残念です。だから、なぜそんなことを言うかという、やはり西郷はイベントが少ないんです。とにかくイベントが少ない。一般質問でも言ったように、祭りはない、花火大会もない、何もないという感じなんです。西郷祭とはちょっとお話がずれますけれども、猪苗代湖だかに行くときに、田んぼでお祭りをやっているんです。お祭りじゃない、ソフトボール。父ちゃん、母ちゃん、いっぱい、家族いっぱい。隣で鍋で何を煮ているだかわからないだけども、やっているんです。ああ、これは昔を思い出しながらやっているんだなど、これも一つのお祭りなんだなど感心した。

あとは、あるまちなんですけれども、夜花火大会というから見に行っただけですね、ちょっと遠いんですけれども、そうしたら線香花火ですから、座るところは何だといったら、家畜の乾燥した四角い乾燥したのが椅子で、そして田んぼの真ん中でバンドをやっているんですね。だけども、盛り上がるんだわね、やっぱり変わったお祭りだから。

ですから、突拍子もない祭りをやれということじゃなくて、300万円の予算だって、それこそ13番が言うように、最少の予算で最大の効果を生めるのは、私がお祭りだと思うんです。というのは、やはりニュースを見る中で、下郷村でよさこいがもう東日本大震災と同時によさこいが始まったみたいで、各方々から来ているんです。それがニュースになったと。もっと以前に3・11のとき、その後どのくらい過ぎた後だかわかりませんが、いわきに行ったら、四倉で屋根が吹っ飛んでないようなところで、よさこい祭りをやっているんですね。

ですから、何をイベントに、メインイベントにするかで、お客を呼び込むことができるかを、ぜひとも実行委員会のほうで練っていただいて、これからでしょうから、課長、お骨折りいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

今回西郷祭りを開催するに当たりまして、予算は300万円でございますが、財源としまして一般財団法人福島県電源地域振興財団という形で、そちらのほうの助成事業がありますので、全体300万円のうち3分の2が補助になるということで、今回採択になりました。

それで、今回この祭りの目的という形で定住・交流人口が減少していることに対しての歯どめをかけるとか、新白河駅前の活性化を図るとか、あと風評被害による観光客の減少を何とか止めようじゃないかというような目的で、それに対しての何らかのいろいろ若い人たちの意見を聞きながら、今議員さんのお話もありましたようなよさこいとか、そういういろんな可能性で目的に沿った形でできればと思っております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 子どもが喜ぶようなものをやると、親は必ずついてくるんですね。だから、ぜひともその辺を検討しながらやってください。

今、補助金の話がありましたけれども、補助金って必ず切られるんですよ、どこかで。やっていったものが来年来ないかもわからないというのが補助金だと思うんです。ですから、大体どのぐらいの年度までにその補助金が村のほうに来るのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

お子さんと呼べるようなという形で、今、実行委員会の準備の段階の中でも、やっぱりちょうど開催する時期を一応7月の終わりということで考えていまして、ちょうど夏休みなものですから、移動水族館とか小動物か、もちよっと連れてこられればなという形も、実際今の事前の準備会の中でも話は出てきています。それも実際に来ていただける水族館とか、そちらの関係でいろいろと都合を聞きながら、そちらのほうもやっていきたいということで考えております。

あと、今回の助成金をもらえるところに関しては、一応今のところ最大で3年間までは継続できるということで、その間、十分今回の目的に沿ったような成果が出るようなものであれば、3年間はいけるといような形で毎年申請をして、それがなくなったら終わりではなくて、せっかく商工祭のほうはずっと31回は続いてきたものですから、そういう形の祭りが今後とも、この形をきっかけにできればと考えております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 「3年目の浮気」というのは聞いたんですけども、3年目で補助金カットになるかがわからないというのも、これも補助金なんだと思います。そういう意味からいくと、継続するには商工祭よりはちょっと大変なのかなという考えもしています。ですが、やってやれないことは絶対ないと。予算が大きいからお祭りじゃないんだと、そういう観点からも、1年ごと、1年目今年やったときはもう4年先のことを考えてやらないと、やはり行政じゃないと思うんですね。行政って、

来年のことを考えている間に5年後のこと、10年後のことを考えていかなかったら、ただの一般のサークルと同じくなくなってしまいうんですよね。サークルだって同じですよ。

ですから、そういう意味で、観光課長に過去、現在、未来を考えろと言っても難しいと思いますけれども、それをやるのが職務だということで、一つ一つ大事にやっていただけることをお願いして、この件については終わります。

最後は、ページ数、67ページであります。監査委員の報酬42万6,000円についてであります。代表監査がいる前で、監査委員の報酬が安いんじゃないかというのは大変誇りに思いながら質疑をしてまいりたいと思います。

今、質疑したとおり、安いんじゃないかなと思うんですが、総務課長、どうですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

ちょっと手元に資料がございませんが……（不規則発言あり）その金額はわかりません。安いんじゃないかということですが、ちょっと周りの状況をちょっと調べたことがございます。それで、町村によってかなり違うんですけれども、西郷については決して高いわけではなくて、むしろ安いほうの金額であったと思います。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 今日ちょうど議案で条例の改正が出ていたものですから、条例案を見ていたんです。この条例案に沿って質疑していいんだか悪いんだか考えながらいたんですけれども、いろんな条例案というか、条例の中でうたわれているんですが、一番目についたのがこの特別職の報酬です。あえて言わせてもらおうと、決してほかの人がもらい過ぎという意味じゃないですからね。例えば農業委員会の会長は39万6,000円、そして、職務代理者で33万円ですね。あとは交通教育専門員、この人も大変だと思います、仕事が。本当は上げてやったほうがいいと思うんですが、こういうふうな状態なんです。

ですから、その中からいくと代表監査委員は大変日ごろこれだけの時間いたら、かなりのお金を取る人なんですね。だから、もう総務課長が安いという、ほかから比べても安いんだと思った以上は、改正できれば改正していただきたいなと、そのように思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 検討させていただきまして、村長のほうと相談したいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） そうですね、急にここで、はいそうですねというわけにはいかないでしょうけれども、ぜひとも代表監査委員目の前にして大変失礼なんですけど、ご検討のほどをお願いして、私の質疑は終わります。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「議長いいですか」という声あり）

- 14番（大石雪雄君） ちょっと私の訂正で、14番ですが、よさこい祭りの下郷村と私は言ったそうなんです。下郷町の方々に叱られてしまいます。下郷町と訂正させていただきます。失礼しました。
- 議長（白岩征治君） 議長より許可いたします。  
4番鈴木勝久君。
- 4番（鈴木勝久君） 4番鈴木勝久です。  
議案第22号「平成28年度西郷村一般会計予算」について質疑申し上げます。  
まずは、予算書の15ページの村民プール使用料というところでございます。今、前に同僚議員の方々も質問しまして、西の郷スポーツクラブに業務を委託するというところでしたが、まずこの使用料ということで、収入が発生するということが、一般の利用者というか、村民プールを使用した方々に料金が発生するののかということなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。
- 議長（白岩征治君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（鈴木茂和君） 鈴木議員のご質疑にお答えいたします。  
村民プールの使用料についてですが、一般の方に使用料が発生するかということですが、一般の方、使用料は当然発生してまいります。……（不規則発言あり）小中学生が200円、大人500円ということで、今検討している段階でございます。
- 議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。
- 4番（鈴木勝久君） それで、委託料のほうが、これは委託料と言ってしまっているかわからないですけれども、一応予算段階でしゃべっていいんだよね……  
その前にちょっとその西の郷スポーツクラブとは委託契約なのか入札でやるのか、どういう契約を結ぶのか、そこを聞けばこの数字を言ってもいいのかなと思うんですけれども、どういう契約の仕方なんでしょうか。
- 議長（白岩征治君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（鈴木茂和君） お答えいたします。  
現在、西の郷スポーツクラブと体育館、野球場とか随契という形でやっておるところですが、プールに関しても西の郷スポーツクラブ、いろいろと村のほうでも育成とか、そういったものもできますので、体育館、野球場と同じような形式で西の郷のほうに委託をしていきたいと考えております。（不規則発言あり）プール、今年度中にできるということで、最初は委託という形で、軌道に乗りましたら指定管理も視野に入れながら進めてまいりたいと考えております。  
以上でございます。
- 議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。
- 4番（鈴木勝久君） 委託ということでありましたら、この714万円という委託料金が出ております。これは人件費のみなのでしょうか、お伺いいたします。すみません、155ページです。
- 議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

714万円というような委託料でございますが、これは人件費の委託料でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） これは人件費ということは、じゃ大体村民プールはいつぐらいからオープン予定なのか、お願いいたします。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

一般質問の中でも大体12月からというようなことでお答えしているところですが、予算計上は12月からということで予算計上しております。工事の状況によっては現在12月予定でございますが、工事の進捗状況によって変わることもあるかと思えます。予定では12月からの委託料として計上しております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） ありがとうございます。

じゃ続きまして、これは議員の皆様みんなで問題になったところなんですけれども、そのプールを開催するに当たって落成式、これに120万円のお金がかかるということなんですけれども、151ページです。これは私はまだ議員になって浅いのでわからないんですけれども、今こういう落成式にこういうお金はあまり使わないんじゃないかというのが、先輩議員のご意見だったんですけれども、ここはやらないでというか、もっと簡素化してやるということはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

プールの落成式で120万円と、今回計上させていただいたところでございますが、これは大会参加人数とか落成式、いろいろと人数計算をしまして120万円ということで予算計上したところでございますが、まだ落成式までには時間もございまして、この辺の費用をよく精査して、もう少し縮小するような方向で検討してまいりたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） ありがとうございます。

じゃ、その方向でご努力をお願いいたします。プールの件はここで終わりにいたします。

続きまして、中学生の派遣事業についてでございます。145ページ。中学生がタイランドに海外研修を行うということで、先輩議員がこの件には触れましたが、私はこの件を安全性の面から捉えたいと思います。

まず、2014年5月22日、これは記憶に残っていると思うんですけれども、タイでクーデターが起こっております。このタイランドは1932年から立憲改革というか、し終わってからも12回クーデターが起こっております。私たちというか、保護者の立場からしても、非常に危険じゃないかな。ここは本当は、ほほえみの国と呼



ばれて、大変すばらしい外国の方々には国民的には大変友好的な国民だと思いますけれども、ただこういう事実がございます。ですから、そういう観点から、ここは危険じゃないかなと思っておりますけれども、その治安の部分、そこはどのようにお考えでいらっしゃるか、お伺いたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 4番鈴木議員のご質疑にお答えします。

中学生の海外派遣につきましては、今おただしのように、タイ王国を念頭に置いております。今、治安面についてのご心配いただいて、実際今年度世情の不安により派遣が中止されているということもありますので、今後はこれで議会で新年度予算のほうを認めていただいた後、中学生の海外派遣実施委員会という組織がありまして、そこには議員さんも入っていただいております。その中で随時そういう治安のこともずっと見守りながら検討を加えながらいきたいと思っております。

実際今、外務省とかタイの日本大使館なんかのホームページで、海外旅行のリスクについての情報がありまして、現在バンコックはリスクでいきますと1という段階のようでした。私もちょっと心配で調べてみたんですが、今後それがどうなっていくか、ちょっとまだ見えませんが、やっぱり一番は安全安心ということは大事にしていきたいと思います。今のところ方向性としてはタイということを念頭に置いた検討をしながら、随時海外のタイ王国の政治情勢などについては、きちんとしたデータをとりながら検討してまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 大変慎重にお答えいただいてありがとうございます。ですが、というところが1つありまして、何でタイじゃなければというのは、根本的というか戻ってしまうんですけれども、あるんです。

外国の異文化を学ぶということで、私はPTA会長をやっていた時代にそのことについて昔は中国の蕪県でしたけれども、あのときも聞いたんですけれども、あのときも基本的には異文化だったんですけれども、内容を聞いてみますと、英語圏というのがどこかに入ってきた記憶があるんですよ。英語圏で、向こうに中国に行くとお互いに中学生と向こうが高校1年生ぐらいだったのかな、年が同じぐらいなんですけれども、中国に行って中国の様式というか、そういう建物の中で中国の食事をしながら英語で会話していたという、何か私から見ると非常に違和感を感じる場面を想像してしまっただけなんですけれども、どうせなら私の場合、本当に英語圏の文化を知りたいんだったら、食も文化であるし、言語も文化であるし、ですから衣食住全て含んで文化だと思うんです。本当に体験するんだったら、それがマッチしたところに、英語をそこでしゃべるんだったら、英語を使う英語圏の国に最初から行ったらいいんじゃないかというのは、これは前々から言っていたことなんですけれども、そういう検討は、戻る話なんですけれども、検討はされていないんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

現在のタイに派遣先が決まった経緯につきましては、私も会議録などを読ませていただいで、大体は承知しているつもりです。いろんな課題があるということも承知しておりますが、海外派遣先を決めるに当たっては、やっぱりかなりの準備期間が要るし、その条件の整備に時間がかかるということで、来年度に関してはこれまで積み上げてきたそういう努力もありますので、タイということで進めさせていただきたい。ただ、今後今議員さんおっしゃったように、派遣先につきましては、本当にどこがいいのかということについて、その実施委員会をはじめ、また議会のほうとも相談をさせていただきながら、一番は目的がいろいろあると思うんですが、その辺を考えながらやっていきたいなと思っております。

ただ、私も以前、村の校長をしていたときに、中国の子どもたちが来た食事会に参加させていただいたんですが、子どもたちみんな英語を話すんですね。日本人のほうは英語を話せない。同じように多分タイもタイ語があるんですが、共通語としての英語でコミュニケーションをとっているんだと思うんです。

だから、そういう意味では、英語圏に行かなければ必ず英語が、英語という力が子どもたちの発揮できる場ではないと思うんですが、なお、この派遣先につきましては、いろいろな条件なりいろんな狙いを考えながら、今後検討を加えていく余地があると考えております。

#### ◎休憩の宣告

- 議長（白岩征治君） ここで本日の議事日程の取り扱いについて、議会運営委員会を諮問いたします。（不規則発言あり）いや、ここで休憩します。これより午後6時20分まで休憩いたします。

（午後6時00分）

#### ◎再開の宣告

- 議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後6時20分）

#### ◎会議時間延長の議決

- 議長（白岩征治君） ここでおはかりいたします。

先ほど議事日程について議会運営委員会に諮問いたしました結果、本日の会議は午後10時まで延長したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は午後10時まで延長いたします。

#### ◎議案第22号に対する質疑（続行）、討論、採決

- 議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、議案第22号に対する質疑を続行いたします。

4番鈴木勝久君の質疑を許します。4番鈴木勝久君。

- 4番（鈴木勝久君） 休憩に引き続き、中学生の派遣事業について、今、教育長に答弁をいただきました。私もタイランドに関しましては、先輩にこの国についてお話し聞きましたら、非常にケンコウ明媚ですばらしい国だと。それで、日本とも大変親交が

強く、そういう話も行っている方には聞いておりましたので、もしここに行くようであるならば、先ほど申しましたように、本当に安全には十分気をつけて行っていただきたいと思っております。

続きまして、これは一緒にできないかという話なんですけれども、まちおこしセンター、今、駅前にあります。121ページの1番上の公営住宅費というところにまちおこしセンターとなっていますけれども、これと99ページ、労務費の節13の委託料、ここに業務委託として風評被害対応雇用支援事業費440万円とありますけれども、これがまちおこしのお金だと認識したんですけれども、これ間違いないでしょうか、その費用なんですか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 4番鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

121ページのまちおこしセンター関係でございます。こちらのほうの建物の維持管理関係につきましては、私どものほうの予算で行っております。昨年までは緊急雇用の雇い入れという形で、私どものほうで駅前の人件費等を計上させていただきました。

平成28年度につきましては、風評被害対応雇用支援事業費としまして、商工観光課のほうで中の運営の人件費等につきましてはやっていたような形で、こちらの99ページのほうに予算を計上させていただいております。

以上でございます。（不規則発言あり）

121ページは建設課の予算で、建物の物自体は建設課の管理という形になります。ただ、中の運営につきましては、商工観光課のほうにお願いするような形で考えてございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） これは今、雇用対応支援事業ということで、これは県の支出金一国ですか、国の支出金、県、国どちらでしょう。まあ、いいです。ほとんどそのお金でやっていますけれども、今後の運営、この風評被害対応雇用支援事業というのは何年まで続く事業費なんですか、県支出金なんですか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

約5年は継続されると聞いてございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） このまちおこしセンター、本来の最初の目的、これは何だったのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

当初の目的は、待合室を主たる目的としまして、それと駅前の観光アピールもできないかなという形の付加価値をつけた建物として考えてございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） またここで費用対効果が出ますけれども、これ建設費たしか6,000万円かかったと思うんですね。これが今は県支出金で賄っていますけれども、これも440万円という金が出ています。そのほかに、村で121ページは20万8,000円、これどのぐらい全体でかかっているかわからないんですけれども、まず見たところでこの460万円は年間かかっている計算になりますよね。全体でどのぐらいここでお金を支出しているのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 予算でいきますと、119ページからまちおこしセンター関係の予算が入っております。まず、11需用費としましてまちおこしセンター運営事業費32万4,000円、こちらのほうはトイレ関係のトイレットペーパー、清掃用具等がございます。それとあと、光熱水費でございますが、まちおこしセンター関係の水道が24万円、あとその下の新白河駅前広場運営事業費として133万6,000円でございますが、これは駅前全体の電気料でございます。そちらのほうを1回、どうしても電気料金は窓口1か所なものですから、そういった形で払い出しをしまして、駅前広場協議会のほうから電気代をまた補填していただく、そういった形になってございます。

それと、あとは121ページの上段になりますが、まちおこしセンターの20万8,000円につきましては、これは警備の関係でございます。こちらのほうが一応まちおこしセンター関係の金額です。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 大変な運営費というか、管理費がかかっているように思われます。この費用対効果という話なんですけれども、何でも費用対効果でやっちゃうと行政はまかり通らないというか、サービス業でございますから、一般企業みたいにそこから収益を上げるという事業じゃございませんのは重々承知でございます。ですが、税金でございますので、その辺は慎重にというか、もっと目的に沿ったアイデアなり、そういうものが、工夫なりが必要なんじゃないかなと思っています。

そこで、これも議員控室で出た言葉でございます。113ページ、ここに西郷村観光協会補助金というのがございます500万円。それと今、那須甲子自然の家の隣にグラウンドができました。家族……名前忘れましたが、陸上グラウンドでございます。それにも管理費が多々かかっておりまして、その維持管理は地元甲子温泉の方々にやっていただけるお話だったんですけれども、ここに意外と関連性があると思っております。500万円と駅前のまちおこしセンターと、それと向こうのグラウンドの管理、これを一緒にできて、もっと経費を削減できないかというのが議員の皆様方の意見でございました。その辺の検討をいただいて、この辺を何とか縮小して経費削減につなげないかと、こういうお話が議員の控室では語られておりました。この辺についてご検討していただけるのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

観光協会のほうでということ、先日の予算説明会の中でもお話があったことだと思います。それで、まちおこしセンターのほうに関しまして、あそこの開館時間というのが10時間、朝10時から夜8時までという形になっておりまして、当初28年度、今回、商工観光課のほうで予算を上げろという前に、県のほうの原子力災害対応雇用支援事業という形で県の補助の関係で、申請の段階では商工観光課のほうで担当という形にはなっていなかったもので、建設課さんのほうで上げていただいております。引き継いだという形になっていまして、今回の補助金につきましては雇用に係る人件費、あと社会保険料等が対象になっておりまして、今回、委託でということ、事務経費というのは最初から補助の対象外なんです。その補助の、事務経費がそちらのほうまで入るのであれば、観光協会の補助金のほうもその分削れる部分があるかと思うんですが、そちらのほうも観光協会ですら受けられるのであれば、そういうのも考えたいと思います。

あと、甲子高原こども運動広場につきましては、甲子地区の旅館と青少年自然の家で協議会をつくって、その中で受付の管理とか、あと運動広場のもろもろの清掃とか、その辺の管理をしています。そちらのほうも観光協会という形でありましたが、甲子地区についてちょっと距離がある部分もあり、常時あそこに人が張りつけられればそれにこしたことはないんですが、その辺も今の協議会と連携しながら、一般の利用者の方に向けての情報の公開とか、そういうお手伝いができればなと思っております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 私が言いたかったのは、これは各課をまたいで経費を削減できないかという提案なんです。そういうシミュレーションを常にやっていないと、縦割りでここに人件費がある、こっちにも人件費、こっちにも人件費じゃなくて、それをどうにか組み合わせて、3つの人件費を1つにできないかとか、そういう組み合わせをいろんな部分で経費、人件費ばかりじゃないんですけれども、いろんな部分で横のやつをスライドというか一緒にさせて、経費削減できないかという、そういうシミュレーションをしていただきたいというのが、これを質問した理由でございます。

ここは以上で終わります。どうもありがとうございました。

続きまして、153ページ、これは給食センターの業務委託でございますが、ここは聞いただけで終わりますので。これは、随意契約でいくのか、新たに入札をするのか、その1点だけお聞きいたします。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） 入札をもってやりたいということで、先日、入札を行った状況でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） ありがとうございます。

最後でございます。これは、私、去年の8月に改めて入ってきましたので、その前の2年間ちょっとわからなかったんですけども、111ページの家族旅行村の指定管理料の問題でございます。以前、これは100条委員会にかかりまして、その積算

根拠が不透明だということでクエスチョンマークのついたものでございますが、相変わらず1,188万円の予算が計上されております。これの積算根拠というのが見直され、またはあのとき指摘されていたのは、領収書がなくともお金を渡していたと、これが非常に問題であったと私は記憶しておりますが、その辺のことはクリアできてこの指定管理料になっているのか、お聞きいたします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

家族旅行村の指定管理につきましては、平成27年度から3年という形で、昨年3月の議会で新たな3年間という形で指定管理のほうの議案を出ささせていただきました、承認いただいたものです。その前段、積算という形で、今までの形と違った形で、実際、人を入れてという形で、草刈りとか清掃とかその辺の部分を含めて、あと電気代の部分も含めて、以前指定管理から外れた部分の芝刈りの部分の経費を参照しながら、今回1,100万円何がしという形の指定管理料で積算して、指定管理者のほうにお願いしたわけでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） またいろいろありました。一番メインで本当は一般会計についてお話ししたかったのは、監査意見書というのが出ていました。それについて予算もつくっていくというのが常套でありまして、私はその監査意見書を非常に大切に、その中を吟味しながら予算書とか決算書を常に見てまいりました。それを今日忘れたものですから、内容がはっきり今思い出せないの、ここで終わるような事態になりますけれども、非常にその意見書の中には意味深いというか、予算書を作成する上で気をつけていかなきゃならないというのがたくさん書いてあったと思われま。そこも踏まえまして、これから1年間この予算でいくのだろうと思っておりますけれども、一生懸命村民のために執行していただきたいと思っております。

これで質疑を終わらせていただきます。

私、国語力がなかったと思うんですけれども、風光明媚というところを何「ケンコウ明媚」と言ったらしいんですけれども、そこを訂正しておいてください。よろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） はい、了解いたします。

4番鈴木勝久君の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第22号「平成28年西郷村一般会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を

求めます。

(挙手多数)

○議長(白岩征治君) 挙手多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号～議案第28号に対する一括質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第21、議案第23号から日程第26、議案第28号まで、一括して議題といたします。

一括して質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、一括して討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本6議案を一括して採決いたします。

議案第23号から議案第28号まで、本6議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(白岩征治君) 挙手多数であります。

よって、本6議案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第27、議案第29号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第29号「平成28年度西郷村水道事業会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第28、議案第30号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第30号「平成28年度西郷村工業用水道事業会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号に対する質疑

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第29、議案第31号に対する質疑を許します。

13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 13番ですが、一般会計の補正予算につきまして質疑いたします。

ページで説明書の23ページでございます。その中の一般寄附が今回391万円計上されております。また、指定寄附金、それからふるさと納税ということでございますが、このふるさと納税についてトータル的に幾らになるのか、また、指定寄附金というものはどのようなものがあつたのか、それから一般寄附というものはどのような形を一般寄附といっているのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

まず、ふるさと納税でございますが、現時点での寄附額が平成27年度は51万円というふうになっております。それから、一般寄附金につきましては、JRAからの寄附金でございます。それから、指定寄附金につきましては、教育のためとか、あとはスポーツのためとか、使い道を限定されて寄附されたものでございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 一般寄附については、全額JRAからの寄附ということでしょうか、391万円ですか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 申しわけありません。ちょっと定かではございません。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 指定寄附なんです、これはこういう形でお金を使ってほしいという寄附者からのいわゆる要望で納入するというか、収納する寄附ということでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

一般寄附金というのは使い道を指定しない寄附金でございます、企画財政課長のほうから申されましたJRAの寄附金とかもその中に入っておりますが、指定寄附金というのはこのために使ってくれということで、福祉のためとか教育文化のためと



か、そういった使途を指定して寄附される寄附金でございます。

それから、ふるさと納税に関しましては、ふるさと納税に基づいて寄附金の項目で受けているものでございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） ふるさと納税については、また納税についての1つの決めとか、収納の方法とかいろいろ決まってはいると思うんですが、一般寄附と指定寄附をもしお申し出があって、寄附をしたいという方がおったときは、どのような手順で、例えば一般寄附はこういうふうな形で受け取りますよ、また、指定寄附の場合は、特定なものでしょうから、それを区別するためにどのような収納方法をとるのか、ある程度マニュアルというのはあると思うんですが、それお知らせ願いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

寄附の様式がございまして、目的、これに使ってくださいと書く欄がございます。そこに使途が記載されればそれに使うということで、そういう形で様式を定めてありますので、そこに書いていただくことになっております。（不規則発言あり）一般の場合は、特に使途の目的を指定しないで寄附をしていただくという形でございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 寄附の申し出があったときには、今、総務課のほうとしてはどのような形で、その寄附者からお金を現金で受け取る場合は、どのような方法で現金を受け取ってこられたのか。また、寄附者に対してどのような配慮をされてきたのか、その辺ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

通常、寄附といいますと、亡くなられた方の遺志ということで寄附に来られる方が多いんですが、その方に関しましては、先ほど言いました用紙を書いていただきまして、会計室に納めて領収書を発行します。それで、とりあえずその場は領収書を発行しまして、後日、寄附は納税関係で控除がございまして、その納税関係の証明を送り、また、感謝状を出しているという形でございます。それで、金額的に高額になれば、文化の日の表彰するという形になっております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 寄附金は、また、ふるさと納税も、いわゆる所得向上とかいろんななりますけれども、領収書を発行すると、そして感謝状を上げるという形なんです。その感謝状とか領収書というのはどういう形でお上げしているのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

以前は、10万円以上の方ということで規定しておりましたが、規定を変えまして、個人に関しましては、ちょっと申しわけございませんが、金額を大分上げまして、個人と企業に関しましても金額を上げておりますので、文化の日の表彰の金額まで至ら

ない方がほとんどでございます。

それで、領収書はその場で発行しております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 村の財務規則ありますね。寄附金を扱うときには、関係する村の条例とか要綱とかというと、どんなものが寄附金を収納するときは関係されますか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

財務規則とかが関係してくると思いますが、具体的にちょっと今思いつきませんが、関係してくると思います。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 私はずっと勉強不足であれですから、総務課長よりもちょっと見ただけで勉強したのかなと思うんですが、財務規則には、いわゆる領収書を発行する様式がありまして、そこに目的、どこに収納して使うということも書き込む領収書があるんですね、それを発行するようになっているんです。課長もわからなかったみたいなんです、そういう、結局、寄附者に対してその程度の知識しかないことで、非常に今問題があって、私どものほうに、村の行政としてはちょっといかがかなというお話があったので、ちょっとお話ししたいと思います。

この寄附金収納について、今言われたように、身内の方、またそのご家族、そういう方が亡くなるということは人生で一番悲しいこと、苦しいことだと思います。それは山崎総務課長も、自分の子ども、またお母さん、お父さん、また自分の奥さんが亡くなったときというのはすごく悲しいと思うんです。より悲しいと思うんです。そして、そのときに、家族のご遺志でお金を村のために、社会福祉とかいろいろののに使ってもらおうということで、村のほうに寄附をしたいというときに村に訪れたというときに、果たして本当に村が一番悲しくて、一番故人の遺志を酌んで村のためにという気持ちを持ってお金を、現金10万円懐に入れて役場に來たと。そのとき、どのような形でその方に対応するかということでちょっと問題があったので、課長にお伺いしたかったんですが。

その方、村から歩いていっても、10分なら届くぐらいの方が來たらしいんですが、寄附金持ってですね。そのときに、窓口でカウンター越しに、ああそうですかと行って、仮領収書を切りますと切って、お金を預かってそれで終わったというんですね。お茶もいただかないし、せめて私思うのは、担当課が村長の応接間あたりのね、中でもなくていいから、副村長の脇の応接室あたりとか、総務課長の脇の椅子のところでお茶の1杯飲んでいただいて、事情を聞いて、そして、ああそうですかと、ありがとうございましたと、わざわざ遠いところをありがとうございましたというのが普通かなと思うんですが、村の場合は、玄関窓口で立ったまま、領収書を切って、ありがとうございました、仮領収書ですということで、それでお帰りになってもらったと。

そして、その後がまたすごく、私もびっくりしちゃったんですが、今度その領収書、仮領収しただけで、本領収書はまだ來ていない中で、感謝状だけが宅急便で來た

というんですね。歩いて10分ぐらいです、役場から。宅急便で来たんですが、その感謝状、白い、いわゆる賞状の箱ありますね、入っていますね。賞状を包装しないで、箱のところ四隅をちょっとテープで張って、宅急便をぽんと張って、中には礼状もなければ何にもなくて、それで宅急便で来たというんですね。

一番悲しい、そして一番苦しい、そして村のため、そして使ってほしいということで役場まで来て、そして玄関口で仮領収書を切ってもらって、それでありがとうございますもなくて終わっちゃって帰ったら、宅急便でその感謝状が来た。これが今の村の行政の姿なんですね。

たまたまその方は、社会福祉協議会と村と同じ日に10万円ずつ持ってきたらしいんです。社会福祉協議会は、きちんと会長名でお礼の文章を書いて、そしてその方の家まで職員が行って、それでご焼香させていただいて、ありがとうございますということで感謝状を置いてきた。村は、仮領収書を切って、そして宅急便で、感謝状を包装しないで、丸出しのまま四隅にテープ張って、ぺたっと張って来たんです。これが本当にね、寄附金を持ってきたご家族に対して常にこんなことやったんならば、これ私、人間じゃないと思うんですね。本当にこんなことが常にまかり通っていたら、村の職員どういう考えしているんですかということです。誰ももう寄附しないですよ村に、そんな村に対して。

そして、いまだかつてご焼香もないし、2月29日に10万円ご寄附されたのに、昨日3月16日にまだ領収書が来ていない。そういう事務って、これでいいんでしょうか、総務課長、そういう形で。どこか、私の言ったことで、それは当たり前ですか、そんなことが。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

それはおっしゃるとおりで、大変申しわけございませんでした。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） そんなことでね、申しわけございません一言でいいんでしょうか。議長、ちょっと暫時休憩いいですか。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで暫時休憩いたします。

（午後7時01分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後7時02分）

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 今、携帯で写真撮ってきて、村長、総務課長にも見てもらいましたけれども、領収書も市販されている、いわゆる複写になっている領収書。様式によると、こういったありますよね、例規集に入っていますね。これ事務的にどうですか、服務規程なり、村の事務規程というんですか、わからないけれども、問題ないで

すか、こういうことで。会計室長からもひとつお願いいたします。総務課長と両方。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

規定どおりやるのが事務としては当たり前だと思いますので、問題があると思いません。

○議長（白岩征治君） 会計室長。

○会計管理者兼会計室長（芳賀盛男君） 会計室のほうには、3連式の領収、調定票をまず起こして、それでもって収入を受けるようになります。一部は本人控えと銀行さんと、そういうふうな形に一応なりますけれども、その件についてはちょっとまだ私も把握していないので。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） じゃ、会計室長、ちょっとお伺いしたいんですが、寄附金を扱うときに、市販されている領収書に、村長名じゃないですよ、村長名書かないでこういう領収書を発行するという事は、これ事務的に問題ないんですか。

○議長（白岩征治君） 会計室長。

○会計管理者兼会計室長（芳賀盛男君） 領収書、その名が、会計室で受け取った場合には、会計室で出納印を押しますので、持ってくれば、そこで現金と納付書をお預かりして、出納印を押して領収書をお返しします、事務担当者のほうに。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 結局、今、会計室長の言われるのが私は正しい処理の方法だと思うし、結局、こういうことをずうっと長年やってきたのかなという心配があるんです。立場逆になって、みんな、私ら若いからいいですよ。80歳近くになって、そしてやっそこさっそこ役場までたどり着いて、現金大事にして、本当に持って、村のために使ってもらおう、こうしてもらおうということで役場に来たときに、玄関口で、窓口で仮領収書切って、ありがとうで帰すのがいいのか。せめて、どうぞって上がっていただいて、そしてせめて、村長がいなければ副村長、副村長がいなければ総務課長、総務課長がいなければ課長補佐でも対応して、それでお茶を1杯召し上がっていただいて、そしてお名前を聞いたり、場所を聞いて、後日改めてお礼に参ります、感謝状を持ってまいりますのでということお話をして、領収書を発行して、そして後日すぐにも、一日二日したら、その方近いんですから、歩いて行けるんですから、そこに行っただけでちょっとご焼香して、感謝状を持ってまいりましたというのがいいのか、宅急便でぽんと打って、裸で宅急便でやる方がいいのかと考えたら、これはちょっと、総務課長、おかしいし、事務的にも領収書そのものもおかしいし、やり方もおかしいし、これどういうふうにしますか、対策。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

それは、やはりご遺志ということで、本人の気持ちでございますので、それに応えられるような形で、ちょっと検討して改めたいと思いますので、よろしくお願ひしま

す。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） やっぱり、総務課長、あなたおかしいですね。ご家族が身内を亡くし、そして一番悲しい、一番苦しくて、そして悲しんでいるときにそういう態度をとられたときに、やっぱりきちんと総務課長なり、村長なりのメッセージをお持ちして、丁寧に、その方のお家に行って、それでご焼香させていただいて、それでおわびの言葉を申し上げて、そして二度とこういうことのないように、きちんと役場の体制、マニュアル化をして対応いたしますので、ご容赦してくださいというのが筋じゃないんですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

そういう気持ちでございますので、そのような対応したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） あと、事務的に領収書の関係なんですけど、どのようにこれ、私も議会議員として、いわゆる村の執行を監視する立場として、こういうことが明らかになったんですけど、どのように対応、私考えればいいでしょうかね、こういう領収書の発行の仕方を見ていて。しょうがないでは済まないと思うんですけども。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

仮領収書ということですので、当然すぐに本領収書をお渡ししなければならないということもございますが、一般の市販の領収書を使うのも規定にはないこととございますので、その辺も見直して、ご指摘に沿うように検討したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） これね、本当に普通ならば私はこれ以上課長を責めないんですけど、これ、ご遺族のお気持ちを考えると、やっぱり今のことだけでは、私自身ちょっと納得できないし、本当に申しわけないなという気持ちでいっぱいでも来りました。そして、事務的にも、こういうずさんなことが平気で行われていたということに驚きもしていますし、それで、今日はたまたま監査委員の居川さんも来られていますので、こういう事務処理の仕方というのは、事務処理規程の中では、監査委員としてどのような形をとったほうが一番いいのかわちょっと、また、今回のことについて監査委員としてのご所見等があれば、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 代表監査委員、居川孝男君。

○代表監査委員（居川孝男君） ご質問の趣旨でございますけれども、当然、仮領収書というのは基本的にはあり得ないだろうと。そして、なおかつ財務規則の中に寄附金に対しての領収書の規定があるというお話でございますので、本来それにのっとって寄附金を受領すべきだと思いますので、規則がある上では、きちっとその規則どおりに

処理をしていただきたいというのが、会計監査人としての立場でございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 終わってしまったことだからしょうがないですが、ただ、ご遺族の方々の本当苦しみの中でのこういう役場の高慢な態度、そしてまたそういう事務処理、これは本当に反省していただきたいと思います。そして、その方に対して、しっかりと納得していただけるような形のおわびと、そしてまた対応していただきたいということをお願いします。

以上です。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

そのような形でさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 村長からも全然お言葉がないんですが、やはり村の結局、最高責任者としての村長の言葉もひとつ伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） びっくりして、おわびの言葉もないというところです。やはり、歳入項目がちゃんとあって、寄附も款項目節があらわれている。財務規則、収納の項目に書いてあるやり方。今のように、問題いっぱいあります。聞いてきてびっくりしました。まず、いっぱい問題あり過ぎて困りますけれども、でも、直ちに収納の正式ルールにのっとなって、それからおわびと、それから対応については十分に、ご信頼を害うことのないように、この後始末、責任を持ってやりたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 7番藤田です。議案第31号に対して質疑をしたいと思います。

何か今の話を聞いたら、がっかりしたというか、こういうことを村ではやっているのかなと、びっくりしています。

議案書の29ページをお願いしたいと思います。

原発の賠償金1,100万1,000円ですか、この内容をちょっとお示してください。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 藤田議員のご質疑にお答えいたします。

原発賠償金の中身でございますが1,100万1,000円、こちらは高圧洗浄機、それから農地除染の機械、それから放射能対策課のほうで購入しました線量計、それらに対する賠償金ということでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） この賠償金は、いつ入ってきたんでしょうか。

- 議長（白岩征治君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（田中茂勝君） ちょっと正確な期日は承知しておりません。12月の補正以降ということでございます。
- 議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。
- 7番（藤田節夫君） これは、村が損害賠償として請求した中の一部だとは思いますが、けれども、私が昨年9月の議会で、損害賠償の関係で一般質問しました。そのときに、一般会計分で2億1,467万円請求した分があると、そのうち東電から入金があったのが1,296万5,165円、わずか6%しか一般会計分は東電のほうから賠償が支払われていないということでしたけれども、9月議会以降に入ってきた分だとは思いますが、東電との交渉はまだ継続してやっていると思うんですが、この交渉はいつ、何月何日やったんでしょうか。年1回ですか、これ。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

申しわけございません。詳細については把握しておりません。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 東電と交渉はしていますよね。これは日にちというか、それとも毎年1回ですか、いつごろやられているんですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） これは町村会でやっております。西郷、矢吹、中島、泉崎、4人の村長と、それから相手は、時によって違いますが、本部長以下ということで10人ぐらいで、合同庁舎でやります。それ以外にも、この前は2月に本社に行ってきて、常務さんほかともやっております。その他、郡山市さんと、いろいろおいでになったときにもお願いしております。ただ、要求しているものについて一番大きなものは、人件費について見られておりません。一番大きな額であります。やはり今、除染その他の問題で、人件費についてはなかなか認められない、とんでもないということ、毎年加算して要求しているところでございます。

#### ◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午後7時40分まで休憩いたします。

（午後7時20分）

#### ◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後7時40分）

○議長（白岩征治君） ただいまの休憩中に、先ほど12番後藤議員から依頼のあった西の郷スポーツクラブに関する名簿について、全員に配付しておきましたので、ご了承願います。

#### ◎議案第31号に対する質疑（続行）、討論、採決

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、議案第31号に対する質疑を続行いたします。7番藤田節夫君の質疑を許します。7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 村長の答弁では、町村会でやっている、交渉していると。これは、各首長だけであって、担当者はそこには同席しないということによろしいですか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） もちろん、私だけじゃなくて、担当は全員いて、段取りをして、前段の打ち合わせをして、そして首長との意見交換会、要望会というふうに流れていくわけでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今、担当課長がよくわからないということだったので……（不規則発言あり）ええ、結構ですけれども、ただいま、東電のほうはもうこれ終息に入っていて、我々なりわい部分の賠償金にしても、もう2年先、2年分を上げるからもう終息してくれと。ところが、2年分入ってこないですよ、みんなカットされて4分の1や3分の1だったり、そういう状況なので、自治体で請求している現在、どんな成り行きというか、東電の出方というか、どんな感じなんでしょうか、交渉していて。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今のところが胆であります。私も、業を営む皆様方が、やはり風評がなくならないうちは賠償は引き続くべきだと、同じ考えであります。

この前、東電の常務さん、本店に行ったときは。風評とかいろいろあって、今のうちに、私どもが言っているのも、原賠償の中間指針、あれ以上ありません。よって、中間指針見直せと。その部分がちゃんとしなければ、東電がみずからの判断でそれを超える補償はできないという論旨でありますので、原賠償の中間指針をやっぴり見直してもらいたいというのを文部科学省に——これは任命権者ですから——言う必要があるわけです。ただ、その下でやるにしても、ADRとか、この前、裁判で、ADRの合意を上回るというか、和解案を上回る判決が出ましたね。やはり、あれを見ますと、この中間指針と風評、あれは国が、風評を根絶する原点は、国が前面に出て、やっぴり今の放射能何たるか、あるいは風評の原因を取り除かねばだめですよということを言っておきまして、その部分でやはり最大限の努力を。ついては、この西郷村においては、放射能の対策の人的費、これについても見ていただきたいということ言っているわけでありまして。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） じゃあ、この村外賠償金については、引き続き交渉していくということですね。とりあえず、今回入った1,100万円程度ですか、これを除いても、一般会計では約2億円まだ残っておりますし、まだまだ請求額が続いていると思うんですけども、今、村長が言われたとおり、東電は終息を図っているように見えるので、ぜひその辺はそうならないように、さらにはADRに申し立ても考えて、町村ですか、西郷村単独でなくてもいいと思うんですけども、そういった意味では、やっぴりこの西郷村だけでない問題だと思うんですけども。

そういった意味では、県も使いながら、あくまでも村税というか、税金なので、そういったことで、原因は東電にあるわけですよ、当然。それをもうどっちが被害者だ



かわからない状況になってきていますので、ぜひこの辺は今後も頑張ってもらいたい。ADRのほうも頭に置いて、頑張ってもらって今後も追及して、全て損害賠償請求額どおり、東電のほうからいただいてほしいと思います。

以上です。

あと、補正のほうのこれを見ると、ほとんど減額補正になっているんですけども、この辺のところはベテランの次の議員に任せて、私はこれで質疑を終わります。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。議案第31号について質疑をしたいと思います。

予算書の4ページ、第1款議会費から第13款の予備費まで、各項目がございます。これぱっと見ますと、消防費と、当たり前ですけども、予備費以外は全部減額になっている。これは、年度末を迎えて、事業が確定した中で事業費が確定して、余ったのかなというふうに理解をするところもでございます。ただ、その中でちょっと気になったものが2点ほどありましたので、質疑をしたいと思いますというふうに思います。

第3款の民生費、3項の老人福祉費の中の老人福祉総務費の中の負担金補助及び交付金で、高齢者福祉トータルサポート事業交付金、この交付金が340万9,000円減額されていますけれども、これなぜ減額されたのか、お示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 上田議員のご質疑にお答えをいたします。

高齢者福祉トータルサポート事業交付金につきましては、高齢者福祉のトータルサポートにつきましては3か所で、北部、中部、南部でやっているところがございますが、現在のところ、中部につきましては事業のほう、しっかり展開されております。北部と南部につきましてはそこまで、求めているところまではいっていないということで今回、減額の340万9,000円となったところがございます。よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。トータルサポートセンター3か所立ち上げをして、本来であればね。それで、中部、北部、南部と3か所でやる計画でいたけれども、中部した今動いていないということですよ。まあ、どうでしょう——いいです。この件は次の6月で、一般質問のほうでちょっと取り上げていきたいなと思いますので、これ以上聞くと質疑から外れてしまいますので。

続いて、衛生費の1の保健衛生費、この中の保健衛生総務費、各節にいろいろまたがっていますけれども、3か所から6か所ぐらい入っているのかな。からだの学校の予算の関係で502万7,000円、これも減額になっている、この理由についてもやはりお示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

からだの学校につきましては、当初1,000万円を超える額を予算計上いたしていたところですが、事業が4月当初から始まるものと当初は考えておりましたが、実際には10月から始まったということでございまして、その分に関する減額と、それから、白河厚生病院と一緒にといたしますか、からだの学校の手帳等やっておるところでございまして、そちらのほうで経費を削減したという部分も合わせて、このような減額になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。了解いたしました。4月から実施予定が10月にずれ込んだためということですね。

これに関しても、報償費、消耗品費、需用費、委託費、負担金、いろいろな項目にわたってきていますね。かなりこれも減額されていますよね。これに関しても、やはり何もなければ、6月の定例会で一般質問で取り上げていきたいなという内容でありますので、今日はここで終わりにしたいと思ひます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の質疑は終わりました。

ほかにございせんか。

4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 4番鈴木勝久です。議案第31号「平成27年度西郷村一般会計補正予算」について質疑申し上げます。

1点だけでございます。今、上田さんが言われた15ページの真ん中、老人福祉費補助金というところなんですけれども、高齢者にやさしい住まいづくりの助成事業ということなんですけれども、これは自分ちの息子とか家族が何かホームセンターから物を買ってきてつくってあげても、その手数料とか手間賃が出ないみたいなんですけれども、これを大工さんに頼むと、何かべらぼうな10倍も20倍もするお金がかかるそうなんですけれども、これもともこのやつというのはどういう使い方をするやつなんですか、ちょっと説明してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 鈴木議員のご質疑にお答えをいたします。

高齢者にやさしい住まいづくり助成事業ということで、こちらの助成事業は、高齢者等が住み慣れた住宅で自立と介護の負担軽減並びに在宅福祉の向上を図るために行う住宅改修費用の一部を助成をしております。手すりとか、あとは段差をなくすスロープといいますか……（不規則発言あり）20万円なんです、2万円負担、1割負担になりますので、18万円を村のほうから助成をするというような形になっております。26年度ですと67件で約700万円ほどの助成をいたしておりました、手すりとかスロープとか、業者さんがやられますので、そちらのほうの一部助成というような形で助成をいたしております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） これは上限が20万円ということなんです。細かい

3,000円、5,000円でも大丈夫ということなんですか、ちょっとわからないので、説明いただけますか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

上限が20万円ということで、例えばその方が5万円の手すりをつけて、まだ残り15万円ありますので、その額に達するまでは大丈夫ということになっております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 一番先に言ったのは、個人的に手すりをつけると、ホームセンターで買ってくると、例えば3,000円だと、3,000円で、ガソリン代はかかりま  
すけれども、それが6万円とか8万円とか、大工さんに頼むとかかっちゃうと。用途を広く使うのに、家族がそういう人につくって上げたいので、おじいちゃん、おばあちゃんにですね。ですから、そういう人件費は見ていただけないみたいなんですけれども、そういうのをもっと臨機応変にできないかとうご相談です。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

現在のところ、議員おただしのように、そういう個人的な部分については、うちのほうとしてはこの事業には該当しないということで取り扱っておりますけれども、そういうような形でやっている自治体がほかにあるかどうかというのはまだ調べておりませんので、もしそういう自治体等があれば、そちらのほうも参考にしながら、今後、高齢者も増えていきます。それから、高齢者を介護される方も増えていきますので、そちらのほうも参考にしながら検討していく内容であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） この260万円が余ったというのは、たしかこういうことが、そういう煩わしさとか、臨機応変というか、そういう個人でやるとお金が、ガソリン代とか人件費がおりないということで面倒くさくなると、大工さんが、1万円、2万円だと、なかなか電話しても来てくれないという状況もあるんです、今。ですから、そういうのも鑑みて、これから制度の見直しというのを検討していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 答弁いいですか。

○4番（鈴木勝久君） はい、いいです。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君の質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

- 議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第31号「平成27年度西郷村一般会計補正予算（第5号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手多数）
- 議長（白岩征治君） 挙手多数であります。  
よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第32号～議案第37号に対する一括質疑、討論、採決
- 議長（白岩征治君） 続いて、日程第30、議案第32号から日程第35、議案第37号まで一括して議題といたします。  
一括して質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
次に、一括して討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより本6議案を一括して採決します。  
議案第32号から議案第37号まで、本6議案に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（白岩征治君） 挙手全員であります。  
よって、本6議案は原案のとおり可決されました。  
◎議案第38号に対する質疑、討論、採決
- 議長（白岩征治君） 続いて、日程第36、議案第38号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第38号「平成27年度西郷村水道事業会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（白岩征治君） 挙手全員であります。  
よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第39号に対する質疑、討論、採決
- 議長（白岩征治君） 続いて、日程第37、議案第39号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）

- 議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第39号「平成27年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（白岩征治君） 挙手全員であります。  
よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第40号に対する質疑、討論、採決
- 議長（白岩征治君） 続いて、日程第38、議案第40号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第40号「平成27年度西郷村一般会計補正予算（第6号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（白岩征治君） 挙手全員であります。  
よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第41号に対する質疑、討論、採決
- 議長（白岩征治君） 続いて、日程第39、議案第41号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第41号「社会資本整備総合交付金事業平成27年度施工西郷高原大橋長寿命化修繕工事請負変更の契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（白岩征治君） 挙手全員であります。  
よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第42号に対する質疑、討論、採決
- 議長（白岩征治君） 続いて、日程第40、議案第42号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第42号「福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援)平成27年度施工西郷村民プール杭打ち工事請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。  
よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号に対する質疑

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第41、発議第1号に対する質疑を許します。  
2番高橋廣志君。

○2番(高橋廣志君) 2番高橋です。発議第1号「西郷村福祉の推進に関する特別委員会の設置の件」について質疑いたします。

西郷村福祉の推進に関する特別委員会の設置の件について、調査期間及び閉会中調査の中で、調査期間は現議会の任期となっております。現議会とは3月定例議会と私は解釈しますが、どのような見解をお持ちですか。

○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。

○13番(佐藤富男君) いわゆる去年の8月に我々議会議員が改選されました。その改選前までは、この特別委員会が議員定数削減と同時に設置されました。改選と同時に、この特別委員会がなくなったということでございます。今回、改めてまた新しい議員の中で特別委員会をつくって、我々の議員の任期、ですから、去年の9月から4年後の8月までの任期中というふうに私は理解しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(白岩征治君) 2番高橋廣志君。

○2番(高橋廣志君) そうすると、これの文言は現議員の任期ということに直さないともういんじゃないですかね。

○議長(白岩征治君) 13番佐藤富男君。

○13番(佐藤富男君) そういう事務的なことについては、ちょっと議会事務局長のほうからご意見賜りたいと思います。

○議長(白岩征治君) 議会事務局長。

○議会事務局長兼監査委員主任書記(藤田哲夫君) 質疑にお答えいたします。

今、平成27年8月28日からの4年間1期の議会は、第34期でございます。議会事務局としての認識としては、議員の任期は新たに生まれ変わったこの34期議会を指していると解釈いたしますので、現議会とは次の改選までと解したほうが妥当と

思われます。

○議長（白岩征治君） 2番高橋廣志君。

○2番（高橋廣志君） 私は、ここは現議員の任期という文言に直すべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 議会事務局長。

○議会事務局長兼監査委員主任書記（藤田哲夫君） 質疑にお答えします。

議員の任期というのは、例えば途中で何かの支障、故障があって、その人が存在しなくなるというふうなことも考えられます。委員会というのは、1つの諮問のための組織でございますので、人の集まりというよりも存在と解釈したほうがいいのではないかと思いますので、そこで議員の任期よりは、議会本会議で調査事項を付託されますので、あくまでも組織、存在として現議会というふうな表現のほうが適当だと思われれます。

○議長（白岩征治君） 2番高橋廣志君。

○2番（高橋廣志君） あともう1点、西郷村議会委員会条例第1条3項では、「常任委員会の委員は、議員の任期中在任する。」となっております。提案の特別委員会においては、調査研究し、講ずべき対策や政策を提言した時点で、私は任期終了と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 結局、今回の福祉推進につきましては、1年とか2年の段階でこの政策は終わりません。また、逆に言えば、これから永遠と、我々が生きて、また議員任期が終わった後も、10年、20年、100年過ぎてもこの福祉の問題、子育ての問題について、私は存在すると思うんです。そういう意味で、やはり我々が気がつかない、また、その時代の背景によってさまざまないわゆる問題点も提起されてくるし、浮かび上がってきます、その時代時代。その時代時代に合った政策、また施策をですね、やはり住民のニーズに応じていくという意味では、少なくとも私は最低限度、今回、我々の議員の任期中は許されておりますので、その間についてはこの職務を執行して実行していく、また、調査をしていく、提言をしていく、これはあくまでも我々議会議員の責任でありますし、責務であると思っております。

以上です。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ございませんか。

1番松田隆志君。

○1番（松田隆志君） 1番松田隆志であります。

私から、今回の発議第1号に対する質疑を行います。慣れない質疑ですので、お気づきの点がありましたら議長のほうへ注意をしていただけると幸いです。慣れない質疑ですので、お気づきの点がありましたらご注意いただきたいということでございます。

質疑に当たっては、会議規則第54条に自己の意見を述べてはいけないとありますので、その点を留意しながら質疑を進めたいと思います。

まず最初に、この発議第1号に記載してあることについて、何点かお伺いします。

4番目の目的及び調査事項についてであります。村の子育て支援及び高齢者生活支援等を行うための事業について調査研究し、構すべき対策や政策を執行部に対して提言するということではありますが、地方自治法の第109条では、付議された事件を審査するというだけしかうたっておりません。提言するということが入っているわけですが、この記述は間違いありませんか。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 今回の特別委員会の設置につきましては、いわゆる平成27年の議会の中において、議員定数削減をするということが問題でありました。この定数削減に賛成する議員、また反対する議員、双方おおむね半分半分おったわけでありませう。そういう中で、その反対する理由もこれは十分一理ある。また、賛成する考え方も一理ある。そういう中で、最終的に私自身、発議者である私は今回、議員定数削減を4名したほうが良いということで私は申し上げました。

ですから、八汐会の皆さん方は2名削減ということであったわけですが、私は4名なら賛成する、2名やってもしょうがないよということで、2名については賛同できないということで私はおったんですが、最終的に、八汐会の方々も4名削減ではちょっと数が多すぎると、何とか2名にしていだけないかということで私にも打診がありました。そして、私は正直言って、ならもう削減する必要ないというふうな気持ちでおりまして、また、私自身、いつもお世話になっております同僚議員のやはり反対だというものを押し切って、自分の意思をそこで妥協することできないという気持ちでおったんです。

しかし、さまざまいろいろな話し合いの中で、最終的に2名削減で了解していただきたいという強い要望がありましたが、その中で私自身は妥協したくはなかったけれども、ここで私が一人で我を張って、4名どうこうということでやっては議会の混乱を招くし、また、いろいろな問題も議会の中で起きてくるということもあって、それでは八汐会の皆さんの言われるような2名で妥協するしかない。しかし、2名削減で、例えば私もそこで妥協するわけですから、まして私がいつもお世話になった同僚議員の方々の意見に真っ向から反対した削減に踏み切るということですから、我々が身を切って、私自身もそういうつらい立場でこういった議員定数削減やったわけですから、そのお金について、当然基金をつくって、その基金の中から、いわゆる我々議会活動の中で、常に選挙を通し、また、議員活動を通した中で、住民からさまざまな福祉の問題を提言されますし、要望されます。そういうものを、ぜひ我々が身を切ったその中で生じた基金から出せるような形で、使えるようにしたいということの目的を、これは八汐会との合議の中で話をしまして、これが実際に八汐会との話し合いの中で妥協点を見出してでき上がったということでございます。

結果的に、いわゆる基金ができた。その基金ができた中でのお金の使い道は、あくまでも議会議員の方々がみずから身を切って生じた基金であるわけですから、そのお金を皆さんの議員活動の中で、いわゆるさまざまな方からさまざまな要望を受ける



から、それをこの我々委員会の中で話し合いして、そして実際に皆さんで合議の中で、これは行政のなかなか手が届かない部分だから、この我々の身を切った基金の中から使っていただこうじゃないかということでの政治的な、いわゆるある意味政治的な部分での提言を村長のほうにお願いをして、我々議員は執行権ありませんからできません。村長のほうに議会の意思として、こういう福祉政策をぜひやっていただきたい、その資金としてはこの基金があるから、その基金を使ってくれということで作るわけなものですから、その提言がなければ、今回、基金条例をつくって、また、議員定数削減した意味が全くないわけですから、これは提言することは私はやぶさかではないと思います。そしてまた、それが逆に地方自治法とか、特別委員会の中での活動の範疇を超えているということは私はないと思います。

以上です。

○議長（白岩征治君） 1 番松田隆志君。

○1 番（松田隆志君） 今お話がありましたが、議員定数の削減とこの西郷村福祉の推進に関する特別委員会の設置とは、私は関係ないと思いますが、それはお互い考え方の違いですので、次の質疑に移ります。

今言った提言なんですけれども、執行部に対して行うものとされておりますが、これは誰から誰に提言を行いますか。

○議長（白岩征治君） 1 3 番佐藤富男君。

○1 3 番（佐藤富男君） 当然これは特別委員会で調査研究、そして審議して、できれば全会一致をもって決定したものを、これを議長を通し、私は議会の意思としてこのような方向性が議会で議決されたということを委員会で決められたということ、議長のほうから村長のほうに申し送りしていただきたいなど、そのようには思っております、議会の意思としてですね。

○議長（白岩征治君） 1 番松田隆志君。

○1 番（松田隆志君） それでは、次の質疑に移ります。

先ほど特別委員会の任期については、議会議員の任期、これから約3年半あるわけなんですけれども、そうすると、特別委員会も3年半、常任委員会も3年半ということになりますよね。これでは常任委員会と変わらないように私は思うんですが、その違いを教えてください。

○議長（白岩征治君） 1 3 番佐藤富男君。

○1 3 番（佐藤富男君） 特別委員会と常任委員会の区別といいますと、常任委員会というのは、いわゆる地方自治法の中で議会の中につくりなさいという至上命令、これはもうつくらざるを得ない常任委員会ですね。でも、特別委員会というのは、いわゆる議会の意思、任意の調査研究する特別委員会でございますから、これが1年で終わろうと、2年で終わろうと、内容的に委員会の中での話し合い、合議によって1年で終わる場合もあるだろうし、また、延々と任期中もすることもあると思います。ただ、私は、いわゆる我々任期中以上に、住民の福祉の問題、子育ての問題はさまざまありますから、これがこの3年半で終わるといってもありませんし、それが3年半、任

期中に全て存在しても、私は住民に対して何ら迷惑もないし、悪い影響もないし、ましてや、また議員として常に勉強していく、また、村民の意向を聞いていく、調査をしていくということは大事なことです。決して私は村民の、住民の不利になることはない、利益になっても不利なことはないと思っております。

逆に言うと、ある意味、私は家族から、そんな大変な仕事はやらないで、ただ議会に行って、ただ手を挙げて、何にでも賛成していれば、あなたいいんじゃないのと言われました。正直言ったら、楽ですから。一般質問もやらない、質疑もやらない、ただこうやっていけばいいんです。そして、報酬は変わらないですからね、全然。それいいので、あんたもそうしたらと言われましたけれども、ただ、大変な仕事だよ、実際やれば。

しかし、これは、住民はそういうことをやってほしいと、また、議会の活動として、当然議員の責務として、これはやるべき仕事だと私は思っていますから、私は自信を持ってこの問題については精いっぱい取り組んで、少しでも福祉がよくなるように、また子育てが、お母さん方についても、子どもたちが本当に安心・安全で生活して、西郷村で住んでよかったと言われるような福祉の村にできるように、調査研究していきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 1 番松田隆志君。

○1 番（松田隆志君） それでは、次にお伺いします。特別委員会は、何をもって終了するというので考えておられますか。

○議長（白岩征治君） 1 3 番佐藤富男君。

○1 3 番（佐藤富男君） 特別委員会は、我々、正直言って、例えば今回の特別委員会をつくった目的というのは、議員の我々が身を切った基金がある限り、私は存在してもいいと思います。いわゆる子育て支援及び高齢者福祉基金条例がある限り、また、基金がある限り、私は延々とこれから10年、20年後、我々の後継者の議会でもあっても私はいいと思っています。それが逆に、例えばもし1年、2年後に終われというのであれば、それはそれで結構です。そのときには、また議員定数を2名増やしていただいて、18名に増やしていただきたいと、私はそのように思うんです。

○議長（白岩征治君） 1 番松田隆志君。

○1 番（松田隆志君） 今のお話は、お話はわかりました。ただ、地方自治法でいうところの特別委員会は、審査する、調査するというのでございます。調査をもって報告書を議長に提出して、それでその報告をもって解散というのが特別委員会の今までのやってきた、西郷でもそういった形でやってきました。それが、私は地方自治法の趣旨だと理解しております。考え方が違いますので、次に進みます。

それでは、次の質疑です。特別委員会の委員長の手当というのは幾らになりますか。

○議長（白岩征治君） 1 3 番佐藤富男君。

○1 3 番（佐藤富男君） それは、議会事務局長を長年やられたんだから、十分わかってらっしゃると思うんですよね、これは決まっているでしょう。あえて言わなくてもわかると思うんです。

- 議長（白岩征治君） 1 番松田隆志君。
- 1 番（松田隆志君） すみません。改めて聞いていますので、お答えください。
- 議長（白岩征治君） 1 3 番佐藤富男君。
- 1 3 番（佐藤富男君） 私、特別委員会の委員長手当って、報酬とか手当というのは全然無頓着でいたもんですから……（不規則発言あり）それは議会事務局長のほうからお願いいたします。
- 議長（白岩征治君） 議会事務局長。
- 議会事務局長兼監査委員主任書記（藤田哲夫君） 特別委員会委員長の手当でございますが、月額1万2,000円でございます。
- 議長（白岩征治君） 1 3 番佐藤富男君。
- 1 3 番（佐藤富男君） ついでに申し上げますが、私、これ特別常任委員会ができて、もし私が委員長になったということを仮定した場合として、そのときには皆さんにはかって、委員長手当を返上したいと思えます。（不規則発言あり）
- 議長（白岩征治君） 1 番松田隆志君。
- 1 番（松田隆志君） それでは、特別委員長の手当でございますが、全国的に見ても、特別委員長の手当を支給しているところというのはほとんどありません。西白河郡の町村議会では、西郷村議会以外に支給しているところがありませんが、ご存じでしたか。
- 議長（白岩征治君） 1 3 番佐藤富男君。
- 1 3 番（佐藤富男君） 私は、そういう手当については全く無頓着で、全然わかりません。また、私もお金が欲しくてやっているわけでもないし、そんなもの全然今まで考えたことなく、今言われて気がつきましたけれども、そういう何というか、特別委員会の手当がつくというのは、私が決めたんじゃないで、今までの議会の中で、それについては手当を出そうということ決まったんじゃないですか。それは議会事務局長、わかっておりますよね。私が要望したわけでも何でもないし。
- 議長（白岩征治君） 1 番松田隆志君。
- 1 番（松田隆志君） 今の話ですと、私に反問しているように私捉えたんですけれども……（不規則発言あり）いいです、別に。（不規則発言あり）
- 議長、ちょっと静粛をお願いします。考えていますので。（不規則発言あり）議長、静粛をお願いします。
- 議長（白岩征治君） 1 番松田隆志君。
- 1 番（松田隆志君） ちょっとお待ちください。今、ちょっと後ろのほうであったので、考えをまとめていますので。（不規則発言あり）
- はい。それでは、次の質疑です。
- 村の子育て支援及び高齢者支援等について、請願、陳情等が出てきた場合、この特別委員会でやるのか、それとも文教厚生常任委員会へ付託するのか、どちらになりますか。
- 議長（白岩征治君） 1 3 番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） それはもう当然のことながら、請願・陳情については常任委員会に付託するのが当たり前の話であって、我々は今回、こういう特別委員会の目的を持って、このことについてということで、その範疇だけをやると思っていますから、請願・陳情については、この特別委員会では何ら関与しなし、また、関係もしないし、助言もしないし、関与もする気はありません。

そしてまた、先ほどの特別委員長の手当の問題も話がありましたけれども、申しわけないですが、私はもう全て、健康保険税にしても何にしても満額、最高級ですし、もう預金も十分食べていだけあります。とても1万円、2万円の金が欲しいとか欲しくないとか、その辺の次元で私は話をしていることじゃないですから、その辺は理解していただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 1番松田隆志君。

○1番（松田隆志君） 今の質疑に対する提案者のお話なんですけれども、特別委員会ができたときに、それに関する請願・陳情が出てきたときは、特別委員会へ付託するようになります。（不規則発言あり）議長、静かにお願いします。（不規則発言あり）

議長、すみません、静かにお願いします。考えがまとまりませんので。（不規則発言あり）

それでは、最後の質疑に入ります。

今回の特別委員会を3年半継続するものとする、委員長手当を辞退するというお話はしておられましたが、辞退の方法もいろいろありますけれども、そうすると、委員長手当というのが41か月分で49万2,000円になるんですね。そのほかに経費を考えると、恐らく100万円ぐらいの経費がかかるんじゃないかと私も見込んでいるんですけれども、100万円かかるんだとしたら、その分について福祉関係予算に回すというような考えもできるんじゃないかと思うんですが、そういった件については考えがあるかどうか、それをお聞きします。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 正直言って、やっぱり役場の税金でご飯食べてきた人と、やっぱり私のようにね……（不規則発言あり）裸一貫から汗水流して働いてきた人間との差がここであると思うんですね。その3年半の40万円の委員長手当が云々と言っていますけれども、私、これカードがあります。ここに300万円あります。私自由に使えるカードです。申しわけないけれども、そんなお金のね、1万円、2万円の金でこの特別委員会をつくったわけでもないし、この福祉基金をつくったわけでもない。私はこんなことよりも、いわゆる議会の仲間の議員をね、去年、仲間の議員を裏切っただけじゃないけれども、あれだけ反対を押しつけて、私は自分の考え方を押し通してきて、仲間を裏切ってしまったと、そういう負い目さえ私は思っています、正直言って。そこまでやってきた人間が、目先の月々1万円が欲しいから、果たして。

申しわけないけれども、放射能対策特別委員会のときに、全く委員長手当無報酬でやってきたでしょう。365日、私毎日やりましたよ、家へ帰ってもやりましたよ。一切、私、手当ももらっていません。そして、東京へ電話し、国会議員に電話し、あ

そこに行き、全部私は無報酬でやりましたよ、これ。だから、そういうお金にかえて物事を判断したらいけない、政治だからこれは。あくまでもお金じゃないんです。

我々は議員だから、住民にとって今何が必要なのか、今、住民に何をすべきなのか、今、住民は何を考えているのか、何を欲しているのか、これを調べ上げて、そして足を運んで、それを政策の中に実現していく。そして、子育て支援もする、老人福祉もひとり暮らしの方のお手伝いしてくる、例えばそういうものやっていくことが我々の仕事であり、そのことをしたいというだけの話ですから、基金を使って。委員長手当のようなお金の次元の話しされちゃったら、これはやっぱり議員としてここで議論すべき問題じゃない、私は思います。

そういう意味で、松田議員にもね、私たちはあくまでも政治家なんだから、それは田舎の政治家かもしれないけれども、その政治家である、ただ単に職員ではないんですから、そういうことでの考え方を私は理解していただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 1 番松田隆志君。

○1 番（松田隆志君） 私、今、質疑しましたけれども、その質疑に対しての答弁はなかったように思いますので……（不規則発言あり）結局、その経費ですね。経費がかかるといった、その経費の見込額を、特別委員会を設置しないで、その分を福祉関係予算に回したらどうかということです。

○議長（白岩征治君） 1 3 番佐藤富男君。

○1 3 番（佐藤富男君） そこまで言うのであれば、私も究極のお話しします。今日、ここで議会解散しましょう。そうすると、年間1億円浮きますから、その1億円を使ってやったらいい、あなたの言い分そうですよ。ここで議会解散したらいいんですよ、議会必要ない。議会がなければ1億円のお金浮くんですから、そこまで言うのであれば。そして、さまざまなこと、あなた方も今まで政務調査費、月々2万円もらっているでしょう、24万円もらっているんじゃないですか。そして、皆さん方研修行っているでしょう、調査行っているでしょう、八汐会だって。そういう経費も無駄なんですか。私は、八汐会がどこに行って研修しようと、それはそれなりに、私はそれだけの議員としての資質、また勉強になりますから、全部が無駄とは思わない。それが、いわゆる世の中なんじゃないですか。教育もそうです。このお金を使ったから、教育がどこまであったかって、こんなのはかり知れないです。

今回、教育委員会でタイに行く、一緒に行った。そのタイに行った、その400万円かけた部分の無駄だったか、無駄じゃなかったかって、どうやって判定するんですか。これはそういうものは反対できないんですよ。（不規則発言あり）それは教育もそう、政治もそうなんです。それを言っちゃったらもうおしまいですよ。だったら、議会解散したほうがいいです、1億円年間浮きますから。

○議長（白岩征治君） 1 番松田隆志君。

○1 番（松田隆志君） 私が考えて質疑いたしたわけですが、その件についての答弁がなかったというのは残念でございます。

以上で終わります。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ございませんか。

14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 14番、提案者に質疑いたします。

会期が終われば新たな会期ということで、新たに考えていかなきゃならないという一節もあります。ですが、提案者は私らを裏切って、議員定数削減しましたよね。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 裏切ったという言葉が適切かどうかわかりませんが、正直言って、本当にあの4年間ともに、一緒に勉強して、一緒に考えて、一緒に行動してきたという点では、本当に最後まで、また私は皆さんと一緒にやっぱり行動をとるべきだったと思います。

また、私が平成11年に議会の議長させていただきました。そのときも、大石議員にも、また、後藤議員をはじめ皆さんの議員にお世話になって議長もやらせてもらったという……（不規則発言あり）本当にそういう義理もあります。ただ、そういうこともありましたけれども、ただ、やっぱり私は、八汐会の方々がアンケート調査をして、8割からの方々が議員定数削減すべきだというものがあったと、私はそれをすごく尊重しました。そういうことで、皆さんに話し合いして、本当に申しわけなかったんですが、そういう意味では、深く申しわけないと、今でも思っております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 同僚議員がそんなのやめろという話もよくわかります。また、大変時間がかかってきているから、保育園についても質疑したかったんですが、恐らく時間がかかるんじゃないかということで、質疑をしないでまいっています。

ですが、議員定数削減、裏切ったという言葉を使ったのは、そのときから強い信念を持って私はやるんだということを言っていたと。それで、今回、このような何というんですか、議案の提案して、やるという以上は、精いっぱいやっていただきたいなと、そのように思っております。ただ、この案件には賛成いたしますが、私は委員だけはならないということで、これが通った際には、ぜひとも子育て、高齢者支援のほうで頑張っていただきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 大石議員のお話も重々肝に銘じております。そして、何よりも私は、委員長手当が欲しいから特別委員会をつくったわけでも何でもありません。全く申しわけないけれども、お金には、申しわけないけど今、私は不自由していません、ある意味、それはいっぱいはないけれども。そういうんじゃないかと、本当に今、子育て支援、そしてまた高齢者福祉、これについては本当にこれからますます今まで以上に厳しくなってくる。待機老人も、待機介護者も本当に56人もいます。そしてまた、さまざまな、給食費も大変だという方々も、ご家庭もあるというような話も聞いておりますから、そういうものに少しずつ我々が努めをできるのか、勉強して、調査をして、そしてできる限りのご支援をしていく、そういうことでの議員としての最大限できる、

いわゆる議員の権限の中で最大できることをやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午後9時まで休憩いたします。

（午後8時40分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後9時00分）

◎会議時間延長の議決

○議長（白岩征治君） ここで時間の延長を申し上げたいと思います。午後11時まで延長したいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認め、午後11時まで延長いたします。

◎発議第1号に対する質疑（続行）、討論、採決

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、発議第1号に対する質疑を続行いたします。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

2番高橋廣志君。

○2番（高橋廣志君） 2番。発議第1号「西郷村福祉の推進に関する特別委員会の設置の件」について、反対の立場で討論いたします。

西郷村福祉の推進に関する特別委員会の設置の件について、提案者から一昨日、名称、設置の根拠、定数、目的及び調査事項、調査期間及び閉会中調査、そしてその提出の理由の説明がありました。この中で、子育て支援、児童館の充実、英語教育の充実、公園の調査・改修、貧困対策、スポーツ振興、高齢者の外出支援、高齢者の生きがい、介護サービス、貧困家庭への援助等、るる説明されました。それをもとに議員が勉強、調査し、村長に提言し、サポートするということでした。

私も幼児、高齢者、弱者に対する思いは提出者と同じく、理解するところでありませぬ。今回、新たに議案第40号「平成27年度一般会計補正予算（第6号）」において、子育て支援及び高齢者福祉推進基金積立金744万4,000円が計上され、子育て支援、高齢者に対する村長の積極姿勢が見えました。

また、今議会冒頭の所信表明の中で、西郷村まち・ひと・しごと創生総合戦略で、多子世帯の経済負担軽減のための保育料・給食費の減免、待機児童の解消、教育環境充実のための保育園、児童館の建設、高齢者に対しては、生きがいを感じ安心して暮らせる村づくりを推進していくと表明しております。そして、この戦略については、客観的に検証できる数値目標KPIを設定し、PDCAサイクルで推進していくと言

っております。

しかし、今回発議された特別委員会では、議員が村民の意見を聞いて調査、勉強し、これを執行部に提言するとなっておりますが、地方自治法149条2項において、普通公共団体の長は、「予算を調製し、及びこれを執行すること。」となっております。いわゆる執行権です。

また、平成27年3月23日、西郷村子育て支援及び高齢者福祉推進基金条例が成立しました。1条では「設置の目的」、2条「積立て」、3条「管理」、4条「収益の処理」、5条「処分」、そして6条では「この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、村長が定める。」となっております。

これらのことからしても、提案者の思いは理解できますが、村長の姿勢が前向きであり、その方針が予算に示されておりますので、議会には村長その他の執行機関の事務処理を住民代表の機関として監視する権限を有しているところから、あえて特別委員会の設置は必要ないものと考え、反対討論といたします。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 14番。議事進行で、議長にお尋ねいたします。

今、2番の議員が反対討論しましたが、2番議員は監査委員でもあり、長年議員を務めていて、監査委員が条例制定というか、議員提案の条例に接することに反対討論するというのは初めてな経験なものですから、このような反対討論を監査委員がしてもいいのかどうか、事務局長を通してお尋ねいたします。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君より、2番高橋廣志君が反対討論をいたしました。これについて、2番高橋廣志君は監査委員という立場で反対討論はどうかということでございますので、私もこれ勉強不足でございますので、今、事務局長とちょっとご相談して申し上げたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午後9時06分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後9時07分）

○議長（白岩征治君） 今ほど14番大石雪雄君より、議事進行がありました。監査委員であって反対討論はどうかということでございますが、西郷村議会関係例規集の中で、議員は平等の原則ということでもありますので、あえて問題ないのかなと、こんなふうに思います。また、討論は1人1回の原則ということでもありますので、あえて問題ないのかなと、そんなふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、反対討論が終わりました。

賛成討論を許します。

討論ないですか。

（「なし」という声あり）



○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結……  
（「議長、反対討論」という声あり）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午後 9 時 0 9 分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後 9 時 1 1 分）

○議長（白岩征治君） 討論は反対、賛成討論と交互にやるようになっておりますので、反対討論は今やりまして、賛成討論がないので、ここで反対討論は終結したいと思えます。

（「議長、議事進行」という声あり）

○議長（白岩征治君） 1 番松田隆志君。

○1 番（松田隆志君） 1 番松田隆志君でございます。議事進行発言をさせていただきます。

議員必携の 1 4 2 ページでございます。この 2 行目に、討論希望者が続出して容易に終結しないとき、あるいは討論交互の原則からして、賛成もしくは反対の意見が一方に偏り、これに相対する立場の意見がないような場合に提出すべきであって、討論を抑圧するようなことがないようにすべきであるということを書いてございます。これは、議長発言によって終結を会議にはかかるともできないということでございます。反対討論が続くことに関しては問題ないと私は思います。

なお、この件については、県の議長会に確認しております。

以上です。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午後 9 時 1 4 分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後 9 時 1 5 分）

○議長（白岩征治君） 先ほど 1 番松田隆志君より、議事進行がありました。ちょっと私も勉強不足で申しわけないんですけども、討論の終結ということがあります。この討論については、会議にはかかるともできないということでございます。議長によって終結を会議にはかかるともできない討論は、終結の動議の提出、討論希望者が続出して容易に終結しないとき、あるいは討論交互の原則からして、賛成もしくは反対の意見が一方に偏り、これに相対する立場の意見がないような場合には提出すべきであって、討論を抑圧するようなことがないようにすべきであるということでございますので、反対討論を許します。

1 番松田隆志君。

○1 番（松田隆志君） それでは、1 番松田隆志であります。今回の発議第 1 号に対する

反対討論を行います。

この反対討論は、私が村の子育て支援及び高齢者生活支援等を行うための事業を軽視し、反対しているのではなく、特別委員会のあり方そのものが問題なのだということを主張しまして、後日、私の主張がネット及びチラシ等によってゆがめられることのないよう、この反対討論において記録として残すことを申し上げておきます。

まず最初に、特別委員会の設置の根拠について述べます。

地方自治法第109条と西郷村議会委員会条例第3条によって、特別委員会の規定がございます。さらに、議員必携の89ページと168ページに詳しく解説がございます。

特別委員会の調査権については、数年前に西郷村議会で立ち上げた地方自治法第100条に基づく調査権などがございますので、皆さんご存じのことと思います。

さて、地方自治法第109条第4項に「特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。」とあります。ここでいうところの付議された事件というのはどういうことかと申しますと、先ほど申し上げた議員必携の89ページに書いてございます。特別委員会の設置を必要とする場合としては、(1) 複雑で重要な事件で、特別の構成による委員会で審査する必要がある場合、(2) 2以上の常任委員会の所管にわたり、1つの委員会に所属させることができない場合、(3) 常任委員会の所属が明確でない場合ということで書いてございます。この3つしかありません。

今回提案されました発議第1号の目的及び調査事項でございますが、「村の子育て支援及び高齢者生活支援等を行うための事業について調査研究し、講ずべき対策や政策を執行部に対して提言する。」とあります。この今申し上げた調査事項は、先ほど申し上げた3つの中に該当するとは私は思えません。

次に、目的及び調査事項の後半でございます。それは「講ずべき対策や政策を執行部に対して提言する。」というくだりでございます。特別委員会は、地方自治法によれば、審査、調査が目的でございます。地方自治法に基づき設置された特別委員会が政策を執行部に提言するなどということは、地方自治法のどこにも書いてございません。通常、特別委員会は、調査が終了しましたら、報告書を議長に提出し、解散でございます。

さらに、調査期間でございます。発議第1号の調査期間は、現議会の任期とし、閉会中も調査を行うとあります。特別委員会の調査期間については、通常、調査が終了するまでであります。議員の任期中続く——議会の任期中ですかね、続く特別委員会などというのは、私の調べた限りにはありません。

さらに、特別委員会を立ち上げれば費用がかかります。これは、先ほど質疑で申し上げたとおりでございます。特別委員会の委員長に対する手当は全国的にも珍しく、ほとんどは常任委員長に対する手当だけあります。議員の在任期間、特別委員会委員長に在籍すると、41か月で49万2,000円になります。さらに、費用弁償や資料作成に係る経費も出てまいります。日ごろ皆さんがおっしゃっている村民の血税から賄われるわけでございます。

子ども・子育て支援新制度が国で始まり、熊倉地区に新保育園の設置が村長より示されました現在、子ども・子育てに関する施策、さらに高齢者に対する施策、やらなければならないのは当然であります。

議会は、執行機関を監視する機関として監視、評価していかなければなりません。しかしながら、今回の特別委員会の審査事項は、わざわざ特別委員会を立ち上げなくても、所管の常任委員会でも十分に審査できることとございます。委員会条例の中にちゃんと書いてございます。文教厚生常任委員会の所管として、住民生活課、放射能対策課、福祉課、健康推進課、上下水道課の所管に関する事項とございます。わざわざ特別委員会を立ち上げて、余計なお金をかけなくても十分に審議できることとございます。なぜ余計なお金をかけてまで、常任委員会で審議審査できるものを特別委員会を設立しようとするのか、私には理解できません。

ここで、地方自治法の趣旨に基づかない無駄な経費を使う、この特別委員会の設立に誰が賛成し、誰が勇気ある反対をしたか、記録を残すために、記名投票による採決を提案し、皆様の良識ある判断をお願いして、反対討論とします。

以上です。

○議長（白岩征治君） 反対討論が終わりました。

ほかに賛成討論はないですか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

（「議長」という声あり）

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 議事進行でございまして、というのは、私も今回の採決におきましては、記名投票でお願いしたいということを申し上げたいわけとございます。

その理由といたしまして、人事問題、地域的問題のように、個々の議員の賛否を明らかにしないほうがより公正な結論を得られるような場合が、無記名投票においてはいいと。逆に、記名投票は、政治的な責任を明らかにしたほうが、より公正な表決が得られるような場合などに記名投票を採用することが考えられるということとなっております。

今回のこの子育て、福祉の特別委員会の是非、これは今、反対討論をお聞きしましたけれども、全く私からすればナンセンス、こんなことはやっぱり公務員上がりの、政治を知らない方の発言だなと。いわゆる政治というのは、法律じゃないんです。法律は確かにあるけれども、最終的には法律を守るけれども、その法律以上に大事なのがやはり政治。そして、政治とは、国会議員は国民、我々は村民、そういった方々の生活を守ることが政治なんです。

今の反対討論をお聞きしていると、政治的にも全く、村長に一任すれば済むことだからということなんですね。ということは、そもそも議会の不要論を唱えているだけの話であって、議会の存在そのものがもう経費の無駄遣いだと言っていると一緒なん

ですね、私から言わせれば。

だから、それはもちろんお金はかかるし、経費かかる。でも、月額1万2,000円がどうこう、私も今日わかりましたけれども、申しわけないけれども、例えば時給1,000円で、例えば私がもしも委員長として仕事やったときに、家でやり、きたとき、足はこんで、例えば12時間で1万2,000円になっちゃうんです、わずか。これ、委員長になったら、恐らくそんな10時間とか20時間のもんじゃない。一月にもう本当に40時間、50時間以上の時間を費やす。また、私だって会社、企業経営していて、それなりのやっぱり収入を得ていますから、申しわけないけれども、もう健康保険税だって最高額払っているし、住民税も大変な額になっている。本当にそんなひまだれしているという意味では、ただ賛成していればいいわけなんです。ところが、そうはいかない、やっぱり村民の生活がある、それが政治ですよ。

だから、例えばここで30万円、50万円かかったとしても、住民にそれ以上のことを望めることをやればいいのであって、大体、議会議員の報酬そのものだって、本当24万円分やっているんですかということですよ、裏返せば。本当に裏返せば、24万円の給料分働いているんですか。議員が1年間365日のうち、議会に何日来ているんですか。これこそ無駄でしょう、村民から言わせれば。

だから、それを言っちゃったら、これは際限なく、お互いに議会不要論、執行部任せ、村長も要らないんですよ、逆に言ったら。もう職員だけに任せておけば、課長さんに任せれば済んじゃうんです、こんなことは。経費の無駄。ただ、やっぱりそれは法律とかなんかじゃなくて、政治というものはやはりそこに存在するんです。法律で解決できない、そしてまた事務的な問題では解決しないもの、これをいかに住民に、やはり生活にやるかということが大事なんですよ。

それで、今日、たまたま40万円の金がどうだのこうだのあったけれども、だったら今日の議員の期末手当の問題あったでしょう、村長の期末手当の問題。あれで1回これ幾らになるんですか。さかのぼって、27年12月にさかのぼるんですよ、これ。さかのぼって報酬もらうんですよ。幾らなんですかこれ、正直言ったら。0.5か月分、これ幾らになりますか。大変な額になるんでしょう。これは賛成しておいて、この特別委員会は反対する。そういう、もらうものはもらって、人がもらうものは反対だとかなかとけちつける。こんなこと、とてもじゃないけれども、全く政治じゃないですよ。

それで、もうそういう考えならば、職員に任せておいて、もう議会なんか要らないんです。ただ、村民の監視役、村民の要望、ニーズを行政執行部に訴えて、そして反映していただくというのが議員の職務ですから、そういう意味で、非常に今回の特別委員会のこの推進に関する議案は、政治的なものが絡んでおります。だから、これは政治家として、私はこれが否決されてもかまわないんですよ、結果として。私は楽し、誰も損しませんから、私、一切損しません。もう本当に失うもの何にもないです。

ただ、そういう福祉のいわゆる支援、サポートを待っていらっしゃるお母さん方、ご老人のことを考えれば、私は委員会つくって頑張ったほうがいいのかないかなと思った

けの話ですから、全く私は損をしませんから、その40万円、4年間40万円よりも、4年間で私は500万円の金稼ぎますから、申しわけないけれども、その時間的に考えれば。だから、そういう意味では、そんなのはナンセンスなんです。お金の問題言っちゃおしまいよ、本当に。

それで、これは私も記名投票でやっていただいて、たとえ否決されても、それぞれ村民に正しくお互いに言い分を伝えて、後は村民の判断を仰ぐということだと思います。ただ、これがなくなることによって、今まで行政の力でかゆいところに手が届かなかったことが、私は失われてしまうと思います。そして、我々議会議員としても、本当に住民の、言葉に出せないで待っていらっしゃる、そういう行政の力を待っている方々に対して、私はそんな金で議員、1万円、2万円の問題で解決すること自体がこの議会の次元があまりにも低過ぎる、情けなく思います。

そういうことで、記名投票でよろしくお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） これから、発議第1号「西郷村福祉推進に関する特別委員会の設置の件」の採決を行います。

この採決については、1番松田隆志君、13番佐藤富男君から記名投票にされたいとの要求がありましたので、記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。（議場閉鎖）

○議長（白岩征治君） ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に9番秋山和男君、10番矢吹利夫君、11番上田秀人君を指名いたします。

○議長（白岩征治君） 投票用紙を配ります。

念のため申し上げますが、記名投票の場合は、本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載されるほか、併せて自分の名前も合せて記入をお願いいたします。（投票用紙配付）

○議長（白岩征治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたします。立会人の方は投票箱の点検をお願いいたします。（投票箱点検）

異状ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票、願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

（事務局長の点呼により議席1番から順次投票）

○議長（白岩征治君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。9番秋山和男君、10番矢吹利夫君、11番上田秀人君、開票の立会いをお願いいたします。（開票）

それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち賛成11票、反対3票。

以上のおり賛成多数です。

したがって、発議第1号は原案のおり可決されました。

別記

記名投票における賛否の氏名について

西郷村議会会議規則第124条（会議録の記載事項）により記載。

1番松田隆志（反対）	2番高橋廣志（反対）	3番真船正康（反対）
4番鈴木勝久（賛成）	5番佐藤厚潮（賛成）	6番南館かつえ（賛成）
7番藤田節夫（賛成）	9番秋山和男（賛成）	10番矢吹利夫（賛成）
11番上田秀人（賛成）	12番後藤功（賛成）	13番佐藤富男（賛成）
14番大石雪雄（賛成）	15番真船正晃（賛成）	

議場の閉鎖を解きます。（議場開鎖）

◎特別委員会委員の選任

○議長（白岩征治君） ただいま特別委員会の設置の件が可決いたしましたので、引き続き特別委員会委員の選任を行います。

委員会条例第4条第4項の規定により、特別委員の委員は議長が会議にはかって指名することになっております。

おはかりいたします。

特別委員会の委員は、ただいまの議決に従い、正副議長を除く14人をもって委員としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認め、委員は正副議長を除く14人と決定いたしました。

続いて、委員長、副委員長を選任し、議長まで報告するよう求めます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで暫時休憩いたします。

（午後9時43分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後9時57分）

○議長（白岩征治君） ただいま休憩中に、西郷村福祉の推進に関する特別委員会が開催され、その結果について議長に報告がございました。

議長より報告いたします。西郷村福祉の推進に関する特別委員会の委員長に13番佐藤富男君、副委員長に9番秋山和男君と決定いたしました。

それでは、委員長、副委員長になられた両君にあいさつをお願いいたします。

13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 福祉推進特別委員会の委員長を仰せつかりました佐藤富男でございます。

少子高齢化、そしてまたこれからますます高齢社会を迎えて、予期しない、また、想定外のさまざまな福祉政策が必要な時代が待っていると思っております。また、私も選挙を通じて、また日ごろ子育ての方々から、本当に行政がなかなか届かない声なき声の福祉のお話も聞いておりますので、そういったものを、地味ではありますが、一つ一つ丁寧に、そして真摯に住民からお話を聞いて、それを生かせるものかどうか、皆さんと協力して、そしてまた議長の協力も得ながら、何とか少しでも住民の幸せにつながるような政策を打ち出す、そして皆さんと一緒にそのことをまとめ上げていきたいと思っておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、議長にも、改めて委員会運営につきましてご指導とご協力をお願いしまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 次に、副委員長に選任されました9番秋山和男君のあいさつをお願いいたします。

○9番（秋山和男君） 副委員長に推薦されました秋山和男でございます。

委員長を補佐し、西郷村発展のために邁進することをお誓いし、あいさつにかえさせていただきます。今日は本当にありがとうございます。

○議長（白岩征治君） あいさつが終わりました。

◎議案第43号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 次に、追加日程第1、議案第43号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第43号「西郷村教育委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第42、請願・陳情に対する委員長報告であります。  
請願第1号、請願第2号及び陳情第1号に対する産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

10番矢吹利夫君。

○産業建設常任委員会委員長（矢吹利夫君） 10番。産業建設常任委員会委員長審査報告いたします。

本定例会において産業建設常任委員会に付託されました請願2件、陳情1件につきましては、3月2日、本会議終了後、第二会議室におきまして全員出席のもと委員会を開催し、審査したところであります。

厳正なる審査の結果、請願第1号「「労働時間と解雇の規制強化を求める意見書」を国に提出することを求める請願書」、請願第2号「「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」を国に提出することを求める請願書」、陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」につきましては、採択すべきものと決しました。以上のとおり報告いたします。

以上。

○議長（白岩征治君） 委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

これより請願第1号、請願第2号及び陳情第1号の3件を一括して採決します。

3件に対する委員長報告は、いずれも採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、3件はいずれも採択することに決定いたしました。

続いて、請願第3号に対する総務常任委員会の委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、南館かつえ君。

○総務常任委員会委員長（南館かつえ君） 6番。総務常任委員会委員長審査報告いたします。

本定例会において総務常任委員会に付託されました請願1件につきましては、3月15日、本会議終了後、第二会議室におきまして全員出席のもと委員会を開催し、審査したところであります。

厳正なる審査の結果、請願第3号「「安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書」を国に提出することを求める請願書」につき



ましては、採択すべきものと決しました。

以上のおりご報告いたします。

○議長（白岩征治君） 委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

請願第3号に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

委員長報告のおりご決定することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、請願第3号は採決することに決定いたしました。

続いて、陳情第2号に対する文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、佐藤厚潮君。

○文教厚生常任委員会委員長（佐藤厚潮君） 5番。文教厚生常任委員会委員長審査報告  
いたします。

本定例会において文教厚生常任委員会に付託されました陳情1件につきましては、  
3月2日、本会議終了後、第二会議室におきまして全員出席のもと委員会を開催し、  
審査したところであります。

厳正なる審査の結果、陳情第2号「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の  
軽減を求める意見書提出の陳情について」につきましては、不採択とすべきものと決  
しました。

以上のおりご報告いたします。

○議長（白岩征治君） 委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

陳情第2号に対する委員長報告は、不採択とすべきものであります。

したがって、原案について採決を行います。

ここで、注意を申し上げます。可とはかる原則に従い、原案についての表決を行う

わけでありますから、採択する場合は挙手を、不採択とする場合には挙手せずに表決をしていただきます。

それでは、おはかりいたします。

陳情第2号について、採択することに賛成する議員の挙手を求めます。

(挙手少数)

○議長(白岩征治君) 挙手少数であります。

よって、陳情第2号は不採択と決定いたしました。

◎追加日程の議決

○議長(白岩征治君) ここで、発議4件が追加提案されました。

これを日程に追加し、追加日程第2から追加日程第5として直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

発議を配付します。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) 暫時休憩いたします。

(午後10時10分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後10時12分)

○議長(白岩征治君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

◎追加日程の一括上程(発議第2号～発議第5号)

○議長(白岩征治君) それでは、追加提案されました発議4件につきましては、日程第42の次に追加日程第2、発議第2号、追加日程第3、発議第3号、追加日程第4、発議第4号、追加日程第5、発議第5号といたします。

おはかりいたします。

追加提案されました発議全4件につきましては、先ほど採択されました請願・陳情に伴う意見書提出に係る議案でありますので、提案の趣旨説明は省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

◎発議第2号～発議第4号に対する一括質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 次に、発議第2号、第3号及び第4号につきましては、産業建設常任委員より提案された議案であります。

本3件につきましては一括議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

一括して議題といたします。

発議第2号から第4号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

採決につきましても一括して採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

これより一括して採決を行います。

発議第2号、発議第3号及び第4号に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、本3件はいずれも原案のとおり可決されました。

◎発議第5号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、発議第5号については、総務常任委員より提案された議案であります。

発議第5号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第5号「安全保障関連2法(国際平和支援法、平和安全法制整備法)の廃止を求める意見書の提出について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(白岩征治君) 挙手多数であります。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長(白岩征治君) 次に、日程第43から日程第46までの各常任委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から、会議規則第75条の規定により、所掌事務調査及び所掌事務調査について、閉会中の継続審査の申し出がございました。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字の整理、訂正につきましては議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、議長に一任をいただきます。

◎閉議の宣告

○議長（白岩征治君） 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（白岩征治君） これをもちまして、平成28年第1回西郷村議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

(午後10時17分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年3月17日

西郷村議会 議長 白岩 征治

署名議員 藤田 節夫

署名議員 金田 裕二